

第5期

# 鶴ヶ島市障害者支援計画

第7期鶴ヶ島市障害者プラン

第7期鶴ヶ島市障害福祉計画

第3期鶴ヶ島市障害児福祉計画

ともに生きる

やさしさのあるまちをめざして

令和6年3月

鶴ヶ島市



## ごあいさつ

鶴ヶ島市では、令和3年3月に「第4期鶴ヶ島市障害者支援計画」を策定し、障害者施策を総合的に進めてまいりました。

この期間中、市では医療的ケアを必要とする障害児者への支援や、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点の機能の充実等、関連施策を推進してきました。そして、令和5年3月には、障害者の情報取得・コミュニケーション手段の理解促進及び環境の整備を進める



る「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」と、手話の理解促進及び環境の整備を進める「鶴ヶ島市手話言語条例」を制定したところです。

国においては、令和4年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や、令和3年の障害者差別解消法の改正による、令和6年4月1日からの事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化など、障害のある人もない人もともに生きる社会の実現に向けた法整備が進みました。

しかし、こうしたことの方では、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大が何度となく繰り返され、その都度、社会を不安にさせてきたところです。

このように障害のある人を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題やニーズを踏まえながら、今後の実効性ある障害者施策を推進するため、このたび、市では「第5期鶴ヶ島市障害者支援計画」を策定しました。今回の計画は、障害のある人もない人も、誰もが平等に学び、働き、暮らせる社会となるよう、「ともに生きるやさしさのあるまちをめざして」を基本理念としています。これにより、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、施策を着実に展開してまいります。市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、鶴ヶ島市障害者支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、並びにご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

## 目 次

第1章	計画の概要	
第1	障害者支援計画策定の背景及び趣旨	2
第2	障害者支援計画の位置づけと期間	3
第3	計画の対象者	4
第4	障害者支援計画策定のプロセス	5
第2章	現状と課題	
第1	障害者の状況	8
第2	アンケート調査結果に基づく障害者の状況	13
第3	障害者団体等ヒアリングからの意見・課題	26
第4	課題の整理	30
第3章	第7期鶴ヶ島市障害者プラン	
第1	基本理念	34
第2	基本目標	35
第3	施策の体系	36
第4	施策の展開	38
	基本目標1 理解を深め権利を擁護する	38
	基本目標2 地域生活を支援する	44
	基本目標3 社会的な自立を促進する	54
	基本目標4 障害のある子どもへの支援を充実する	58
	基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する	62
	◆第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画◆	70
第4章	第7期鶴ヶ島市障害福祉計画・第3期鶴ヶ島市障害児福祉計画	
第1	基本的な考え方	75
第2	提供体制確保の目標	76
第3	支援の種類ごとの見込量・確保の方策	82
	(1) 障害福祉サービス	82
	(2) 児童発達支援	97
	(3) 地域生活支援事業	102
	(4) その他の事業	114
第5章	計画の推進	
第1	市民・関係機関との連携	118
第2	情報の提供・広報	118
第3	計画の達成状況の点検及び評価	119
第4	財源の確保	119

資料編

1	鶴ヶ島市障害者支援協議会設置要綱	124
2	鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会設置要綱	127
3	計画策定の経過	129
4	市民コメント制度の実施	130



# 第1章 計画の概要

## 第1 障害者支援計画策定の背景及び趣旨

---

鶴ヶ島市では、令和2年3月に『第4期鶴ヶ島市障害者支援計画（第6期鶴ヶ島市障害者プラン・第6期鶴ヶ島市障害福祉計画・第2期鶴ヶ島市障害児福祉計画）』を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、福祉サービスに係る数値目標及び見込み量を設定し、障害者の生活支援策の充実に努めてきました。

この計画期間中、本市では、障害者の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するため「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」及び手話が言語であることの理解促進及び手話の普及を図るため「鶴ヶ島市手話言語条例」を制定し、今後の市の方針を示しました。

国においては、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が制定されました。

障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正等の大きな動きがありました。

また、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会全体を大きく揺るがす出来事も起こりました。

このように障害のある人を取り巻く社会情勢の変化する中、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ、障害のある人のニーズを的確にとらえながら障害者施策を推進し、障害のある人が社会の一員として分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちの実現を目指して「第5期鶴ヶ島市障害者支援計画」を策定するものです。

また、本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を前提に施策を進めます。

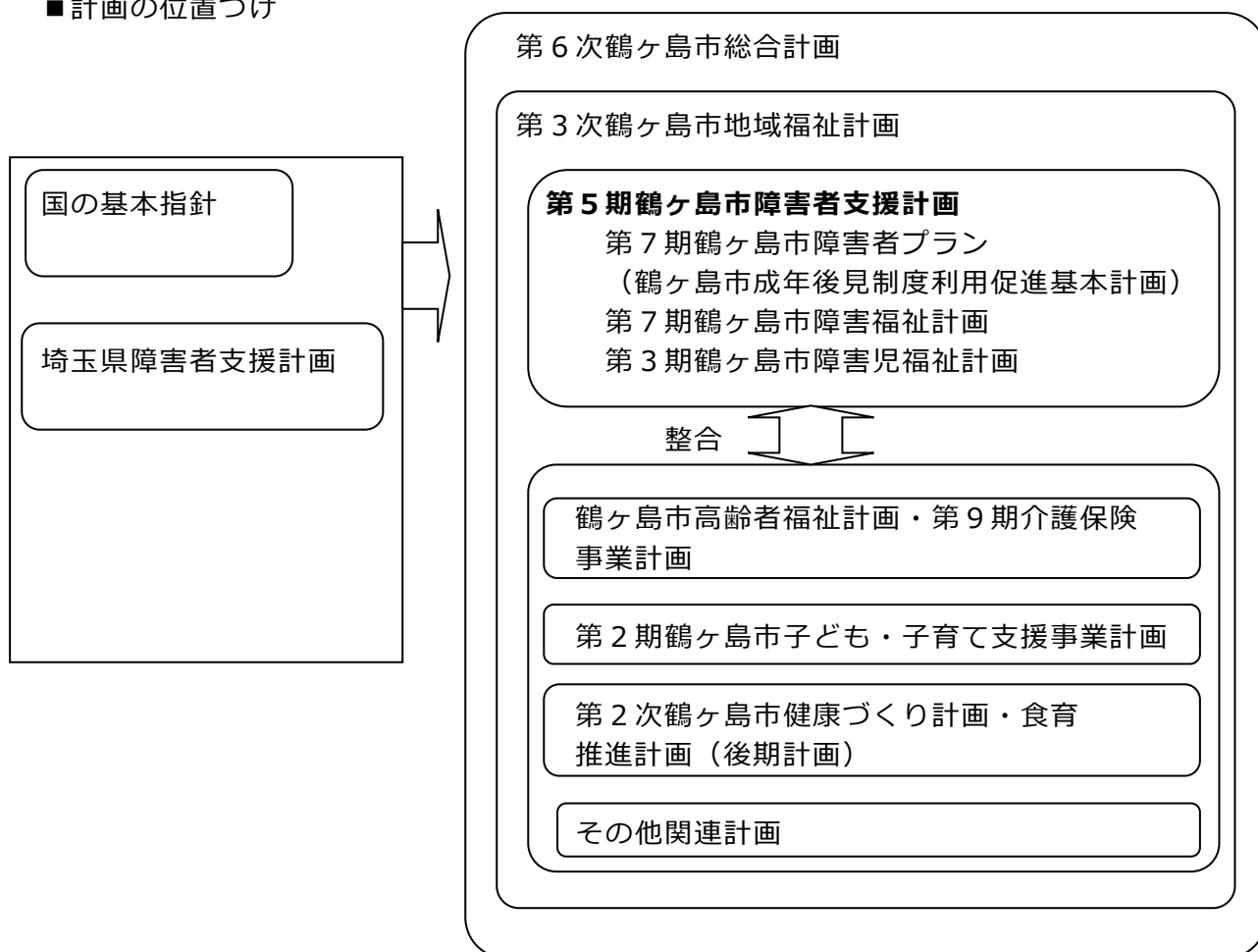


## 第2 障害者支援計画の位置づけと期間

### (1) 障害者支援計画の位置づけ

- ◎ 障害者支援計画は、「第7期障害者プラン<sup>\*1</sup>」、「第7期障害福祉計画<sup>\*2</sup>」、及び「第3期障害児福祉計画<sup>\*3</sup>」を統合した計画として策定したもので、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的な方向を定めた総合的な計画です。
- ◎ 国及び埼玉県それぞれが策定した関連計画や、市が策定した各種計画などとの整合・連携を図ります。
- ◎ 「第6次鶴ヶ島市総合計画」の部門計画として策定します。

#### ■ 計画の位置づけ



\*1 障害者プラン

障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として定めるものです。本市における障害者の状況を踏まえ、市の障害者施策に関する基本的な方向性を定めます。

\*2 障害福祉計画

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言う。）第88条に定めるもので、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標と必要量の見込みを定めます。

\*3 障害児福祉計画

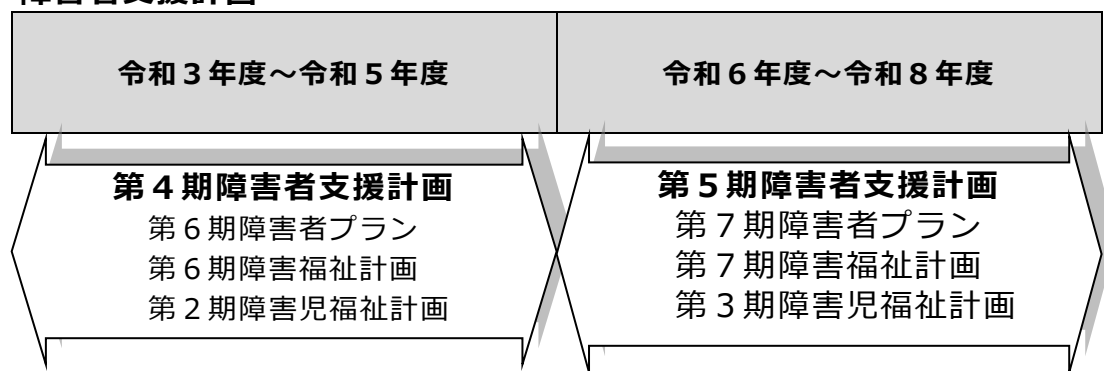
児童福祉法第33条の20に基づき、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するために必要な事項を定めるものです。

(2) 計画の期間

◎ 障害者支援計画（第7期障害者プラン・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。

なお、この期間中においても、社会変化・法制度の変更などにより、計画の部分的変更、見直し、付加などを必要に応じて行うこととします。

**障害者支援計画**



**第3 計画の対象者**

本計画では、「障害者」の範囲を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害\*<sup>4</sup>を含む。）のほか、難病\*<sup>5</sup>その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

なお、「障害児」は、児童福祉法で規定する障害児を対象とします。

\*<sup>4</sup> 高次脳機能障害

けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態を指します。

\*<sup>5</sup> 難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病のこと。また、経過が慢性にわたり、単に経済性のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病のことです。

## 第4 障害者支援計画策定のプロセス

---

### (1) 障害者福祉についての市民意識調査の実施

障害者福祉の現状や市民ニーズを把握するために、令和5年6月～7月に障害者手帳を所持している市民及び障害児福祉サービスを利用している市民700人を対象に「障害者福祉についての市民意識調査（以下「アンケート調査」という。）」を実施しました。

### (2) 障害者関係団体・障害福祉サービス事業所からのヒアリングの実施

障害者支援計画の策定にあたっては、障害のある人の団体や障害福祉サービスなどを提供している事業所・団体から現状や意見を聞くヒアリングを開催し、意見を参考にしました。

### (3) 鶴ヶ島市障害者支援協議会等からの意見聴取

障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者など、障害福祉に関わる関係者をはじめ、公募による市民委員により構成された「鶴ヶ島市障害者支援協議会<sup>\*6</sup>」及びその作業部会により、意見をいただきました。

### (4) 庁内策定委員会及び関係部局による検討

障害者支援計画の策定にあたって、庁内組織である障害者支援計画策定委員会により、第4期障害者支援計画の実施状況や障害者支援計画の具体的な取り組み内容や手法などについて検討を行いました。

### (5) 市民コメント制度の実施

障害者支援計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、障害者支援計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しました。

---

<sup>\*6</sup> 障害者支援協議会  
地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。



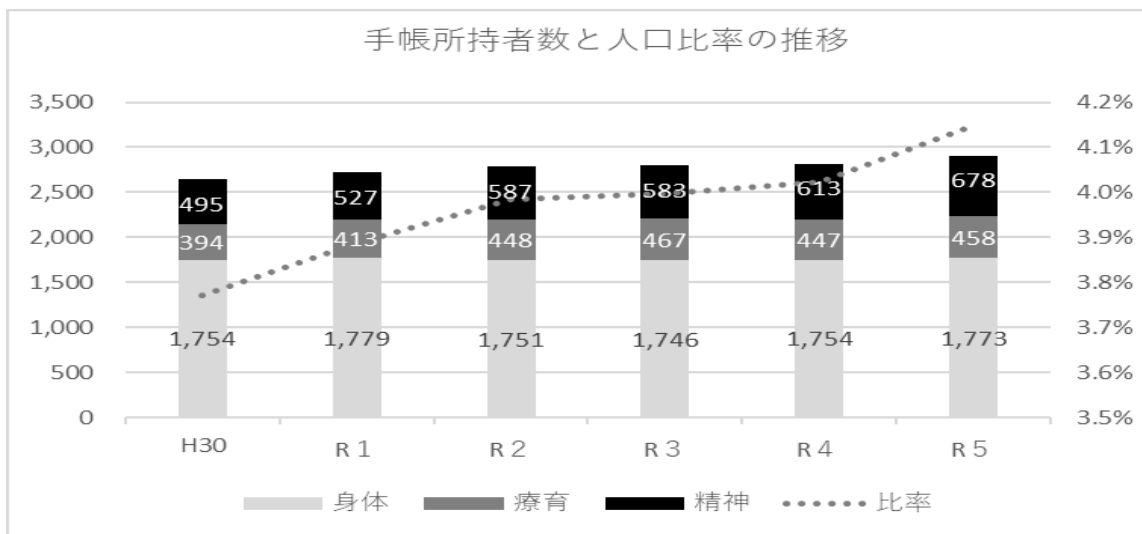
## 第2章 現状と課題

## 第1 障害者の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）は増加し、令和5年4月1日現在は2,909人です。総人口に対する比率は、令和5年で4.15%になっています。

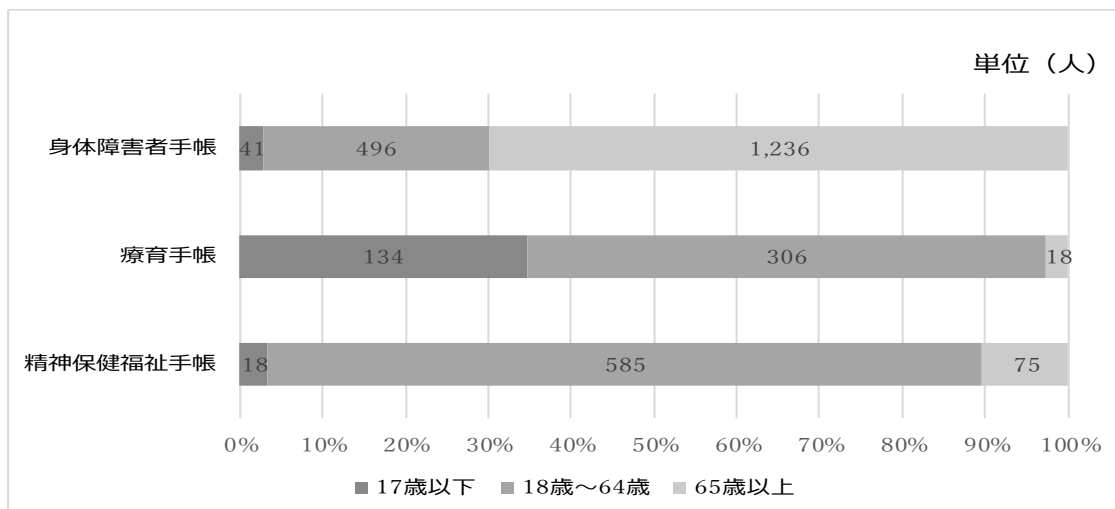
#### ■障害者手帳所持者数及び市人口に対する比率の推移



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市の人口	70,081人	69,950人	69,942人	69,969人	69,927人	70,112人
所持者	2,643人	2,719人	2,786人	2,796人	2,814人	2,909人
比率	3.77%	3.89%	3.98%	4.00%	4.02%	4.15%

※各年4月1日現在の手帳所持者数

#### ■障害者手帳種類別及び年齢別の状況（令和5年度）



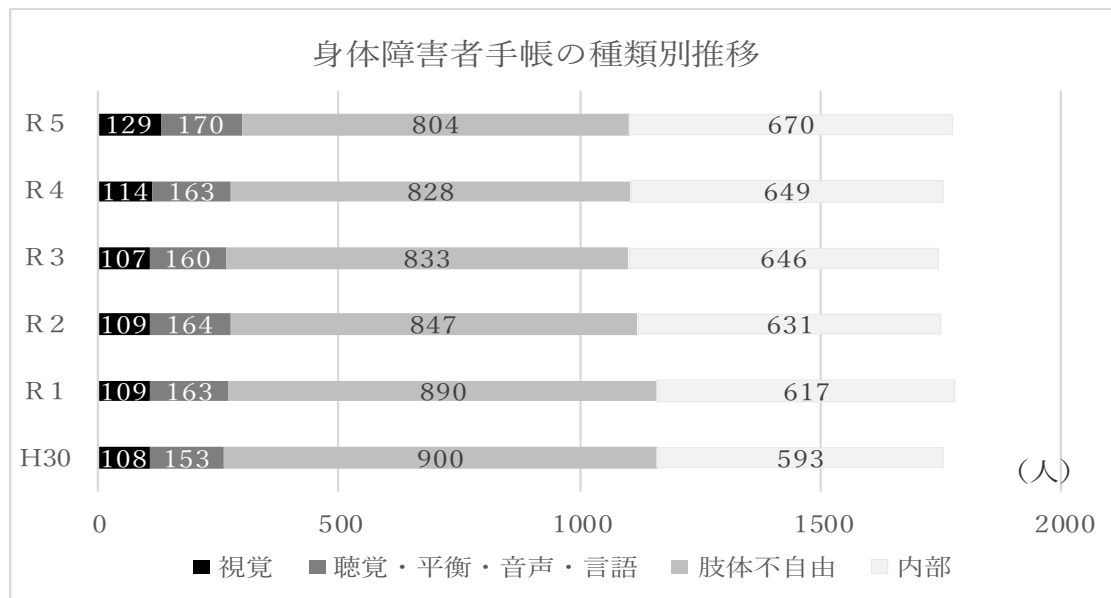
※令和5年4月1日現在の手帳所持者

## (2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで、令和5年4月1日現在は1,773人となっています。

障害の種類別にみると、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、最近では「内部障害（心臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸器機能障害など）」が増加傾向にあります。

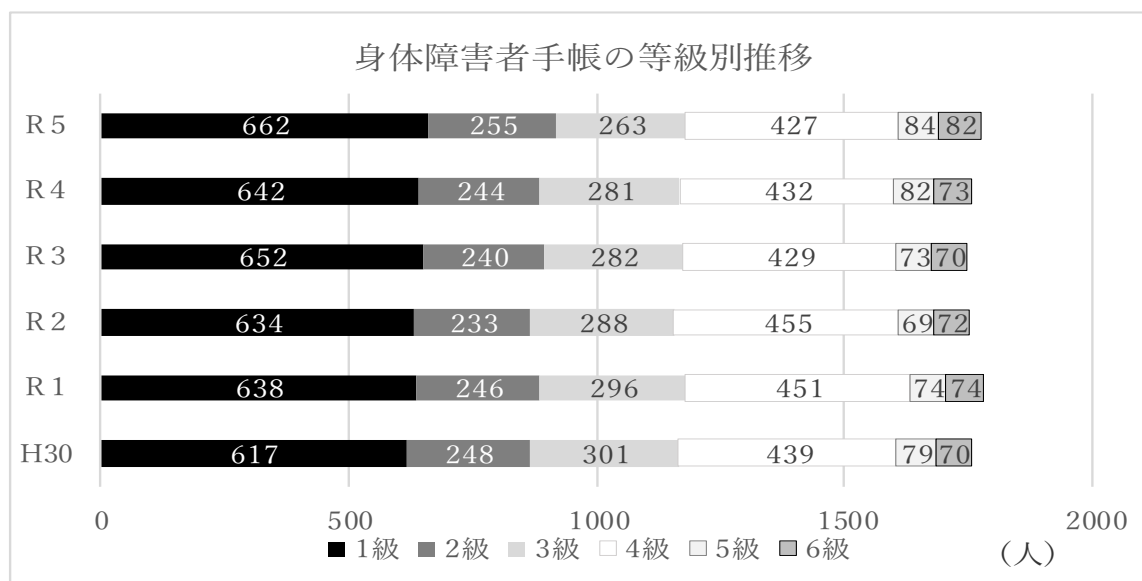
### ■ 身体障害者手帳所持者数の種類別推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数を障害の程度別にみると、令和5年4月1日現在、1級（662人）が最も多く、次いで4級（427人）、3級（263人）、2級（255人）、5級（84人）、6級（82人）となっています。各年とも1級が最も多くなっています。

### ■ 身体障害者手帳所持者数の等級別推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

## 第2章 現状と課題

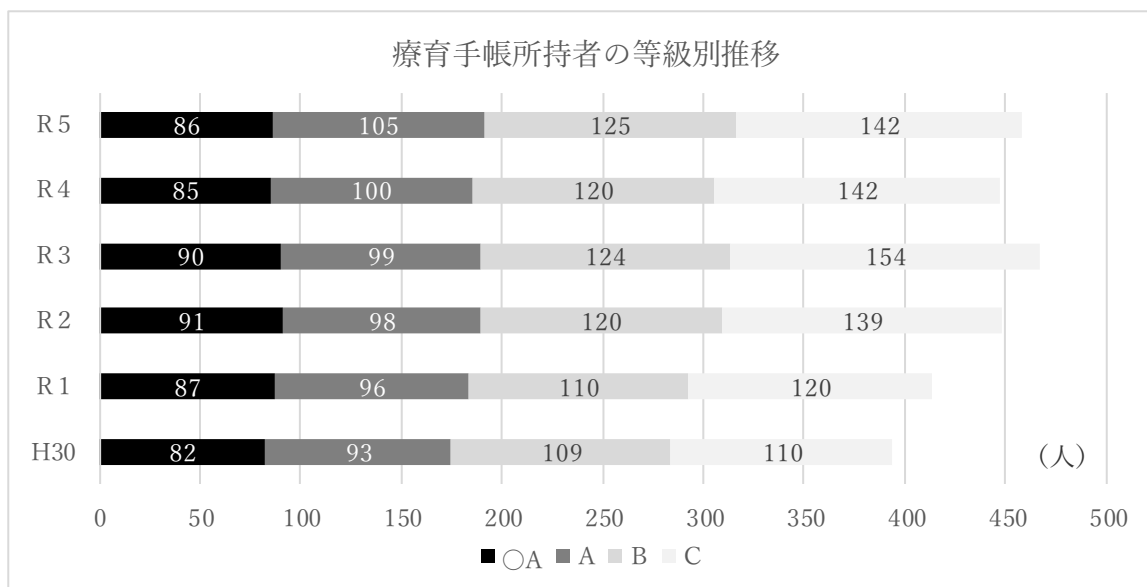
### 第1 障害者の状況

#### (3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、令和5年4月1日現在は458人で、令和2年から10人増えて、伸び率2.2%となっています。

障害の程度別にみると、令和5年4月1日現在はC（軽度）が最も多く142人、次いでB（中程度）125人、A（重度）105人、○A（最重度）86人となっており、各等級とも伸び率はほぼ横ばいです。

#### ■療育手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数



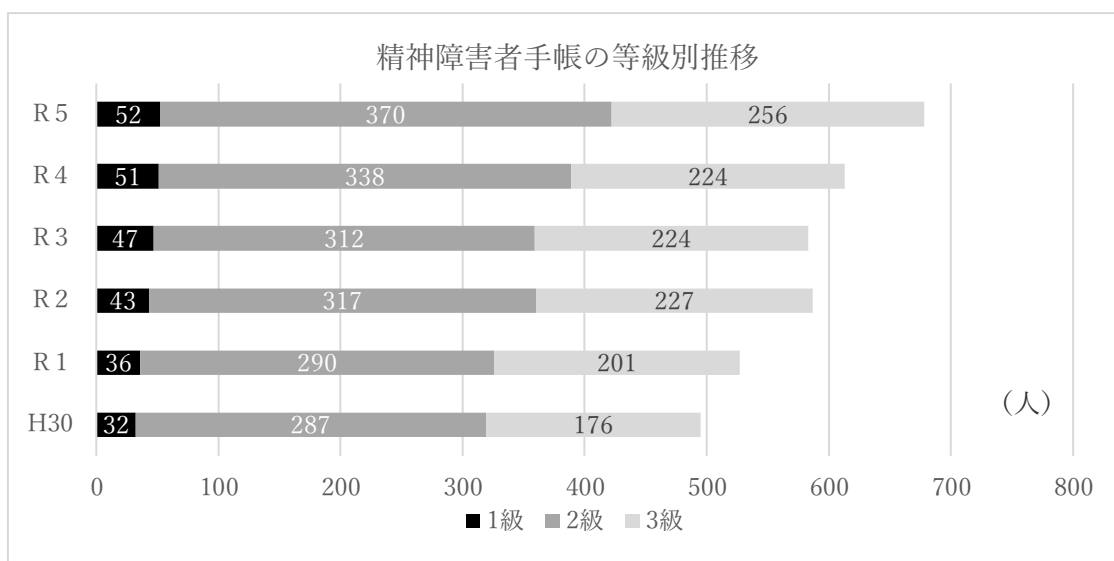
(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日現在678人で令和2年から91人増えて、伸び率15.5%となっています

障害の程度別にみると、令和5年4月1日現在は2級が最も多く370人、次いで3級256人、1級52人となっています。令和2年と比較すると1級は9人増で伸び率20.9%、2級は53人増で伸び率16.7%、3級は29人増で伸び率12.8%となっています。

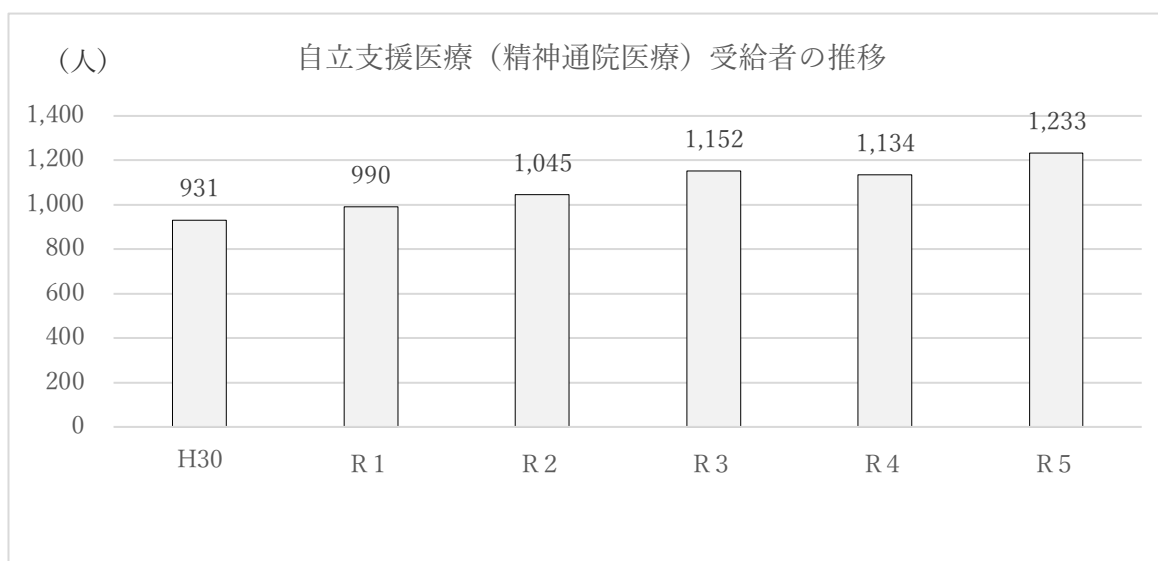
また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在の手帳所持者数

■自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移



※各年4月1日現在の受給者数

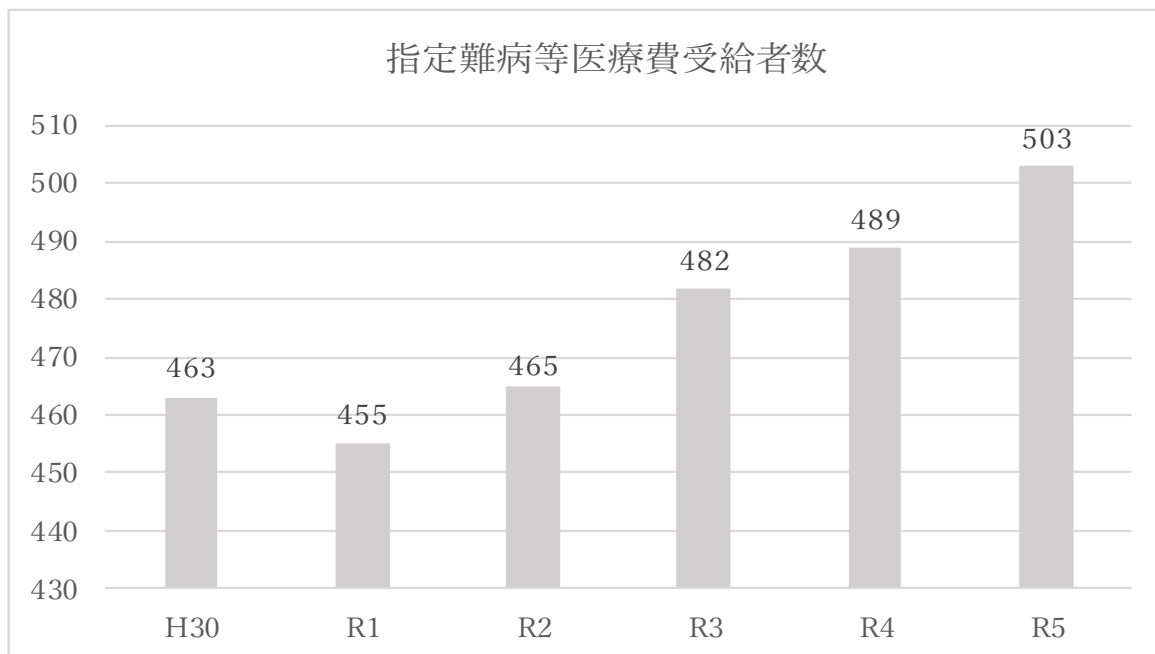
## 第2章 現状と課題

### 第1 障害者の状況

#### (5) 難病患者の状況

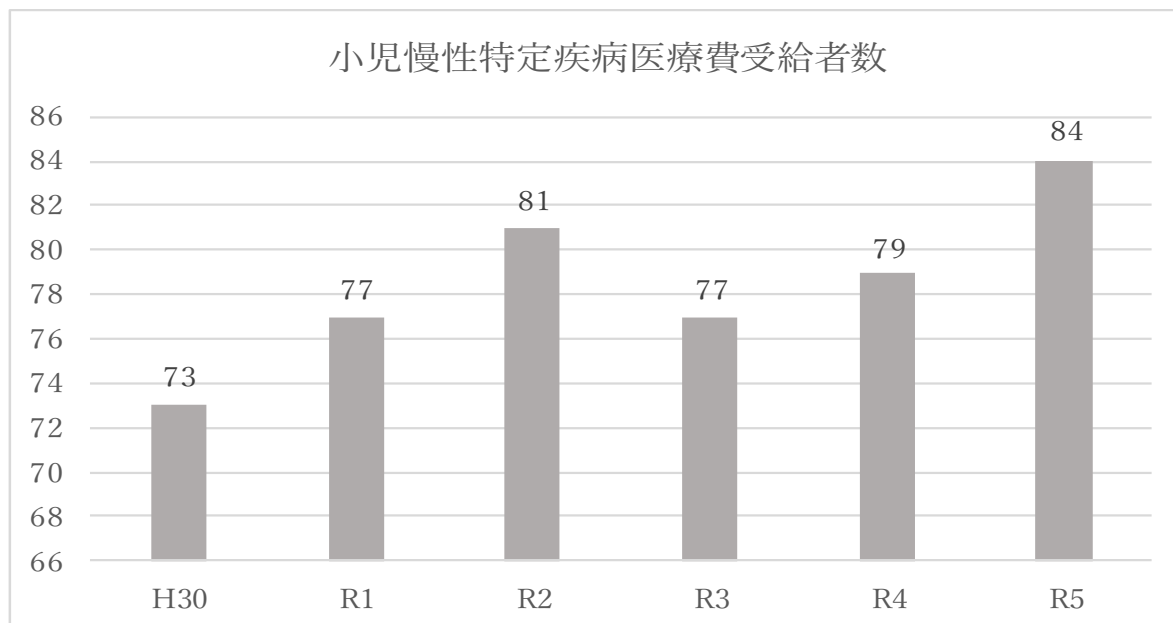
指定難病等医療費受給者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で令和2年から38人増えて、伸び率8.2%となっています。また、小児慢性特定疾病医療費受給者数も増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で令和2年から3人増えて、伸び率3.7%となっています。

#### ■ 指定難病等医療費受給者数（各年度末受給者数）



資料：坂戸保健所

#### ■ 小児慢性特定疾病医療費受給者数（各年度末受給者数）



資料：坂戸保健所

## 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

### (1) 障害者福祉に関するアンケート

本計画を策定するにあたり、障害者の生活実態や福祉施策への要望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内の障害者手帳所持者等700人に、アンケート調査を実施しました。（※本人が記入できない場合、家族などが本人の立場に立って記入）

#### ○調査方法

項目	内容
調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害児福祉サービス利用者から700人を無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和5年6月～7月

#### ○回収結果

配付数	回収数	回収率
700	373	53.3%

### 1) アンケート結果の主な概要

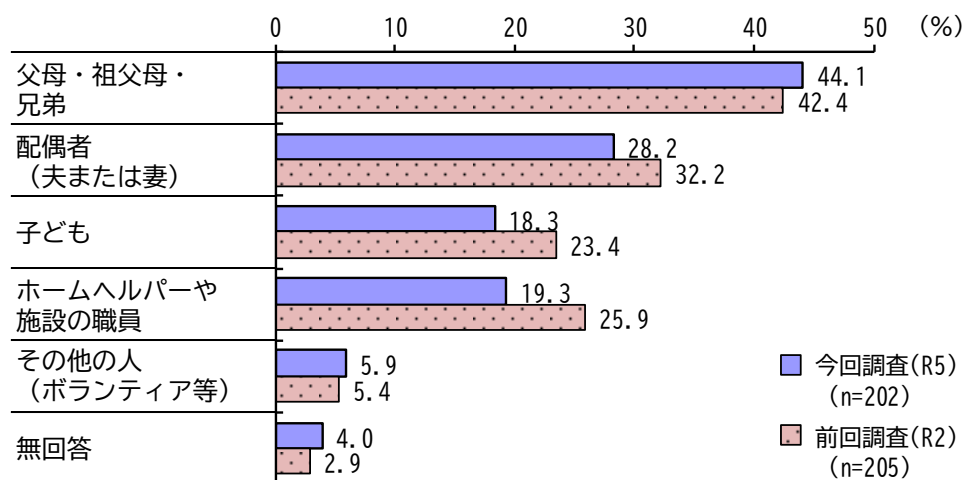
#### ①生活状況

##### ■主な介助者（問6）

「父母・祖父母・兄弟」が最も多い

主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟」が44.1%と4割を超えて最も高く、次いで、「配偶者（夫または妻）」が28.2%となっています。

（回答者総数：202人）



## 第2章 現状と課題

### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

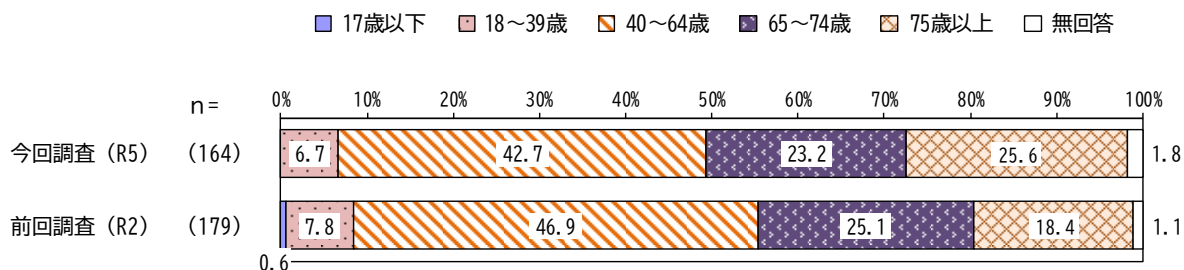
#### ■ 介助者の状況（問7）

「65歳以上」が48.8%を占める

主な介助者の年齢は、「40～64歳」が42.7%と最も高く、次いで「75歳以上」が25.6%、「65～74歳」が23.2%と続いています。

前回調査と比較すると、「75歳以上」が7.2%増加しています。

（回答者総数：164人）



#### ～今後の課題～

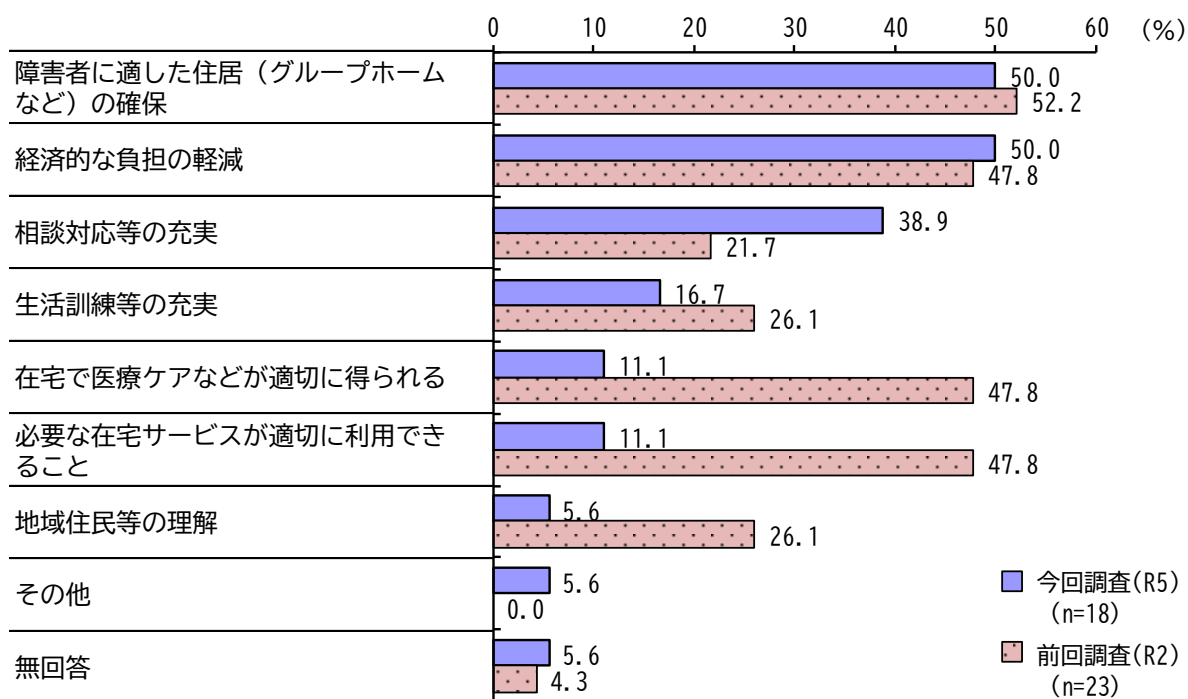
主な介助者は「父母・祖父母・兄弟」「配偶者」といった近親者が多くなっています。

また、65歳以上の介助者が48.8%を占め、前回調査から5.3%増えて高齢化が進んでいて、介助者の身体的な負担が大きくなっていると考えられます。

#### ■ 地域で生活するための支援（問18）

『福祉施設で暮らしている』又は『病院に入院している』という人に、地域で生活するための支援についてたずねたところ、「障害者に適した住居（グループホームなど）の確保」と「経済的な負担の軽減」がともに50.0%で最も多く、次に、「相談対応等の充実」が38.9%となっています。

（回答者総数：18人）



～今後の課題～

福祉施設及び病院に入所・入院している人が、地域で生活するには、グループホームなどの住居と経済的な支援、そして、相談対応等の充実が求められています。

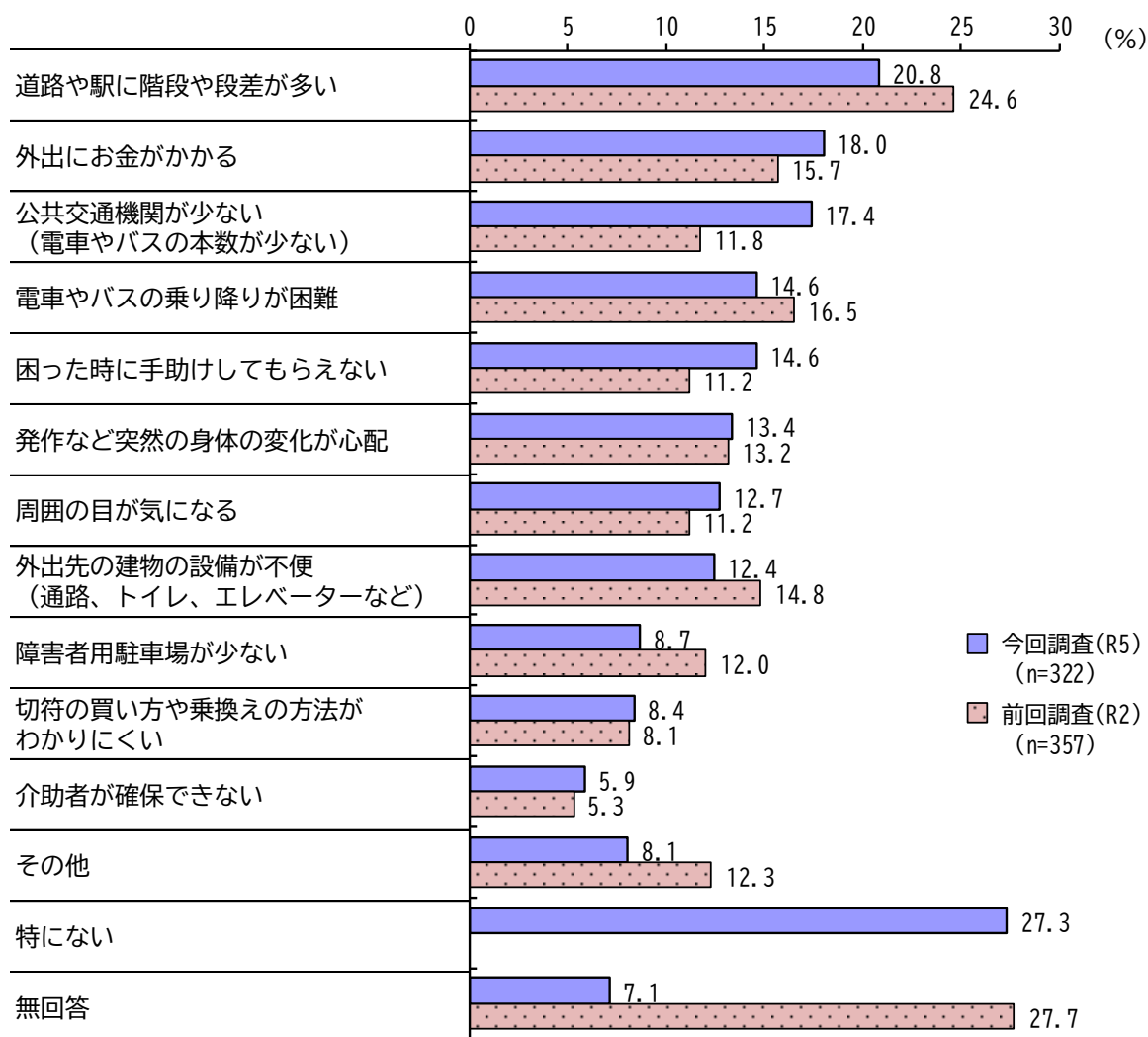
②まちづくり

■外出時に困ること（問 22）

「道路や駅に階段や段差が多い」が20.8%で最も多い

外出するという人に、外出時に困ることについてたずねたところ、「道路や駅に階段や段差が多い」が20.8%と2割に達し最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が18.0%、「公共交通機関が少ない（電車やバスの本数が少ない）」が17.4%と続いています。一方、「特にない」は27.3%と2割半ばを超えています。

（回答者総数：322人）



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

## 第2章 現状と課題

### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は、「道路や駅に階段や段差が多い」が、療育手帳所持者は、「困った時に手助けしてもらえない」、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「外出にお金がかかる」がそれぞれ高くなっています。

		n	公共交通機関が少ない(電車やバスの本数が少ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる
(単位:%)									
全 体		(322)	17.4	14.6	<b>20.8</b>	8.4	12.4	5.9	18.0
年 齢 別	0～17歳	(38)	5.3	18.4	5.3	15.8	13.2	0.0	21.1
	18～64歳	(129)	20.9	10.1	20.9	8.5	14.7	6.2	23.3
	65歳以上	(154)	17.5	17.5	<b>24.7</b>	6.5	10.4	7.1	13.0
所 持 手 帳 別	身体障害者手帳	(217)	18.4	18.4	<b>29.5</b>	7.4	16.6	6.5	14.3
	療育手帳	(67)	9.0	13.4	11.9	16.4	17.9	10.4	20.9
	精神障害者保健福祉手帳	(62)	27.4	6.5	12.9	4.8	8.1	3.2	<b>33.9</b>
	いずれも持っていない	(12)	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3

		n	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時に手助けしてもらえない	障害者用駐車場が少ない	その他	特にない	無回答
(単位:%)									
全 体		(322)	12.7	13.4	14.6	8.7	8.1	27.3	7.1
年 齢 別	0～17歳	(38)	18.4	15.8	<b>23.7</b>	10.5	5.3	31.6	5.3
	18～64歳	(129)	<b>24.0</b>	17.1	20.2	9.3	10.1	23.3	4.7
	65歳以上	(154)	1.9	9.7	7.8	7.8	7.1	29.9	9.1
所 持 手 帳 別	身体障害者手帳	(217)	6.9	11.5	9.2	11.5	6.9	25.3	8.8
	療育手帳	(67)	22.4	10.4	<b>25.4</b>	10.4	9.0	26.9	3.0
	精神障害者保健福祉手帳	(62)	27.4	24.2	22.6	6.5	12.9	24.2	3.2
	いずれも持っていない	(12)	<b>16.7</b>	8.3	8.3	0.0	16.7	41.7	16.7

#### ～今後の課題～

外出時に困ることは、障害の種別ごとに異なっています。

身体障害者手帳所持者は、「道路や駅に階段や段差が多い」が29.5%と最も高く、バリアフリー化が必要と思われます。

療育手帳所持者は「困った時に手助けしてもらえない」が25.4%と最も高く、障害のある人が受け入れられる社会の実現が求められます。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「外出にお金がかかる」が33.9%と最も高く、移動の際の経済的支援が課題となっています。

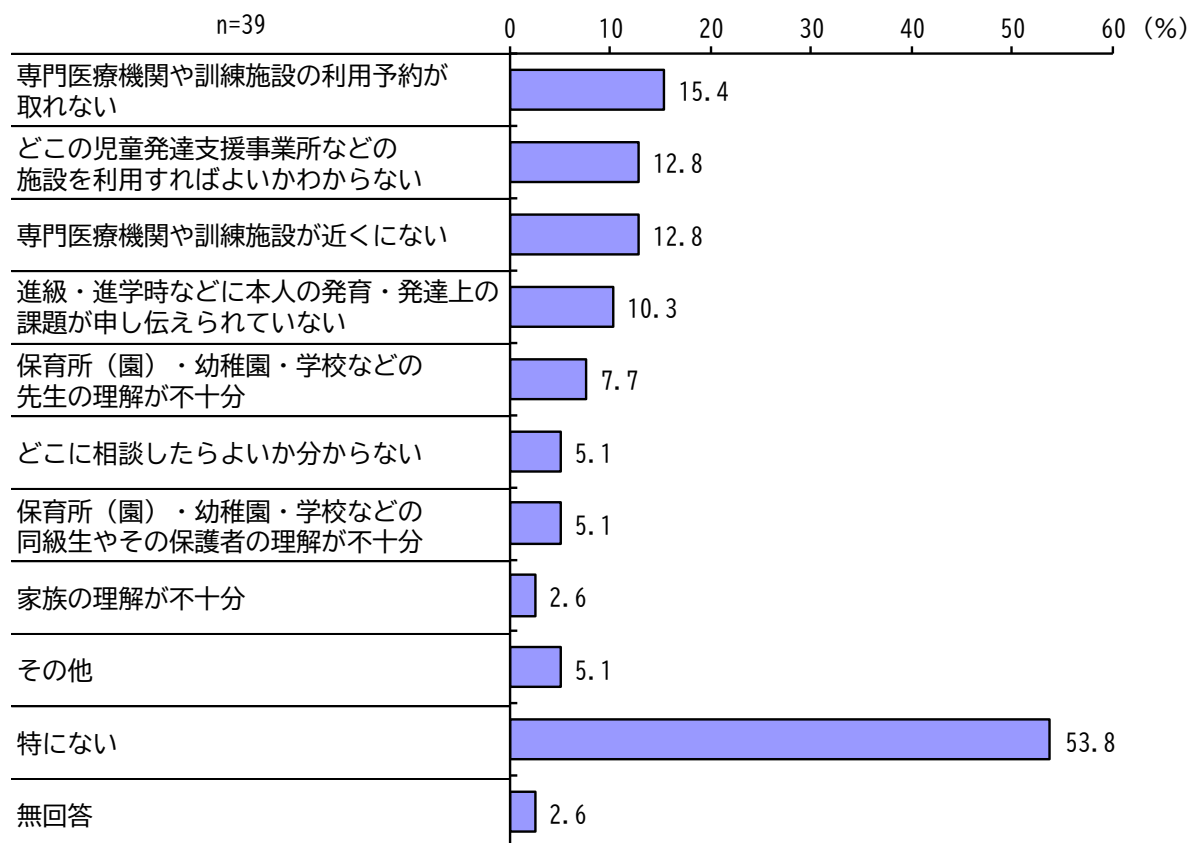
## ③障害のある子ども

## ■発育や発達に関する相談などについて困っていること（問23）

「専門医療機関や訓練施設の利用予約が取れない」が15.4%で2番目に高い

発育や発達に関する相談などについて困っていることは、「専門医療機関や訓練施設の利用予約が取れない」が15.4%と最も高く、次いで「どこの児童発達支援事業所などの施設を利用すればよいかわからない」と「専門医療機関や訓練施設が近くにない」がともに12.8%と続いています。一方、「特にない」は53.8%と5割を超えています。

(回答者総数：39人)



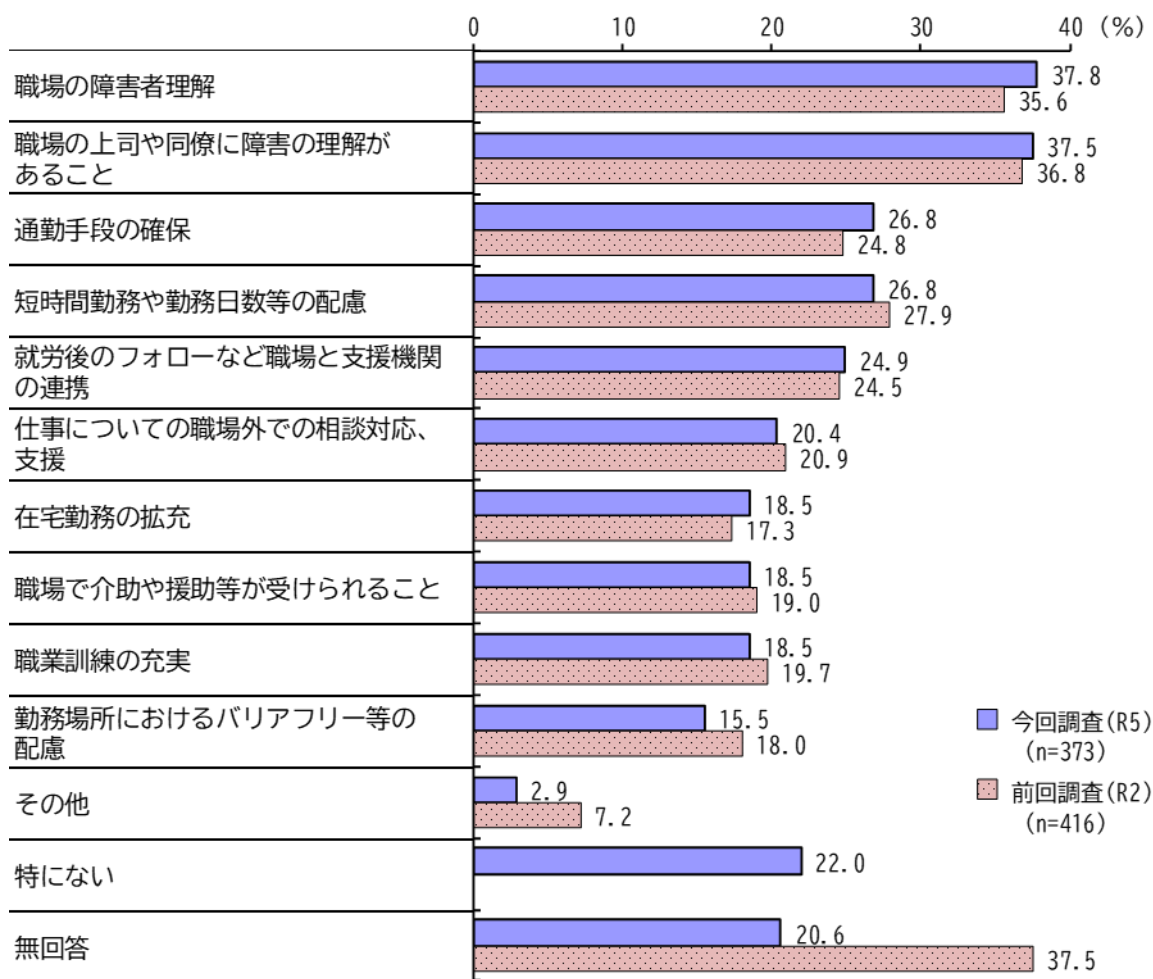
④就労

■就労支援で必要なこと（問27）

「職場の障害者理解があること」が37.8%で最も多い

障害者の就労支援で必要なことは、「職場の障害者理解」が37.8%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が37.5%と3割半ばを超えて高く、次いで「通勤手段の確保」と「短時間勤務や勤務日数等の配慮」がともに26.8%と続いています。一方、「特にない」は22.0%と2割を超えています。

(回答者総数：373人)



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

また、どの手帳でも、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が上位2位以内で高くなっています。

なお、療育手帳所持者は「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」も5割を超えて高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が4割半ば近くで高くなっています。



## 第2章 現状と課題

### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

(単位:%)		n	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の障害者理解	職場の上司や同僚に障害の理解があること	職場で介助や援助等が受けられること
全 体		(373)	26.8	15.5	26.8	18.5	<b>37.8</b>	37.5	18.5
年 齢 別	0～17歳	(38)	55.3	15.8	26.3	26.3	<b>63.2</b>	55.3	50.0
	18～64歳	(139)	33.8	20.1	43.2	26.6	56.1	<b>60.4</b>	23.7
	65歳以上	(194)	16.5	12.4	14.9	11.3	<b>19.6</b>	17.5	8.2
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	21.6	17.8	22.4	15.4	<b>30.1</b>	29.3	14.3
	療育手帳	(70)	48.6	15.7	28.6	18.6	<b>61.4</b>	58.6	42.9
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	25.4	7.5	44.8	29.9	49.3	<b>52.2</b>	17.9
	いずれも持っていない	(13)	30.8	15.4	30.8	30.8	38.5	46.2	23.1

(単位:%)		n	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	職業訓練の充実	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	特になし	無回答
全 体		(373)	24.9	18.5	20.4	2.9	22.0	20.6
年 齢 別	0～17歳	(38)	60.5	34.2	39.5	5.3	5.3	5.3
	18～64歳	(139)	36.7	26.6	30.2	4.3	12.9	9.4
	65歳以上	(194)	9.8	9.8	9.3	1.5	32.0	32.0
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	17.0	13.9	14.3	2.3	26.6	26.6
	療育手帳	(70)	52.9	37.1	35.7	2.9	8.6	10.0
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	32.8	22.4	29.9	4.5	10.4	10.4
	いずれも持っていない	(13)	38.5	15.4	<b>53.8</b>	7.7	23.1	7.7

#### ～今後の課題～

就労支援に必要なことは、どの障害であっても「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と「職場の障害者理解」となっています。

それに加えて、療育手帳所持者には、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が求められています。

そのため、障害者を受け入れる企業に対し、障害に対する理解を啓発するとともに、就労後の支援も必要と考えられます。

## 第2章 現状と課題

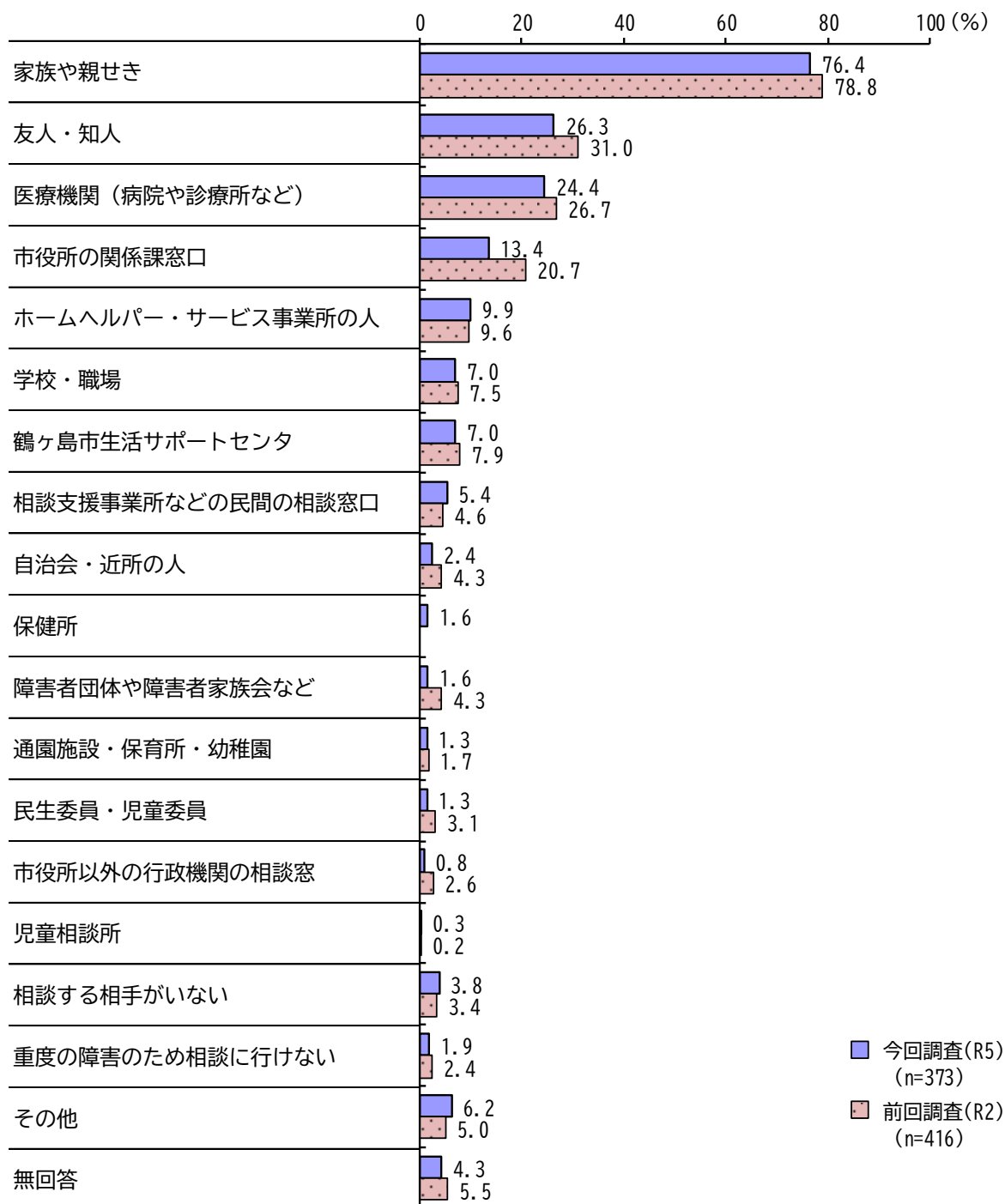
### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

#### ⑤ 悩みごとの相談相手

##### ■ 悩みや困ったことを相談する相手は誰（どこ）（問30）

悩みや困ったことを相談する相手は「家族や親せき」が7割半ば

悩みや困ったことを相談する相手は、「家族や親せき」が76.4%と7割半ばを超えて最も高く、次いで「友人・知人」が26.3%、「医療機関（病院や診療所など）」が24.4%と続いています。



※「保健所」は令和5年度の新規追加項目

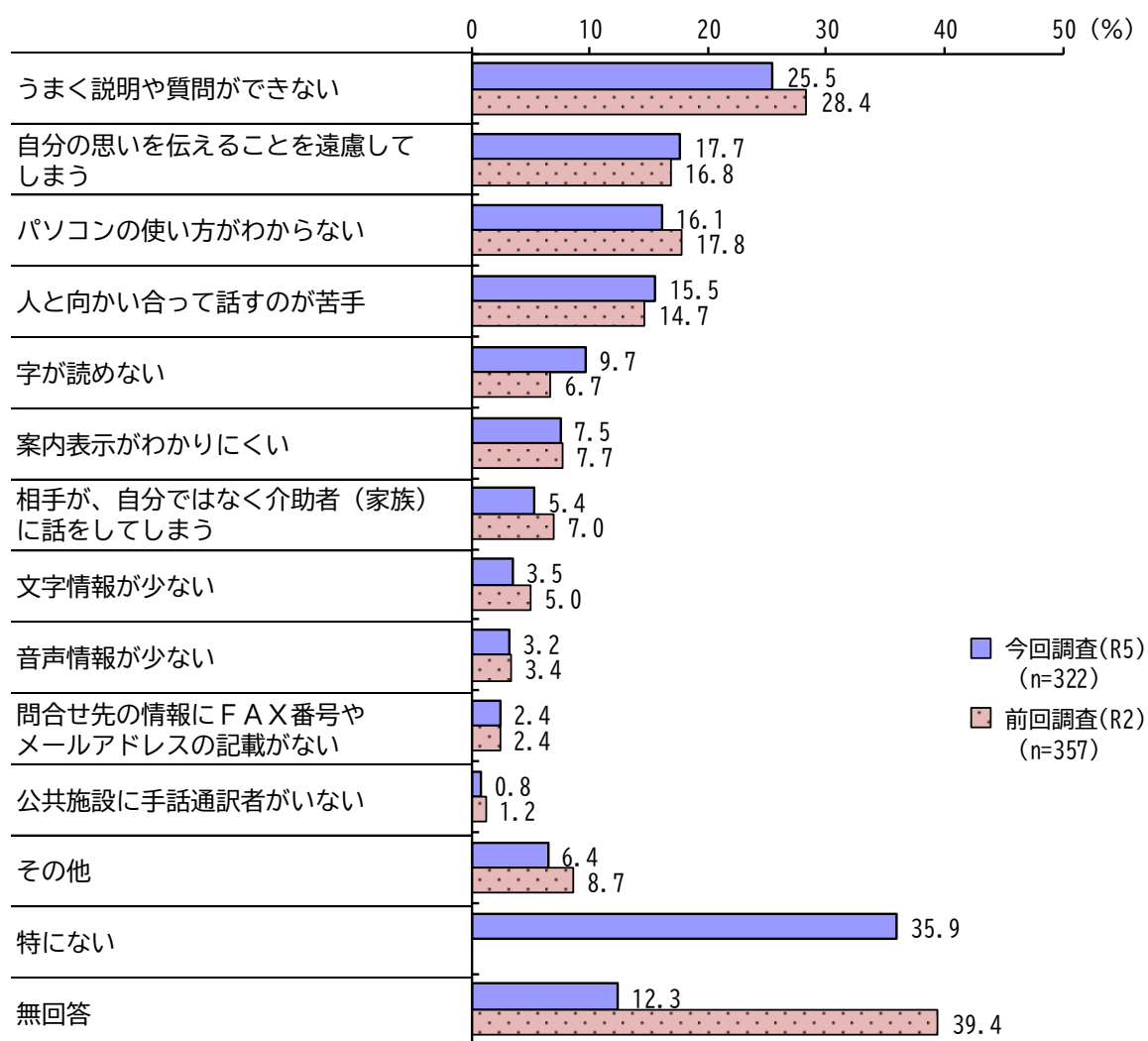
## ⑥情報入手やコミュニケーション

## ■情報取得やコミュニケーションで困ること（問32）

困ることは「うまく説明や質問ができない」が2割半ば

情報の入手やコミュニケーションで困ることは、「うまく説明や質問ができない」が25.5%と2割半ばに達し最も高く、次いで「自分の思いを伝えることを遠慮してしまう」が17.7%、「パソコンの使い方がわからない」が16.1%と続いています。

（回答者総数：322人）



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

## 第2章 現状と課題

### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

所持手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は「パソコンの使い方がわからない」が最も高く、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は「うまく説明や質問ができない」が4割を超えて最も高くなっています。

		n	案内表示がわかりにくい	音声情報が少ない	文字情報が少ない	字が読めない	パソコンの使い方がわからない	問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	公共施設に手話通訳者がいない
(単位:%)									
全体		(373)	7.5	3.2	3.5	9.7	16.1	2.4	0.8
年齢別	0～17歳	(38)	2.6	2.6	2.6	<b>39.5</b>	2.6	0.0	0.0
	18～64歳	(139)	12.2	3.6	3.6	8.6	16.5	3.6	0.7
	65歳以上	(194)	5.2	3.1	3.6	4.6	<b>18.6</b>	2.1	1.0
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	6.9	3.5	2.7	6.9	<b>17.4</b>	3.1	1.2
	療育手帳	(70)	8.6	2.9	5.7	27.1	15.7	2.9	0.0
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	10.4	4.5	6.0	6.0	19.4	1.5	0.0
	いずれも持っていない	(13)	0.0	0.0	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0

		n	人と向かい合って話すのが苦手	自分の思いを伝えることを遠慮してしまう	うまく説明や質問ができない	相手が、自分ではなく介助者(家族)に話をしてしまう	その他	特になし	無回答
(単位:%)									
全体		(373)	15.5	17.7	<b>25.5</b>	5.4	6.4	35.9	12.3
年齢別	0～17歳	(38)	18.4	26.3	<b>39.5</b>	7.9	2.6	13.2	10.5
	18～64歳	(139)	27.3	30.2	<b>36.7</b>	7.2	5.8	32.4	7.2
	65歳以上	(194)	6.7	6.7	14.4	3.6	7.7	42.8	16.5
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	11.2	12.4	17.0	3.5	6.6	39.8	14.7
	療育手帳	(70)	22.9	27.1	<b>44.3</b>	12.9	7.1	17.1	14.3
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	34.3	34.3	<b>43.3</b>	6.0	9.0	29.9	3.0
	いずれも持っていない	(13)	23.1	23.1	<b>38.5</b>	0.0	7.7	30.8	7.7

#### ～今後の課題～

情報取得やコミュニケーションで困ることは、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「うまく説明や質問ができない」となっています。

それに対して身体障害者手帳所持者では、「パソコンの使い方がわからない」となっています。

そのため、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、障害の特性に応じた支援が必要であり、身体障害者所持者には、情報通信機器の操作方法等の支援が必要と考えられます。

⑦ 障害者差別

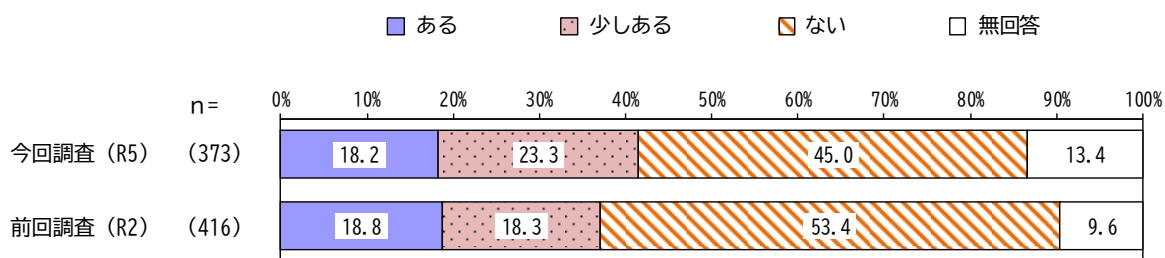
■ 差別や不快な経験の有無（問35）

差別や嫌な思いをした経験のある人は41.5%と4割を超えています。

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が18.2%、「少しある」が23.3%となっており、二つ合わせた『ある』は41.5%と4割を超えています。一方「ない」は45.0%と4割台半ばを占めています。

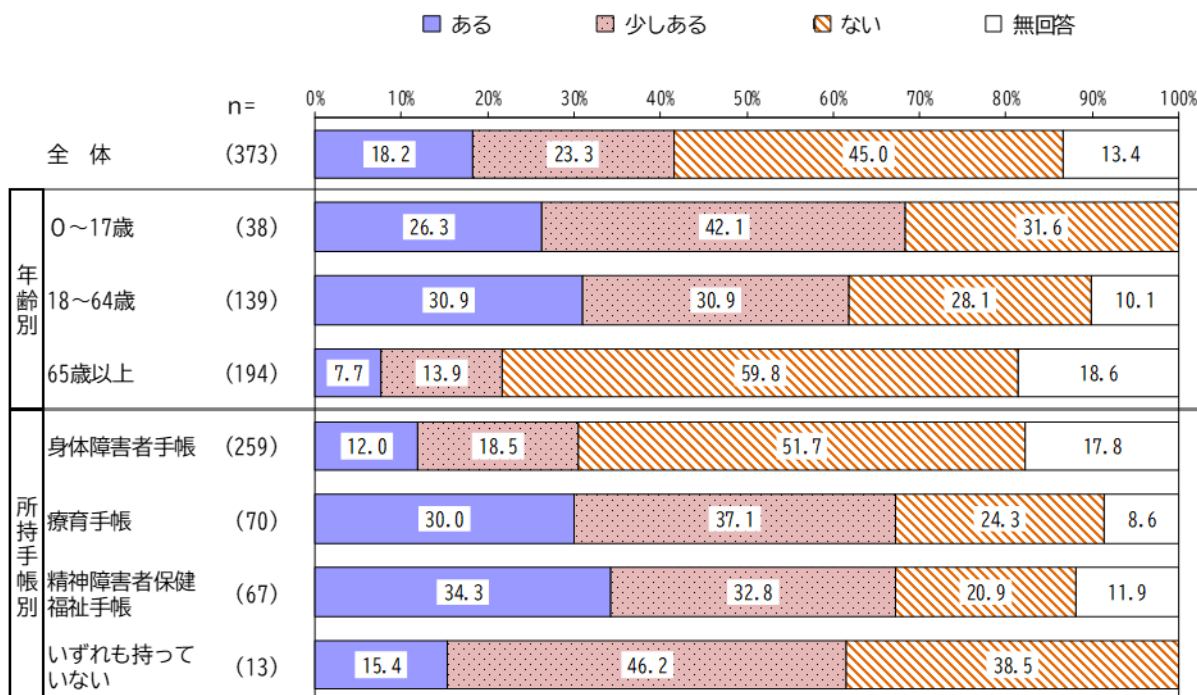
前回調査と比較すると、「少しある」が5.0%増加しています。

(回答者総数：373人)



年齢別にみると、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある」と「少しある」の合計は64歳以下の年齢で6割を超えています。

所持手帳別にみると、「ある」と「少しある」は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者で6割半ばを超えています。



## 第2章 現状と課題

### 第2 アンケート調査結果に基づく障害者の状況

～今後の課題～

外見でわかりやすい身体障害者よりも、外見からは分かりづらい療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者に対する理解が進んでいないことがうかがえる。

引き続き、障害と障害のある人に対する理解啓発が必要と考えられます。

#### ⑧災害・防災

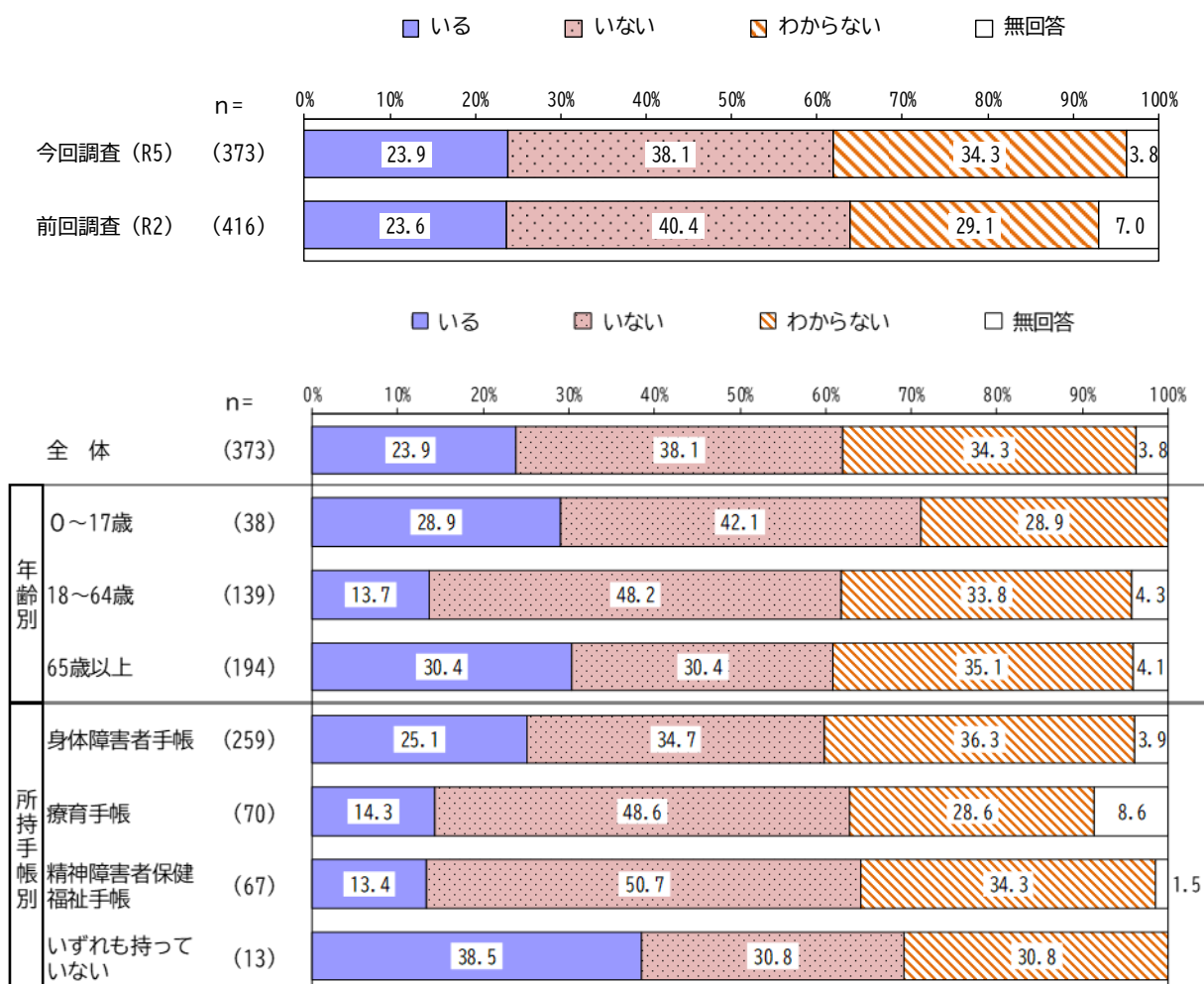
##### ■近所で助けてくれる人の有無（問 42）

「いない」が約4割

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいるかについては、「いる」が23.9%、「いない」が38.1%、「わからない」が34.3%となっています。

前回調査と比較すると、「いる」割合は前回調査から変化ありません。

（回答者総数：373人）



所持手帳別にみると、「いない」は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者で5割程度を占めています。

～今後の課題～

障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくため、適切な支援体制の整備が必要です。

また、整備にあたっては、障害の種別や程度に応じたものが求められます。

### 第3 障害者団体等ヒアリングからの意見・課題

#### (1) 障害者団体等ヒアリング

##### 1) ヒアリング調査の概要

本計画を策定するにあたり、計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内で活動している障害者団体及び障害福祉サービス事業所等からヒアリングを実施しました。

##### ○ヒアリングの経過

実施日	団体・事業所名
令和5年7月20日	Den & Den、ぴかる 参加者：2人
令和5年7月21日	鶴ヶ島市聴力障害者会、折鶴会、Den & Den、鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク、こっこの会 参加者：9人
令和5年7月24日	ケアサポート24、まりぽんの家、ほのぼの 参加者：4人
同日	はまや鶴ヶ島作業所、障害者基幹相談支援センター、カウベル 参加者：5人
同日	鶴ヶ島市在宅診療所、あゆみ福祉会、かっちゃんの作業所 参加者：5人

##### 2) ヒアリング結果の主な概要（障害者団体等）

##### ○障害者の理解

- ・各小中学校の特別支援学級の児童生徒が、普通級の児童生徒ともっと交流できれば良い。
- ・障害に対する理解が深まるよう、教職員の研修をしてほしい。
- ・発達障害のことを知らない教員がいる。

##### ○成年後見制度

- ・親亡き後を不安に感じて、親がお金を貯めているが、成年後見制度を利用すると、後見人に貯めたお金を払うようで利用をためらう人がある。

##### ○障害福祉サービスの周知

- ・障害福祉サービスの周知が必要。

##### ○日常生活用具

- ・聴覚障害者に対する日常生活用具のパトライトは、健聴者が同居している世帯も対象としてほしい。

##### ○移動支援

- ・学校や作業所に通っている障害児・者が、親の体調不良等のときに対応できるサービスがほしい。
- ・福祉タクシー券の枚数が足りない。



○放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービスの対象が小学生から高校生まで幅広く、コミュニケーションにエラーが起きているか心配。

○就労

- ・就労継続支援事業所は、工賃が安く、経済力のある家庭でないと通所できない。

○余暇活動

- ・余暇活動で運動をさせたいと思っても、受け入れてくれるところがない。障害者が入ってもできるスポーツがあればよい。
- ・産業まつりなどの市のイベントにシャトルバスを用意してもらえれば（知的障害者を）一人で行かせることができる。

○災害

- ・自閉症の子などは、パニックになるので避難所に行けない。
- ・見た目でわからない障害のある子は、周りの人から声を掛けられない。

○障害者支援計画

- ・次期障害者支援計画では、SDGsの支援も取り入れてほしい。
- ・計画を策定するにあたっては、当事者の意見を聴いてほしい。

○特別支援学級在籍児童の保護者向け情報交換会

- ・コロナ禍により中止となっている教育センター主催の情報交換会を再開してほしい。

○その他

- ・発達障害と診断されずに福祉制度の対象にならないが、大変な子どももいる、
- ・発達障害は、精神疾患とは違うので発達障害単独の障害者手帳がほしい。精神保健福祉手帳によってうつ病などの2次障害者となる。

3) ヒアリング結果の主な概要（障害福祉サービス事業所）

○障害者の理解

- ・障害者は、障害を恥ずかしく思っていて、負い目がある。

○成年後見制度

- ・成年後見制度は、よくメリットとデメリットを伝えたほうがよい。

○障害福祉サービス情報

- ・事業所は情報が少ない。就労支援B型事業所では、情報は相談員からしか仕入れることはできない。

## 第2章 現状と課題

### 第3 障害者団体等ヒアリングからの意見・課題

#### ○相談先

- ・悩んでいる保護者が気軽に連絡できる場所があればよい。

#### ○相談支援事業

- ・相談事業所が撤退して、セルフプランが増えている。生活の困りごとに対応できているか心配。

#### ○就労継続支援事業

- ・グループホーム入居者を日中、就労支援B型事業所に通所させたいが送迎ができないために、通所させられない。
- ・市内に就労継続支援A型事業所がほしい。

#### ○移動支援事業

- ・移動支援サービスは、公共交通機関及び徒歩に限っているが、車いすの人が利用する場合、職員の負担がある。

#### ○行動援護

- ・行動援護を利用したいが事業所の人員不足で支援できないことがある。もっと行動援護と移動支援を利用できるようにしてほしい。

#### ○放課後等デイサービス

- ・放課後等デイサービスでは、ドライバー不足で、送迎できないから利用を断ることがある。
- ・放課後等デイサービスは、学校へ行った時のご褒美として、もっと柔軟に行けるようにしてほしい。

#### ○保育所等訪問支援

- ・保育所等訪問支援事業所が、市内に1事業所なので増えてほしい。

#### ○ショートステイ（短期入所）

- ・緊急でショートステイを利用したくても障害支援区分が必要となり、すぐの利用ができない。

#### ○日中一時支援

- ・障害児が学生の間は、放課後等デイサービスの利用で夕方6時ごろまで預けることができるが、学校を卒業して事業所に通所すると帰りが早くなってしまふ。

#### ○余暇支援

- ・市のイベントは日曜日が多いが、日曜日では事業所は連れていけない。
- ・障害者生活介護施設が、公共施設を利用する時のハードルが高い。

○外出支援

- ・つるワゴンが見直しで不便になった。

○障害のある子ども

- ・祖父母が障害に理解が無く発見が遅くなることがある。また、親が障害特性を認めたくなくて普通学級に在籍させて、トラブルとなることもある。
- ・障害のある子どもの不登校は増えている。教育センターのアペルトも親の送迎が必要で、それができないために行けない子もいる。
- ・学校で学年が上がるとき、教職員の間で引継ぎがうまくいっていないことがある。
- ・障害かどうかグレーな子がいる。そういう子が中学校に進学する時、親は悩む。
- ・障害のある子どもに対する、学校の情報が保護者に入っていない。

○医療的ケア児

- ・医ケア児の親は、送迎の負担がある。

○防災対策

- ・事業所の避難訓練はあるが、電源ブラックアウト等が発生したらどうしたらよいか分からず不安。
- ・炊き出しなどの表示を文字だけでなく、絵で表示すれば障害者にわかりやすい。

○その他

- ・福祉事業所はどこも人材不足。
- ・施設運営で収益が図れずに困っている。市から物価高騰対策のサポートをお願いしたい。

## 第4 課題の整理

本計画の策定にあたり、アンケート調査等から第5期障害者支援計画に向けた課題を整理すると、以下の課題が抽出されます。

### (1) 障害者への理解促進と差別解消

アンケート調査では、障害があることで嫌な思いをしたことがあると回答した人は、依然として少なくありません。(P23「⑦障害者差別」参照)

障害のある人もない人も互いに尊重し合い支え合って、ともに生きていく社会をつくるためには、障害特性や障害のある人について理解を深めることが必要です。

そのため、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供などについて市民や事業者の理解が進むよう、啓発活動やイベント等をとおして様々な世代に対して正しい理解の普及啓発をすることが必要です。

また、学校等における障害のある人との交流や体験学習などの取組みが必要です。

### (2) 相談支援体制の充実

アンケート調査では、「悩みごとの相談相手」を相談支援事業所等とする人の割合は、未だ低いままとなっています。(P20「⑤悩みごとの相談相手」参照)

障害のある人が、地域で自立した生活を送る上で、相談支援は障害のある人やその家族を地域の人々や制度につなげていく重要な役割を担っています。身近な場所で相談し、情報提供や助言を受けられる相談場所があることは大事なことです。

本市では、市内の複数の場所に相談できる相談支援事業所等を配置しています。

引き続き、相談支援専門員等の数と質を確保することで、総合的・専門的な相談に応じられる体制づくりとその周知が必要です。

また、福祉制度の切れ目の年齢になっても、福祉サービスを円滑に利用できるよう関係機関の連携も求められています。

### (3) コミュニケーションの支援

アンケート調査では、障害のある人はコミュニケーションに不安を感じて遠慮していることがうかがえます。(P21「⑥情報入手やコミュニケーション」参照)

障害のあるなしに関わらず情報を得ることや意思疎通を図ることはすべての人にとって基本的な権利であり、社会生活を営む上で情報のバリアフリー化は不可欠なものであり、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保が必要です。

そのため、「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」を踏まえ、障害の特性に応じた情報の取得とコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するとともに、「鶴ヶ島市手話言語条例」を踏まえ、手話は言語であることへの理解と普及に努める必要があります。

#### (4) 福祉サービスの充実

アンケート調査では、主な介助者は、65歳以上が48.8%を占め、前回調査から高齢化が進んでいて、介助者の身体的な負担が大きくなっていると考えられます。(P14「■介助者の状況」参照)そのため、今後、障害福祉サービスの利用者は増加することが見込まれます。

障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を送るためには、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供と、ともに支え合う地域共生社会の実現が必要です。

そのためには、適切な支援を提供できる相談支援体制の構築とともに、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合う地域共生社会づくりが求められます。

また、障害のある人の地域生活を支援し、年々高齢化する介護者の負担を軽減するため、日中活動系サービスや居住系サービスなどを提供する事業所の参入を促す取り組みが必要となります。

#### (5) 就労支援の充実

アンケート調査では、障害者の就労支援で必要なことは、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が高くなっています。(P18「④就労」参照)

障害のある人が、その能力や希望に応じて働くためには、障害のある人に対する就労支援と雇用する事業所の理解が必要です。

そのためには、ふるさとハローワーク、地域障害者職業センター、事業主、就労支援事業所、特別支援学校などの雇用・福祉・教育機関との連携とともに、職場に定着し、安定した職業生活を送れるよう、本人と事業主双方への相談支援が必要です。

また、障害者団体との懇談会では、通勤時の障害者福祉サービスがないことに対する意見があり、重度の障害者の通勤時の助成が求められています。

#### (6) 社会参画の促進

障害者団体等ヒアリングからは、障害児(者)を持つ家族の方は、余暇活動などで運動させたいという意見がありました。(P26「(1)障害者団体等ヒアリング」参照)

障害のある人が自分らしく生きがいを感じて生活するためには、社会の一員として社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていきけるように支援が必要です。

そのためには、外出の助けとなる移動手段の充実や、障害者団体などの活動を支援するなどの環境づくりが求められています。

#### (7) 障害のある子どもの療育と教育の充実

アンケート調査では、障害ある子どもを持つ親から「専門医療機関や訓練施設の利用予約が取れない」「どこの児童発達支援事業所などの施設を利用すればよいかわからない」など、不安を感じている割合が高くなっています。(P17「③障害のある子ども」参照)

障害のある子どもの保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めています。十分な情報提供がされるよ

うな相談支援が求められています。

そのためには、保健・医療・保育・教育関係機関が連携し、障害のある子どもとその家族を支援していくとともに、療育・教育の質の向上を図る取組が必要です。

さらに、特別な指導が必要な子ども及び保護者に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が必要です。

#### (8) 安心・安全なまちづくり

アンケート調査では、災害時に近所で助けてくれる人が「いない」が約4割となっています。(P24「⑧災害・防災」参照)

近年、全国的に大規模な地震や水害が発生し、災害に対する関心が高まっています。障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくためには、障害の種別や程度に応じた適切な支援体制の整備が求められます。

そのためには、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織等の連携により、支援が必要な人の避難行動要支援者対策が求められます。

また、被害の未然防止のため、災害時の避難情報提供の充実、適切な情報提供や支援なども必要です。

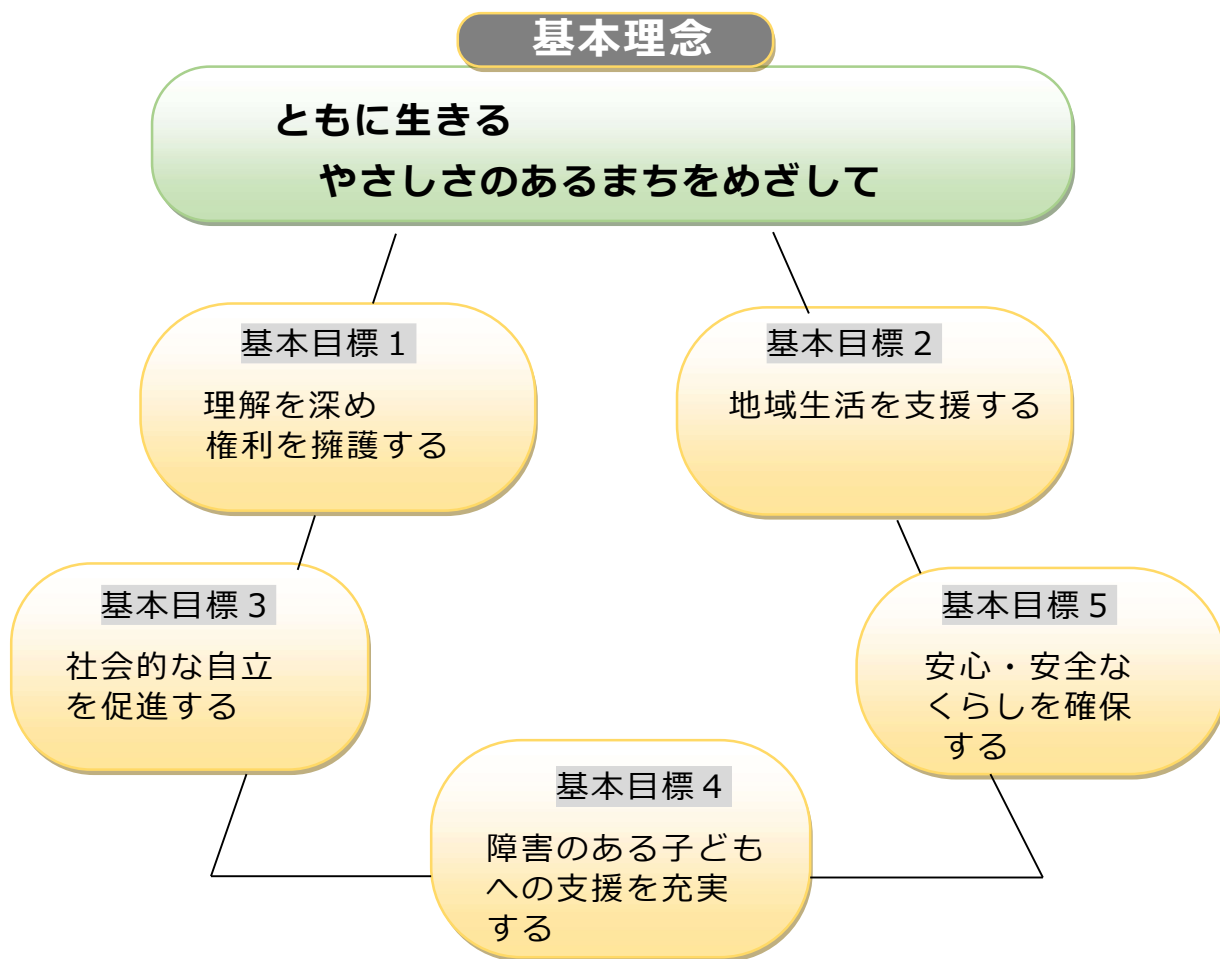
## 第3章

### 第7期鶴ヶ島市障害者プラン

## 第1 基本理念

この計画は、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちとするため、次の基本理念を掲げます。

この基本理念に基づき、障害のある人の立場に立ち、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるため、次の5つの基本目標を設定し、様々な施策に取り組みます。





## 第2 基本目標

### 1.理解を深め権利を擁護する

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を図るため、障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進めます。  
また、障害のある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止に努めます。

### 2.地域生活を支援する

障害のある人が地域の中で安心して暮らしていけるようにするため、相談支援体制の充実、日中活動の場の確保、コミュニケーション手段の確保を進めてまいります。

### 3.社会的な自立を促進する

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう多様な就業の機会の確保に努めます。

また、障害のある人の生活と社会を豊かにするために、文化・学習・スポーツ活動などの社会参加を支援します。

### 4.障害のある子どもへの支援を充実する

障害のある子どもの適切な発育・発達支援につなげられるように、障害の早期発見、早期療育、相談体制を促進します。

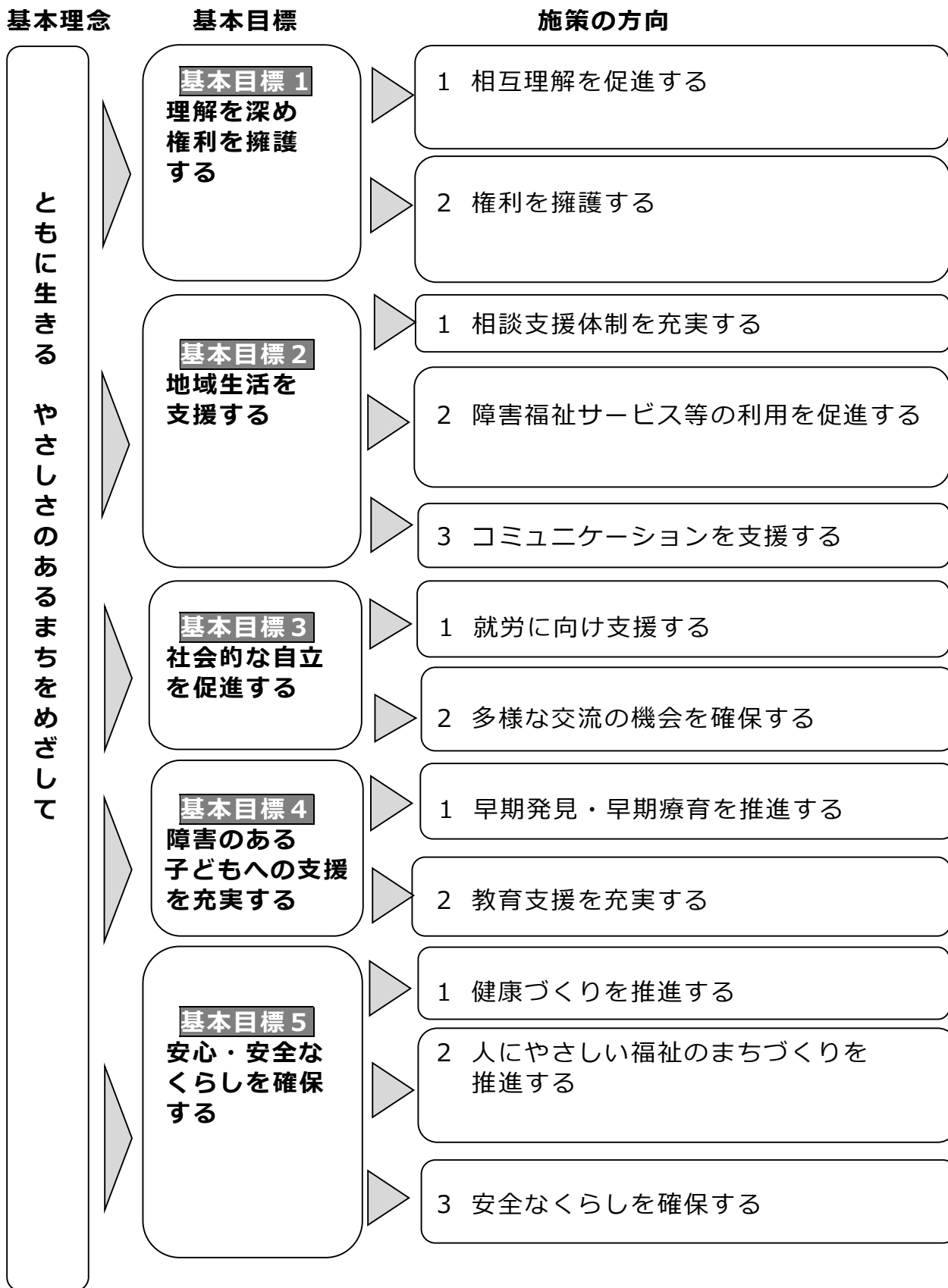
また、障害の有無にかかわらず、ともに育ち、学び、その能力を伸ばし、自立できる力を高めるため、保育や教育環境、学習活動等の充実を目指します。

### 5.安心・安全な暮らしを確保する

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療サービスの充実を図るとともに、建物、交通、情報、制度、意識など社会のバリアフリー化を推進します。

また、関係機関や地域住民との連携を図りながら、防災対策・防犯対策等の充実に努めます。

### 第3 施策の体系



## 取組

- ▶ (1) 理解・啓発活動の推進  
(2) 福祉教育の充実  
(3) 障害を理由とする差別の解消
- ▶ (1) 成年後見制度の利用促進  
(2) 虐待の防止  
(3) 権利行使の支援  
(4) 障害当事者の参加促進
- ▶ (1) 相談支援体制の充実
- ▶ (1) 障害福祉サービス等の質の向上  
(2) 経済的な支援の充実  
(3) 障害福祉サービス提供体制の充実  
(4) 地域づくりの推進
- ▶ (1) 情報バリアフリー化の推進  
(2) コミュニケーション支援の推進
- ▶ (1) 雇用の確保と支援  
(2) 福祉的就労の充実
- ▶ (1) 文化・学習・スポーツ活動への支援  
(2) 多様な交流の促進  
(3) 外出の支援
- ▶ (1) 相談支援体制の充実  
(2) 早期療育・保育等の充実
- ▶ (1) 特別支援教育の充実  
(2) 特別支援教育指導の充実
- ▶ (1) 健康づくりの推進  
(2) 公費負担医療制度助成
- ▶ (1) バリアフリー化の推進等  
(2) 道路環境の整備  
(3) 身近な公共交通機関の整備  
(4) 居住環境改善の支援
- ▶ (1) 防災対策の充実  
(2) 防犯対策の充実  
(3) 交通安全対策の充実

## 第4 施策の展開

### 基本目標1 理解を深め権利を擁護する

#### 施策の方向1 相互理解を促進する

##### 《 現状と課題 》

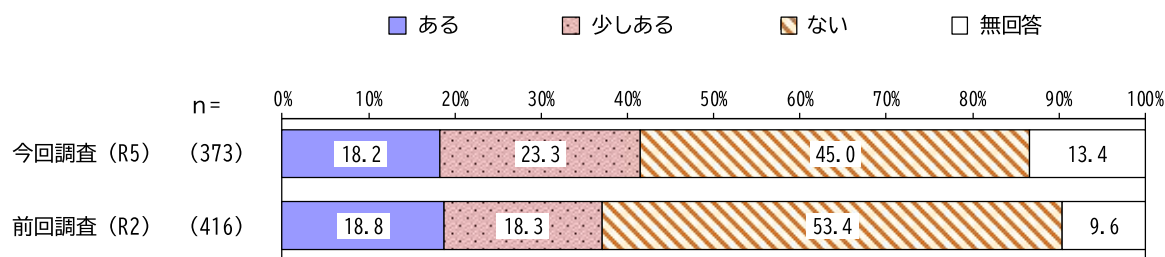
本市では、障害のある人への理解が深まるよう、社会福祉協議会との連携により「福祉体験講座」等を実施するとともに、毎年、人権問題講演会を開催しています。

しかし、アンケート調査では、障害があることで嫌な思いをしたことがあると回答した人は、依然として少なくありません。

そのため、引き続き障害と障害のある人に対する正しい理解を深めていく必要があります。

また、学校等における障害のある人との交流や体験学習などの取組みも必要です。

##### ■ アンケート調査：障害のあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



##### 《 取組の方向 》

○障害特性や障害のある人に対する正しい理解が深まるよう、引き続き啓発を推進します。

○学校や地域での福祉教育に取り組みます。

○障害のある人に対する差別解消と合理的配慮の提供が広がるよう、障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。

##### (1) 理解・啓発活動の推進

No	具体的な取組	担当課
1	<b>■ 理解・啓発活動の推進</b> 障害と障害のある人への理解が深まるよう、広報や市ホームページなど多様な広報媒体を通して啓発を推進します。	障害者福祉課

2	<b>■ 交流の機会の確保</b> ノーマライゼーション <sup>*7</sup> の理念の普及啓発を図るため「障害者週間」等の適切な機会をとらえて障害のある人もない人も交流できる機会を提供します。	障害者福祉課
3	<b>■ 人権教育・人権啓発の推進</b> 人権問題について、講演会や啓発活動などを通じて正しい情報を提供し、人権に関する意識を醸成します。	総務人権推進課 生涯学習スポーツ課

## (2) 福祉教育の充実

No	具体的な取組	担当課
4	<b>■ 学校における交流や福祉教育の充実</b> 社会福祉協議会が指定する福祉教育・体験学習推進校を中心とした障害のある人との交流や体験学習、特別支援学級と通常学級の交流学習などの機会を設け相互理解を促進します。	教育センター
5	<b>■ 福祉体験講座等の支援</b> 地域・家庭における福祉教育を促進するため、社会福祉協議会が開催する福祉教育・ボランティア研修、福祉体験講座などを支援します。	福祉政策課
6	<b>■ 職員の理解推進</b> 市職員に対して、手話講習会などの研修を通じてノーマライゼーション <sup>*7</sup> の理念など障害のある人への理解を促す取組を継続して実施します。	人事課

## (3) 障害を理由とする差別の解消

No	具体的な取組	担当課
7	<b>■ 障害者差別解消の推進</b> 市民や企業に対し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について啓発活動を行います。	障害者福祉課
8	<b>■ 障害者差別に関する相談窓口の整備</b> 障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害者福祉課、障害者基幹相談支援センター <sup>*8</sup> 、及び権利擁護支援センター <sup>*9</sup> に設置し、相談者に迅速な対応を行います。	障害者福祉課

\*7 ノーマライゼーション

障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別されることなく当たり前に、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方です。

\*8 障害者基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

\*9 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

## 施策の方向2 権利を擁護する

### 《 現状と課題 》

障害のある人の中には、実際に生活する上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、一人で決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする成年後見制度<sup>\*10</sup>があります。

本市では、令和3年4月に「鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会<sup>\*11</sup>」、そして、令和3年10月に鶴ヶ島市社会福祉協議会の権利擁護支援センター<sup>\*12</sup>内に「中核機関」を設置しました。そこで成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取組を行ってきました。

しかし、アンケート調査の、成年後見制度を将来利用したいと思うかについては、「わからない(57.4%)」が最も多く、次いで「利用したいと思わない(15.8%)」の順となっており、本制度の認知度が低だけでなく、利用することによる心配をされている人がいることがわかりました。

そのため、障害のある人の権利擁護を推進し、人権や財産などの侵害がないよう、成年後見制度の利用が促進されるための丁寧な説明が必要です。

また、併せて障害のある人の虐待の防止と権利行使の支援をする必要があります。

\*10 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合、財産管理や介護サービスの契約、遺産分割の協議などが難しい、或いは悪徳商法の被害にあう恐れがあります。判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

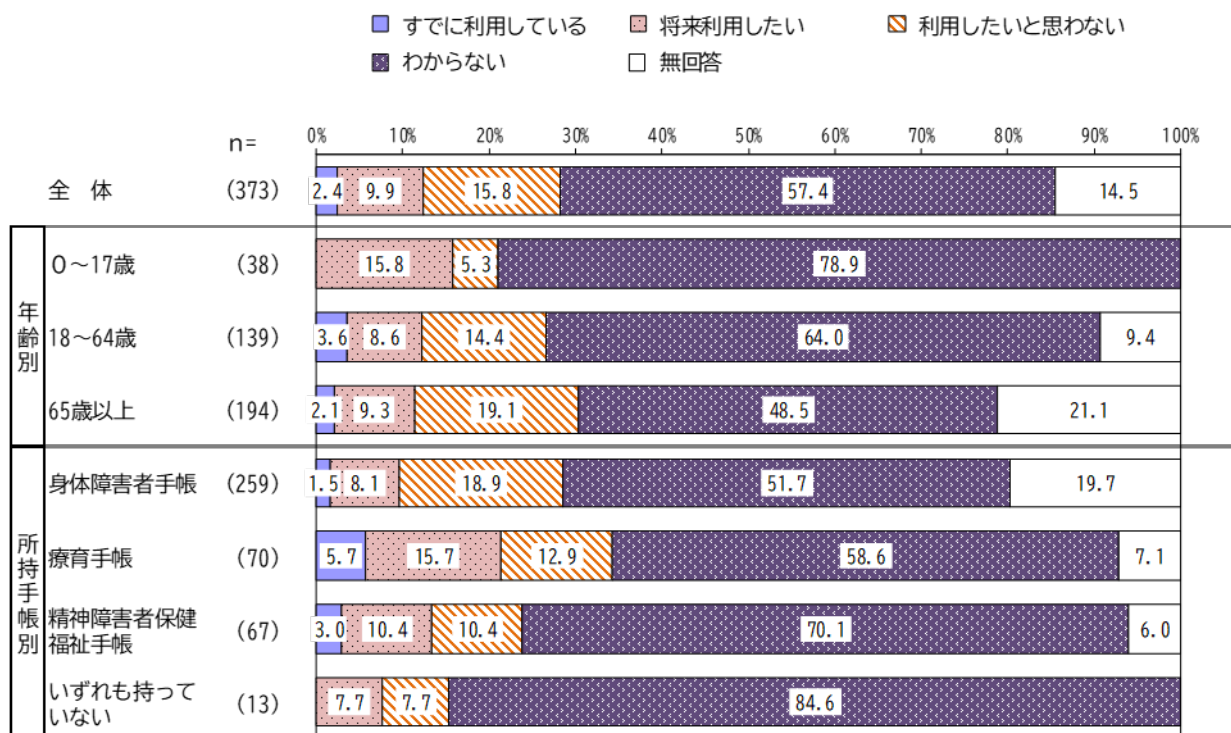
\*11 鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会

障害のある人の日常生活を見守る支援者を「チーム」とし、本市の権利擁護の骨格をつくる役割を担います。

\*12 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

■アンケート調査：成年後見制度の利用意向



◀ 取組の方向 ▶

- 障害などによって一人で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- 障害のある人の尊厳を傷つける差別や虐待の防止に努めます。
- 選挙権を持つすべての人に投票の機会が確保されるようにします。
- 障害者施策の着実な推進のために障害者支援協議会\*<sup>13</sup>等に障害のある人やその家族の参加を推進します。

(1) 成年後見制度の利用促進

No	具体的な取組	担当課
9	<p><b>■ 成年後見制度の利用支援</b></p> <p>本人が申立てる判断能力がない場合や、身寄りがない場合、申立ができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任申立を行います。成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に、その費用を助成します。</p>	健康長寿課 障害者福祉課

\*<sup>13</sup> 障害者支援協議会  
地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

### 第3章－第4 施策の展開

#### 基本目標1 理解を深め権利を擁護する

No	具体的な取組	担当課
10	<p><b>■ 中核機関との連携・協働</b></p> <p>社会福祉協議会の権利擁護支援センター内に設置した中核機関と連携し、成年後見制度に対する相談や情報提供、申立支援を実施し、障害や認知症で判断力が不十分な人の成年後見制度の利用促進に取り組みます。</p>	健康長寿課 障害者福祉課
11	<p><b>■ 地域連携ネットワークづくり</b></p> <p>全ての人々が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組みを整備していきます。</p>	健康長寿課 障害者福祉課
12	<p><b>■ 中核機関の強化</b></p> <p>鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関は、社会福祉協議会内の「権利擁護支援センター<sup>*14</sup>」に設置しました。</p> <p>中核機関の機能である、①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能（受任者調整等の支援や担い手の育成など）④後見人支援機能の充実を図ります。</p>	健康長寿課 障害者福祉課

※本計画では、成年後見制度の利用促進について「第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけており、詳細をP70に掲載しています。

#### (2) 虐待の防止

No	具体的な取組み	担当課
13	<p><b>■ 障害者虐待防止に向けた体制の整備</b></p> <p>障害者虐待防止センター<sup>*15</sup>（市直営）と、障害者基幹相談支援センター<sup>*16</sup>、権利擁護支援センター<sup>*17</sup>が緊密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努め、障害のある人の権利擁護を進めます。</p>	障害者福祉課

\*14 権利擁護支援センター  
障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

\*15 障害者虐待防止センター  
障害者の権利擁護ため、虐待の防止、被虐待者の保護や自立支援、養護者への支援が目的です。通報や届出の受理、調査や助言・指導を行います。

\*16 障害者基幹相談支援センター  
相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

\*17 権利擁護支援センター  
障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。



## (3) 権利行使の支援

No	具体的な取組み	担当課
14	<p><b>■ 選挙における配慮</b> 選挙公報の音声版・点字版による候補者情報の提供や、投票所における簡易スロープの設置など障害のある人の利用に配慮して、投票環境の向上に努めます。</p>	選挙管理委員会

## (4) 障害当事者の参加促進

No	具体的な取組み	担当課
15	<p><b>■ まちづくりへの参加促進</b> 市の附属機関などに障害のある人の参加を推進します。公共建築物の建設など、障害のある人に直接関係のある計画については、検討段階からの参加に努めます。</p>	関係課*18
16	<p><b>■ 福祉施策検討の参加促進</b> 障害者支援協議会*19と各種専門部会には、障害のある人や家族、支援者に参加していただき、当事者主体の障害特性を反映した障害福祉施策を進めます。</p>	障害者福祉課

\*18 関係課

該当するすべての課を意味します。

\*19 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

## 基本目標2 地域生活を支援する

### 施策の方向1 相談支援体制を充実する

#### ◀ 現状と課題 ▶

障害のある人が、困った時や障害福祉サービスを利用したい時に、身近に相談できる場所があることは大切なことです。本市では、生活上の心配ごとや悩みごとなどの相談を受けられるように、市役所庁舎内の障害者基幹相談支援センター\*<sup>20</sup>（通称：生活サポートセンター）を含め市内3か所に障害者地域相談支援センター\*<sup>21</sup>を設置しています。

しかし、アンケート調査の「悩みごとの相談相手」では、「鶴ヶ島市生活サポートセンター（7.1%）」「相談支援事業所などの民間の相談窓口（5.4%）」は、未だ低いままとなっています。そのため、相談支援事業の機能強化とともに、市民への周知が必要です。

#### ■アンケート調査：悩みごとの相談相手

(単位:%)		n	市の広報	市のホームページ	市の「障害者のてびき」	市の障害者福祉課	県の広報、ホームページ、ガイドブック	新聞・雑誌	テレビ、ラジオ、インターネット	家族や友人
全体		(373)	36.2	13.1	12.1	25.7	5.6	10.2	20.9	24.7
年齢別	0～17歳	(38)	21.1	2.6	18.4	31.6	0.0	0.0	18.4	44.7
	18～64歳	(139)	30.2	14.4	10.8	25.2	5.8	7.9	22.3	24.5
	65歳以上	(194)	43.3	14.4	11.3	24.7	6.7	13.9	20.6	21.1
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	39.8	15.1	11.2	26.6	5.8	11.2	19.7	23.9
	療育手帳	(70)	15.7	7.1	15.7	32.9	5.7	5.7	12.9	35.7
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	35.8	11.9	10.4	26.9	7.5	10.4	31.3	16.4
	いずれも持っていない	(13)	46.2	0.0	7.7	23.1	0.0	0.0	30.8	30.8

(単位:%)		n	社会福祉協議会	利用している障害者支援施設	学校、職場	医療機関(病院や診療所など)	障害者団体、障害者のグループなど	その他	無回答
全体		(373)	7.5	14.2	5.1	32.2	4.8	5.4	7.0
年齢別	0～17歳	(38)	15.8	39.5	42.1	44.7	10.5	2.6	2.6
	18～64歳	(139)	9.4	17.3	2.2	30.2	7.2	6.5	5.8
	65歳以上	(194)	4.6	7.2	0.0	30.9	2.1	5.2	8.8
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	7.3	8.9	1.2	32.4	3.5	4.6	7.7
	療育手帳	(70)	12.9	34.3	18.6	27.1	11.4	7.1	8.6
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	11.9	16.4	4.5	35.8	4.5	9.0	3.0
	いずれも持っていない	(13)	7.7	23.1	15.4	30.8	7.7	7.7	7.7

\*<sup>20</sup> 障害者基幹相談支援センター  
相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

\*<sup>21</sup> 障害者地域相談支援センター  
市が相談支援事業所に基本相談を委託して、障害福祉についての身近な相談窓口としたもの。

◀ 取組の方向 ▶

○身近な地域での相談支援体制の強化を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

No	具体的な取組	担当課
17	<p><b>■ 障害者基幹相談支援センターを中心とした体制の強化</b>            障害者基幹相談支援センター*<sup>20</sup>が、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、身近な相談窓口として市内3か所に設置した障害者地域相談支援センター*<sup>21</sup>に対する指導・助言等を行うことにより、地域の相談体制の強化を図ります。            また、市民に対する周知を図ります。</p>	障害者福祉課
18	<p><b>■ 相談支援事業所の機能強化</b>            障害者基幹相談支援センター*<sup>20</sup>が、中心となり、市内の相談支援事業所*<sup>22</sup>に対する指導・助言等を行うことにより、地域の相談体制の強化を図ります。</p>	障害者福祉課
19	<p><b>■ 相談支援専門員の質の向上</b>            障害のある人のサービス利用計画を作成する相談支援専門員の質の向上を図るため、障害者基幹相談支援センター*<sup>20</sup>が中心となり研修を実施します。</p>	障害者福祉課
20	<p><b>■ 切れ目のない支援体制の充実</b>            障害のある人が、福祉制度の切れ目の年齢*<sup>23</sup>となっても障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できるように、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーなどとの緊密な連携体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課 健康長寿課 介護保険課
21	<p><b>■ 包括的な支援体制の構築</b>            複雑化した市民ニーズや多問題を抱える世帯の支援ニーズに対応するため、障害・高齢・子ども・生活困窮の相談支援に係る関係機関が、一体的・継続的に社会とのつながりや参加のための支援を提供する包括的な支援体制の構築を目指します。</p>	福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 こども支援課

\*<sup>22</sup> 相談支援事業所  
 特定相談（サービス等利用計画を作成）や一般相談（地域相談支援）を行う事業所で自治体が指定するものです。

\*<sup>23</sup> 福祉制度の切れ目の年齢  
 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になると、原則、介護保険サービスに移行しますが、介護保険サービスにないサービスで障害福祉サービスにあるものは引き続きサービスが受けられます。  
 介護保険で対象となる特定疾病のある人は、40歳になると介護保険の第2号被保険者となり、介護保険サービスが優先されます。このときも、介護保険サービスにないサービスで障害福祉サービスにあるものは引き続きサービスが受けられます。

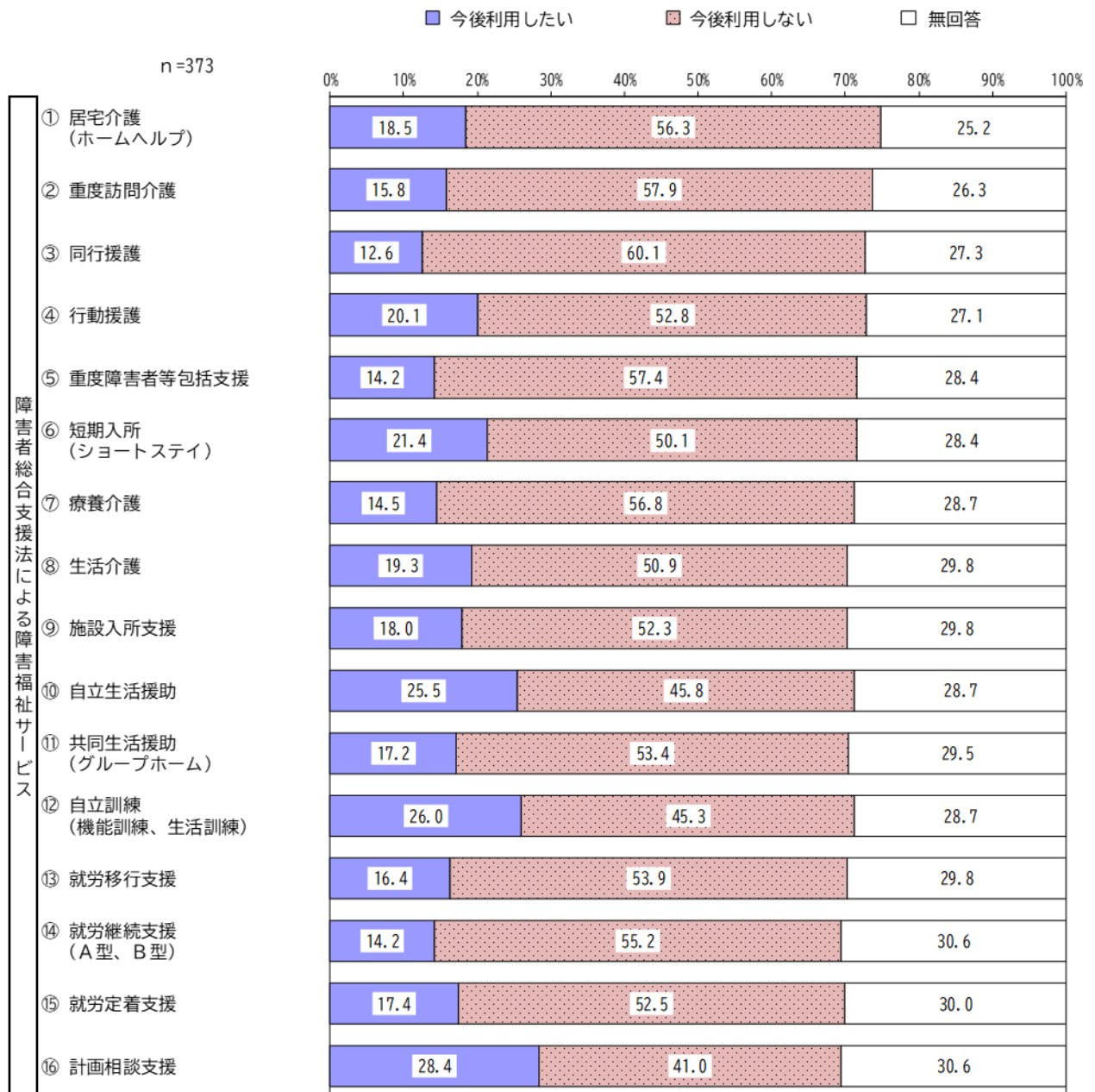
施策の方向2 障害福祉サービス等の利用を促進する

◀ 現状と課題 ▶

本市では、障害のある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、今後、障害福祉サービスの利用者は増加することが見込まれます。

これからも必要な人が障害福祉サービスを受けられるよう、事業者の参入促進に向けた情報提供や、多様な主体が支え合う地域の福祉活動を支援することが必要です。

■アンケート調査：サービス利用意向



《 取組の方向 》

- 障害福祉サービスを適切に受けられるよう支援します。
- 障害のある人の経済的な支援に取り組みます。
- 障害福祉サービスの提供基盤の充実を目指します。
- 多様な主体による地域づくりを目指します。

(1) 障害福祉サービス等の質の向上

No	具体的な取組	担当課
22	<p><b>■ 障害福祉サービスの充実</b> 障害のある人の在宅支援のための居宅介護、重度の障害により在宅生活が困難な人のための訪問系サービス、また、日中活動の場や訓練のための日中活動系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。</p>	障害者福祉課
23	<p><b>■ 障害福祉サービス事業所の情報提供</b> 利用者がサービスを選択しやすいよう、障害福祉サービス事業所と連携し、市ホームページを活用してサービス内容の情報提供を行います。</p>	障害者福祉課
24	<p><b>■ 医療的ケア児者*<sup>24</sup>の家族に対する支援</b> 医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、レスパイトケアの利用を促進します。</p>	障害者福祉課
25	<p><b>■ 地域生活支援拠点*<sup>25</sup>の質の向上</b> 地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。</p>	障害者福祉課
26	<p><b>■ 障害者生活介護施設の運営</b> 在宅の常時支援を要する障害のある人の日常生活の充実及び社会参加の促進を図るため鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（きいちご）を運営します。 また、複合施設（旧西中学校内）への移転に向けた準備を進めます。</p>	障害者福祉課

\*<sup>24</sup> 医療的ケア児者  
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子ども及び大人のことです。

\*<sup>25</sup> 地域生活支援拠点  
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

第3章－第4 施策の展開  
 基本目標2 地域生活を支援する

27	<p><b>■居住系サービスの受入促進</b>          共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービスが、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるよう、適切な受け入れについてグループホーム連絡会等により働きかけていきます。</p>	障害者福祉課
28	<p><b>■地域の実情に応じて行う地域生活支援事業の充実</b>          居宅における訪問入浴サービスや外出を支援する移動支援事業については、利用者の状況に合わせた柔軟なサービスの充実を図ります。</p>	障害者福祉課

(2) 経済的な支援の充実

No	具体的な取組	担当課
29	<p><b>■経済的支援の充実</b>          障害福祉サービス、地域生活支援事業等の利用者負担軽減制度の周知に努め、利用を促進します。          各種年金・手当・助成制度などの周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課 保険年金課
30	<p><b>■公共料金等の減免及び税の控除・減免</b>          公共交通機関などの割引制度の周知に努め、利用の促進を図ります。          税の控除・減免の制度についての周知に努めます。</p>	障害者福祉課 税務課
31	<p><b>■重度心身障害者医療費助成制度<sup>*26</sup>の利用促進</b>          重度の障害のある人と家族の経済的負担を軽減するため、その医療を助成する制度について、その周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課

(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

No	具体的な取組	担当課
32	<p><b>■サービス提供事業所の参入促進</b>          社会福祉法人等障害福祉サービス提供事業者への情報提供及び支援を推進することで参入を呼びかけ、地域におけるサービスの提供基盤の充実を図ります。          また、共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービスが、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるようその確保に努めます。</p>	障害者福祉課 関係課
33	<p><b>■日中活動系サービスの確保</b>          日中活動の場を提供する日中一時支援事業については、特に高いニーズがあることから、事業者の参入を促すとともに、質・量の充実を図ります。</p>	障害者福祉課

\*26 重度心身障害者医療費助成制度  
 重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。(障害者手帳交付時の年齢、及び所得により制限あり)

(4) 地域づくりの推進

No	具体的な取組	担当課
34	<p><b>■地域の障害福祉の推進体制の構築</b>            障害者支援協議会*<sup>27</sup>、各種専門部会による協議を通じて、地域のシステムづくりやネットワークの構築、相談支援事業の強化等、地域の障害福祉の推進体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課
35	<p><b>■多様な主体による地域づくりに向けた支援</b>            住民同士の交流や参加を支援することにより、多様なつながりやケアし合う関係性を育み、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、共に支え合う地域共生社会づくりに取り組みます。</p>	福祉政策課 地域活動推進課
36	<p><b>■地域活動支援事業の推進</b>            障害のある人等が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう日中活動や社会との交流の機会等を提供する居場所の整備を進めます。</p>	障害者福祉課

\*<sup>27</sup> 障害者支援協議会  
 地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

### 施策の方向3 コミュニケーションを支援する

#### ◀ 現状と課題 ▶

本市では、障害によって情報の収集や利用に支障のある人に対して、補聴器などの意思疎通支援用具の給付や、手話通訳者や要約筆記<sup>\*28</sup>者の派遣などの意思疎通支援事業を行っています。

また、令和5年3月に「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」と「鶴ヶ島市手話言語条例」を制定し、障害の特性に応じた情報の取得とコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するとともに、手話は言語であることへの理解と普及に努めることとしました。

しかし、アンケート調査の「情報入手やコミュニケーションで困ること」では、「うまく説明や質問ができない（25.5%）」「自分の思いを伝えることを遠慮してしまう（17.7%）」の順で高くなっており、障害のある人はコミュニケーションに不安を感じて遠慮していることがうかがえます。

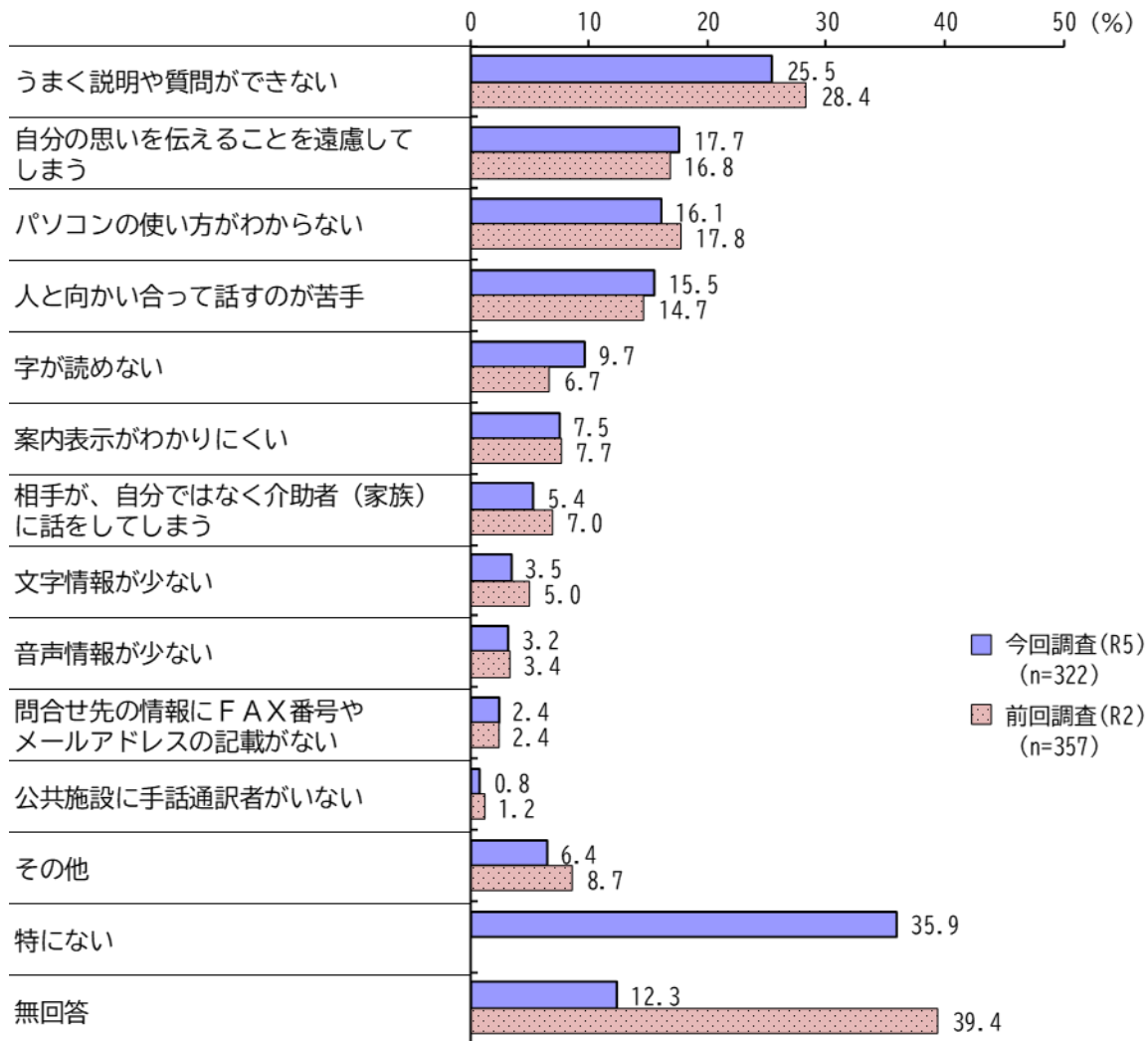
意思疎通は、生活する上で欠かせないものであり、障害の特性により情報収集のしやすさ等は異なるため、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り、コミュニケーション支援を充実させていく必要があります。

\*28 要約筆記

聴覚に障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とします。



■アンケート調査：情報入手やコミュニケーションで困ること



※「特になし」は令和5年度の新規追加項目

《 取組の方向 》

- 障害の特性に合わせた情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図ります。
- 障害の特性に合わせた意思疎通の円滑化を図ります。

(1) 情報バリアフリー化の推進

No	具体的な取組み	担当課
37	<p><b>■ ウェブアクセシビリティの向上</b>                      障害のある人や高齢者など、誰もが市ホームページで提供される情報や機能を利用できるよう、ウェブアクセシビリティ*<sup>29</sup>の確保と向上に取り組みます。                      また、各種障害福祉サービスに関して、必要な情報を手軽に入手できるようインターネットを利用した情報提供に努めます。</p>	秘書広報課 障害者福祉課
38	<p><b>■ 障害の特性に配慮した情報提供手段の充実</b>                      広報つるがしま、市議会だより、広報折込チラシの点訳版・デイジー*<sup>30</sup>版を作成するとともに、案内パンフレットなどへの「音声コード*<sup>31</sup>」添付や、市が発行する行政サービスの紹介などに、問合せ先としてFAX番号やメールアドレスを掲載するように努めます。</p>	秘書広報課 議会事務局議事課 関係課
39	<p><b>■ 聴覚障害者の情報取得手段の周知</b>                      聴覚に障害のある人のための電話リレーサービス*<sup>32</sup>やNET119緊急通報システム*<sup>33</sup>の情報提供や周知に取り組みます。</p>	障害者福祉課
40	<p><b>■ 視覚障害者等の読書環境の整備</b>                      視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）*<sup>34</sup>に基づき、点字図書や録音図書、電子図書館の充実を図るとともに、図書館の障害者サービスを周知し、障害のある人の利用を促進します。</p>	生涯学習スポーツ課 (図書館)

\*<sup>29</sup> ウェブアクセシビリティ  
 障害のある人や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上のページやファイルで提供されている情報に到達し、利用できることです。

\*<sup>30</sup> デイジー  
 活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像を再生できるデジタル録音図書のことです。

\*<sup>31</sup> 音声コード  
 印刷物に掲載された文字情報を2次元コードに変換したもので、専用の読み取り装置で読み取れるコードです。携帯電話・スマートフォンや専用の読み取り装置を使用することで、記録された情報を音声で得ることができます。

\*<sup>32</sup> 電話リレーサービス  
 聴覚に障害のある人と通話相手を電話リレーサービスセンターにいる通話オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

\*<sup>33</sup> NET119緊急通報システム  
 聴覚や言語機能等の障害によって音声による通報が困難な方が、スマートフォン等から通報場所の消防本部へ119番通報できるサービスです。

\*<sup>34</sup> 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）  
 視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的とします。

(2) コミュニケーション支援の推進

No	具体的な取組み	担当課
41	<p>■ <b>障害者コミュニケーション支援条例の周知・推進</b>            障害のある人が、あたり前にコミュニケーションができる環境となるように、障害者コミュニケーション支援条例の周知を図るとともに、推進します。</p>	障害者福祉課
42	<p>■ <b>手話言語条例の周知・推進</b>            手話の普及とともに、多くの場面において手話で会話ができるよう、手話言語条例の周知を図るとともに、推進します。</p>	障害者福祉課
43	<p>■ <b>手話通訳者及び要約筆記者の派遣</b>            聴覚に障害のある人などが必要な時に意思疎通を図れるように手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>	障害者福祉課
44	<p>■ <b>手話通訳者及び音訳ボランティアの養成</b>            手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。            また、視覚に障害のある人のために、活字で書かれている書籍や雑誌、広報紙、新聞などの内容を音声にして伝える音訳ボランティアの養成を進めます。</p>	障害者福祉課

## 基本目標3 社会的な自立を促進する

### 施策の方向1 就労に向け支援する

#### 《 現状と課題 》

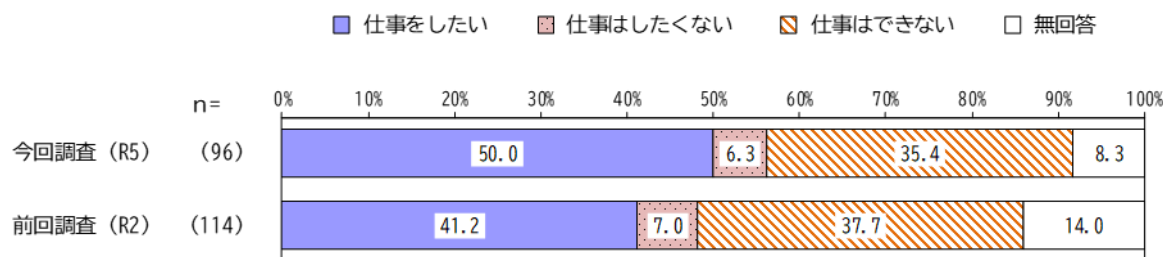
本市では、市役所庁舎内の「ふるさとハローワーク」で職業相談や職業紹介を行っているほか、障害者基幹相談支援センター<sup>\*35</sup>と生活困窮者自立支援センター<sup>\*36</sup>が一体となった生活サポートセンターを設置し、そこで障害者の就労支援を行っています。

アンケート調査の「就労意向」では、就労や就学していない人の就労意向は「仕事をしたい（50.0%）」となっており、ニーズが高いと言えます。

障害のある人に適した働き方を踏まえた支援、及び職場に定着して安定した職業生活を送れるような支援が必要です。

また、障害者団体との懇談会では、通勤時の障害者福祉サービスがないことに対する意見があり、重度の障害者の通勤時の助成が求められています。

#### ■アンケート調査：就労意向



#### 《 取組の方向 》

- ハローワークとの連携や、企業の障害者雇用の促進に取り組みます。
- 福祉的就労<sup>\*37</sup>も含めた就労の支援に取り組みます。
- 重度障害者の就労に係る通勤時の支援を検討します。

<sup>\*35</sup> 障害者基幹相談支援センター  
 相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

<sup>\*36</sup> 生活困窮者自立支援センター  
 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関です。

<sup>\*37</sup> 福祉的就労  
 就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のことです。

(1) 雇用の確保と支援

No	具体的な取組	担当課
45	<b>■ ハローワークとの連携</b> 障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、ハローワークなどとの連携を推進します。	産業振興課
46	<b>■ 企業の障害者雇用の促進</b> 市内企業・事業所の障害者雇用を促進するため、生活サポートセンター* <sup>38</sup> 等では、企業開拓、就労支援、定着支援まで一体的なサポートを行います。	障害者福祉課
47	<b>■ 市職員への雇用機会の確保</b> 障害に適した職務、受け入れ環境、雇用形態などに配慮しながら、市における障害のある人の雇用機会の確保に努めます。	人事課
48	<b>■ 障害者理解の推進及び障害者虐待の防止</b> 障害のある人を雇用する事業主への理解啓発と虐待防止を促進します。	障害者福祉課
49	<b>■ 重い障害のある人への通勤支援</b> 重い障害のある人の通勤時の障害福祉サービスがないため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を推進します。	障害者福祉課

(2) 福祉的就労の充実

No	具体的な取組	担当課
50	<b>■ 福祉サービス利用による就労支援の促進</b> 就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進により、障害のある人の一般就労への移行を進めます。	障害者福祉課
51	<b>■ 福祉喫茶コーナー運営の支援</b> 障害のある人の就労の機会を提供するとともに、障害のある人の社会参加への理解と関心を促進するために福祉喫茶コーナーの運営を支援します。	地域活動推進課 (西市民センター) 障害者福祉課
52	<b>■ 物品販売の支援</b> 福祉的就労* <sup>37</sup> に従事している人の工賃向上のため、障害福祉サービス事業所で製作した製品の販売促進を進めます。	障害者福祉課
53	<b>■ 物品優先調達の実施</b> 障害福祉サービス事業所が提供する物品やサービスを、公的機関が優先調達することで、発注機会を確保し、障害のある人の自立の促進につなげます。	障害者福祉課 関係課

\*<sup>38</sup> 生活サポートセンター  
 正式名称：障害者基幹相談支援センター。相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

**施策の方向2 多様な交流の機会を確保する**

◀ **現状と課題** ▶

本市では、障害のある人が様々な学級・講座などの事業に参加しやすくなるよう、必要に応じて手話通訳者などの配置や福祉タクシー等の利用料金を助成するなど環境づくりをしています。また、図書館での点字図書・録音図書などのサービスの充実に努めています。

しかし、障害者団体等ヒアリングからは、障害のある人がイベント等に参加しやすい配慮を求める意見がありました。

障害のある人の余暇活動が充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながるため、参加の機会を確保するとともに参加しやすくなる取組が必要です。

◀ **取組の方向** ▶

- 障害のある人の文化・学習・スポーツ活動などを支援します。
- 障害のある人の交流を促進するため、障害者団体等の活動を支援します
- 外出などの際の支援の充実に努めます。

(1) 文化・学習・スポーツ活動への支援

No	具体的な取組	担当課
54	<p><b>■手話通訳者及び要約筆記者の派遣【再掲】</b>                      聴覚に障害のある人などが必要な時に意思疎通を図れるように手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>	障害者福祉課
55	<p><b>■視覚障害者等の読書環境の整備の推進【再掲】</b>                      視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）*<sup>39</sup>に基づき、点字図書や録音図書、電子図書館の充実に努めるとともに、図書館の障害者サービスを周知し、障害のある人の利用を促進します。</p>	生涯学習スポーツ課 （図書館）
56	<p><b>■障害者スポーツ大会参加への支援</b>                      障害者スポーツの普及に取り組むとともに、障害のある人が参加できるスポーツ教室やスポーツ大会への参加の支援に努めます。</p>	障害者福祉課 生涯学習スポーツ課

\*<sup>39</sup> 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）  
 視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的とします。

57	<p><b>■ 余暇活動の支援</b> 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律*40に基づき、障害のある人の文化芸術活動の鑑賞・創造・発表等の機会（場）を提供します。</p>	<p>生涯学習スポーツ課 （図書館） 地域活動推進課 （市民センター）</p>
----	---	---

(2) 多様な交流の促進

No	具体的な取組	担当課
58	<p><b>■ 障害者団体等の活動への支援</b> 障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。</p>	障害者福祉課
59	<p><b>■ 障害者団体間の交流支援</b> 障害者支援ネットワーク協議会*41での、障害者団体相互の連絡調整・親睦交流・研修啓発等の活動を支援します。</p>	障害者福祉課
60	<p><b>■ イベント等参加のための環境づくり</b> 障害のある人が様々なイベントに参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣などとともに、イベントに参加しやすくなるような環境づくりに努めます。</p>	障害者福祉課

(3) 外出の支援

No	具体的な取組	担当課
61	<p><b>■ 外出の支援</b> 在宅生活における外出等を支援するため、福祉タクシー利用料金や自動車燃料購入費の一部を助成します。</p>	障害者福祉課
62	<p><b>■ つるバス・つるワゴンの利用促進</b> つるバス・つるワゴンの利用にあたり、障害のある人の運賃を無料とする特別乗車証の周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課 都市計画課

\*40 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律  
障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とします。

\*41 障害者支援ネットワーク協議会  
障害者団体、障害者を支援する団体、福祉施設などが連携を図り、障害のある人もない人も誰もが地域で安心して暮らしていける社会を目指していく協議会です。

## 基本目標4 障害のある子どもへの支援を充実する

### 施策の方向1 早期発見・早期療育を推進する

#### ◀ 現状と課題 ▶

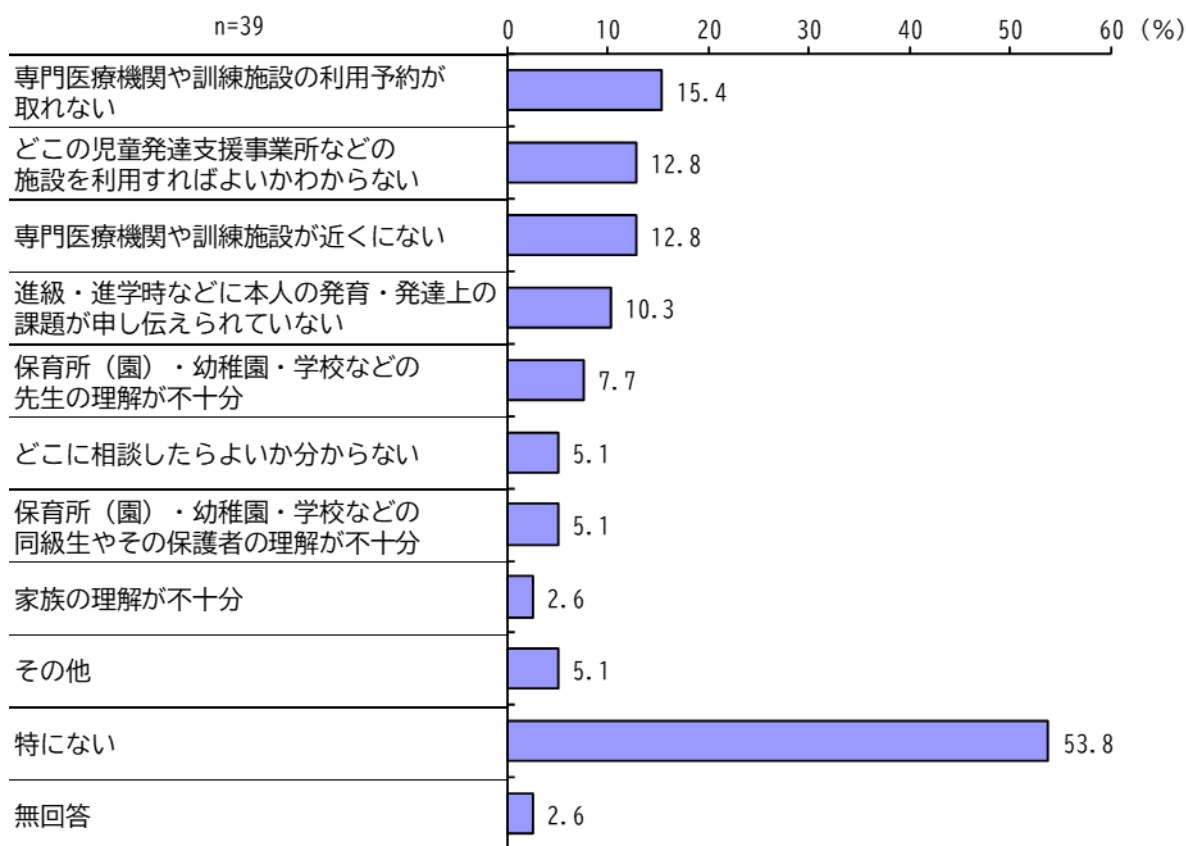
障害のある子どもは、成長・発達に伴い生ずる課題に対して、相応しい療育支援が行われる必要があります。本市では、疾病や障害の早期発見につながるよう乳幼児健康診査等を実施し、必要に応じて発育発達相談を行っています。

アンケート調査の「発育や発達に関する相談などについて困っていること」では「特にない（53.8%）」と一番高くなっていますが、一方で「専門医療機関や訓練施設の利用予約が取れない（15.4%）」「どこの児童発達支援事業所などの施設を利用すればよいかわからない（12.8%）」など、不安を感じている意見もあります。

障害のある子どもの保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な場面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めており、十分な情報提供がされるような相談支援が求められています。

また、障害児支援の中核的施設となる児童発達支援センターの設置についても求められています。

#### ■ アンケート調査：発育や発達に関する相談などについて困っていること





### ◀ 取組の方向 ▶

- 障害のある子どもの相談支援体制の充実を図ります。
- 適切な発育・発達支援につなげられるよう早期療育等の充実に努めます。

#### (1) 相談支援体制の充実

No	具体的な取組	担当課
63	<b>■ 幼児期から就学期への切れ目のない支援</b> 幼児期から就学期にかけて、継続的な切れ目のない支援となるよう、保育所（園）、幼稚園、発育支援センター、児童発達支援事業所、関係部課が連携し、きめ細やかな就学相談、就学支援を実施します。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
64	<b>■ 医療的ケア児<sup>*42</sup>の支援</b> 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の機会を拡充し、関係者の連携強化に努めます。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
65	<b>■ 児童発達支援センター<sup>*43</sup>の設置</b> 障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的な機能を持ち、障害のある子どもと家族、地域の関係機関を支援する障害児支援の中核的施設となる児童発達支援センターを設置します。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター

#### (2) 早期療育・保育等の充実

No	具体的な取組	担当課
66	<b>■ 疾病や障害の早期発見・早期療育の推進</b> 疾病や障害の早期発見につながるよう、妊産婦相談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等を実施します。	保健センター こども支援課
67	<b>■ 疾病や障害の早期発見・早期療育の推進</b> 子育て相談や専門職による発育発達相談の充実、保健・医療・福祉の関係部課と関係機関の連携を強化し、早期に療育支援につながるよう努めます。	保健センター こども支援課
68	<b>■ 保育所・幼稚園・学童保育室への受け入れ促進</b> 障害のある子どもの保育所（園）、幼稚園、学童保育室への受け入れを促進します。	こども支援課

\*42 医療的ケア児  
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

\*43 児童発達支援センター  
療育支援の中核となる施設。通所支援のほかに、保育所等訪問や障害児相談の地域支援を行います。

第3章－第4 施策の展開

基本目標4 障害のある子どもへの支援を充実する

No	具体的な取組	担当課
69	<p><b>■ 障害児通所支援事業所との連携促進</b></p> <p>障害のある子どもが、療育や訓練の機会を効果的に受けられるよう、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業等関係機関と幼稚園、保育所（園）、学校等との連携を促進します。</p>	障害者福祉課
70	<p><b>■ 発達障害児者の家族への支援</b></p> <p>ペアレントトレーニング*<sup>44</sup>の研修事業と共に、ペアレントメンター*<sup>45</sup>の活動を支援することで、家族機能を強化し、地域の療育体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課 こども支援課

\*<sup>44</sup> ペアレントトレーニング  
子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルの獲得を目指すものです。

\*<sup>45</sup> ペアレントメンター  
障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のことです。

## 施策の方向2 教育支援を充実する

### 《 現状と課題 》

障害のある子どもは、その成長段階において適切な教育を受けることが大切です。

また、障害のある子どもとない子どもがともに育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びと参加が必要です。

本市では、各小中学校に特別支援学級を設置し特別支援教育を推進しているほか、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと通常学級で学ぶ子どもの交流教育を進めています。

今後も、障害のある子どもの教育の充実を図ることが必要です。

### 《 取組の方向 》

○障害のある子どもの特別支援教育を充実します。

○特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。

#### (1) 特別支援教育の充実

No	具体的な取組	担当課
71	<b>■ 通常学級における通級による指導体制の整備</b> 小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子どもに対して、その障害や特性等に応じて、特別の場で行われる指導（通級による指導）が受けられる体制を整備します。	教育センター
72	<b>■ 学校・学級相互交流活動の推進</b> すべての子どもの見聞を広め、豊かな人間形成や社会性の育成ができるように、特別支援学級や特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと、通常学級で学ぶ子どもとが活動をともにする機会となる学校相互や学級相互の交流教育や、地域社会との交流活動を積極的に推進します。	教育センター
73	<b>■ 特別支援教育児童生徒就学奨励事業の推進</b> 教育の機会均等や特別支援学級への特別支援教育児童生徒就学奨励事業により、その就学に係る児童・生徒の保護者への経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課

#### (2) 特別支援教育指導の充実

No	具体的な取組	担当課
74	<b>■ 関係教職員の資質の向上</b> 特別な支援が必要な子どもへのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる関係教職員の資質の向上を図ります。 教育に直接関わる教職員の専門知識と技能の向上を図るため、専門研修を推進するとともに、一般教職員に対する特別な支援が必要な子どもへの教育に関する研修を推進します。	教育センター

## 基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

### 施策の方向1 健康づくりを推進する

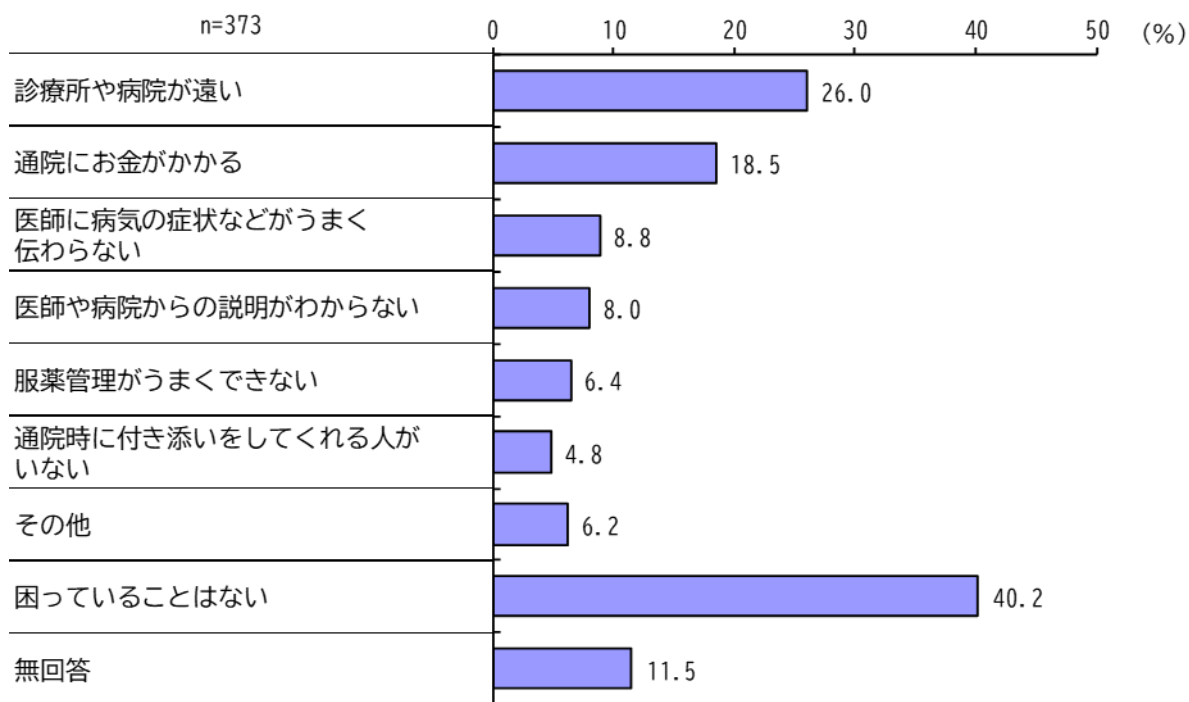
#### 《 現状と課題 》

本市では、健やかで豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指し、市民が一体となって進める健康づくりに努めているほか、障害の原因となる疾病の早期発見・早期療養につなげるため健康診査を実施しています。

アンケート調査の「医療について困っていること」では、「困っていることはない（40.2%）」と4割を占めていますが、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、安心して医療を受けられることが必要です。

#### ■アンケート調査：医療について困っていること

(回答者総数：373人)



#### 《 取組の方向 》

○疾病の早期発見・早期治療につながるよう健康診査等を実施します。

○障害のある人が安心して医療機関に受診できるように公費負担医療制度により助成します。

## (1) 健康づくりの推進

No	具体的な取組	担当課
75	<p><b>■ 健康づくり・食育の推進</b> 生涯を通じた健康づくり・食育等の推進を図るため、生活習慣病予防、介護・フレイル<sup>*46</sup>予防に向けた取組を実施します。</p>	健康長寿課
76	<p><b>■ 健康診査の実施</b> メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見、早期治療につなげるため、特定健診<sup>*47</sup>や各種がん検診を実施します。 また、健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し保健師、管理栄養士による健康相談、保健指導を実施します。</p>	保健センター 保険年金課
77	<p><b>■ 精神保健相談の実施</b> 不眠、うつ、ストレス、アルコール問題等、市民の様々なメンタルヘルスの相談に対応するため、精神科医による定期的な相談と、精神保健福祉士、保健師による来所相談及び電話相談を実施します。</p>	障害者福祉課

## (2) 公費負担医療制度助成

No	具体的な取組	担当課
78	<p><b>■ 自立支援医療の利用促進</b> 身体障害の状態を軽減するための医療(更生医療・育成医療)及び精神疾患の継続的な治療(精神通院医療)の周知と利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課
79	<p><b>■ 重度心身障害者医療費助成制度<sup>*48</sup>の利用促進【再掲】</b> 重度の障害のある人と家族の経済的負担を軽減するため、その医療を助成する制度について、その周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課

<sup>\*46</sup> フレイル  
加齢とともに心身の機能が低下し「健康」と「介護」の中間の状態にあり、フレイルの段階で対策を行えば、健康な状態に戻ることが十分可能です。フレイル予防として、①栄養、②運動、③社会参加が大切とされています。

<sup>\*47</sup> 特定健診  
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。

<sup>\*48</sup> 重度心身障害者医療費助成制度  
重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。(障害者手帳交付時の年齢、及び所得により制限あり)

施策の方向2 人にやさしい福祉のまちづくりを推進する

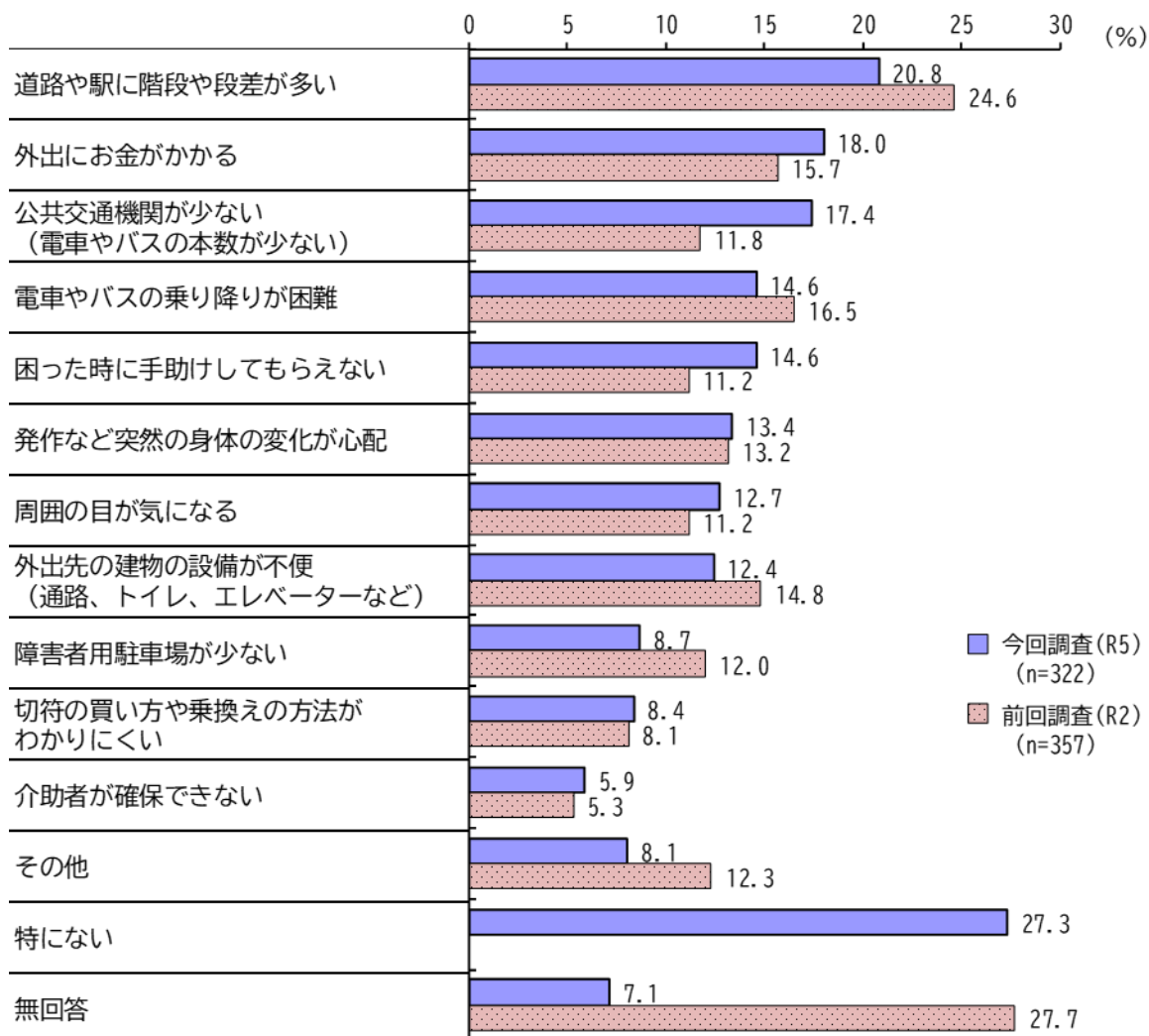
《 現状と課題 》

本市では、障害のある人を含めすべての人にとって住みよい地域づくりを進めるために、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進してきました。市内公共交通のつるバスでは全車にノンステップバスを導入しています。

しかし、アンケート調査の「外出時に困ること」では、「特にない(27.3%)」に次いで「道路や駅に階段や段差が多い(20.8%)」と感じている人が多くなっています。

そのため、引き続き安全で利用しやすい環境となるよう道路や交通機関などの整備を進める必要があります。

■アンケート調査：外出時に困ること



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

### ◀ 取組の方向 ▶

- バリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。
- 障害のある人が歩きやすい道路環境を整備します。
- 障害のある人が利用しやすい身近な公共交通機関の整備に努めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、住宅改修費の助成を行います。

#### (1) バリアフリー化の推進等

No	具体的な取組	担当課
80	<b>■ バリアフリーのまちづくりの推進</b> 埼玉県福祉のまちづくり条例 <sup>49</sup> に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進します。	都市計画課
81	<b>■ 公共的建築物のバリアフリー化の推進</b> 多機能トイレの設置、出入り口の段差の解消など公共的な建築物のバリアフリー化を推進します。	関係課
82	<b>■ 障害者に配慮した公園整備</b> 公園・緑地を計画的に整備する場合は、障害のある人に配慮した公園の整備に努めます。	都市計画課
83	<b>■ 埼玉県思いやり駐車場制度<sup>*50</sup>の推進</b> 埼玉県思いやり駐車場制度に係る利用者証を交付するとともに、制度の普及に努めます。	障害者福祉課 介護保険課 保健センター

#### (2) 道路環境の整備

No	具体的な取組	担当課
84	<b>■ 障害者に配慮した交通安全施設の整備</b> 歩道の幅員の確保、段差の解消や、視覚障害者誘導用ブロック・エスコートゾーン <sup>*51</sup> の設置など歩行空間の整備に努めるとともに、音声式信号機など障害のある人のための交通安全施設の整備を促進します。	道路建設課 生活環境課

\*49 埼玉県福祉のまちづくり条例  
誰でも利用しやすい施設の整備促進など福祉のまちづくりの施策を推進し、すべての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざす条例です。

\*50 埼玉県思いやり駐車場制度  
歩行が困難だと認められる方に「利用者証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

\*51 エスコートゾーン  
「視覚障害者用道路横断帯」とも呼ばれ、視覚に障害のある人に横断方向を誘導するための道路歩道中央に設けられる突起帯のことです。

第3章-第4 施策の展開

基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

85	<p><b>■歩道環境の向上</b>                  関係機関と連携しながら、商品などの歩道へのはみ出しの                  是正指導、放置自転車対策を講じます。</p>	道路建設課 生活環境課
----	--	----------------

(3) 身近な公共交通機関の整備

No	具体的な取組	担当課
86	<p><b>■つるバス・つるワゴンの充実</b>                  より便利で利用しやすい、つるバス・つるワゴンの充実に                  努めます。</p>	都市計画課

(4) 居住環境改善の支援

No	具体的な取組	担当課
87	<p><b>■居宅改善の支援</b>                  重度の障害のある人の日常生活の利便を図るため改造する                  場合に補助する居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の                  周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課



第3章－第4 施策の展開

基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

施策の方向3 安全な暮らしを確保する

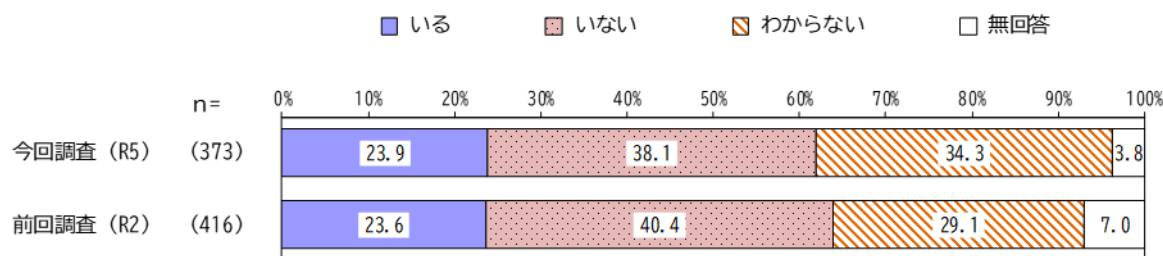
《 現状と課題 》

近年、全国的に大規模な地震や水害が発生し、災害に対する関心が高くなっています。本市では、避難のときに支援が必要な避難行動要支援者名簿<sup>\*52</sup>の作成や、障害のある人のための福祉避難所の指定を行っています。

しかし、アンケート調査の「近所で助けてくれる人の有無」では、災害時に近所で助けてくれる人が「いる(23.9%)」は、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくため、障害の種別や程度に応じて適切な支援体制の整備が求められます。

■アンケート調査：近所で助けてくれる人の有無



《 取組の方向 》

- 避難行動要支援者名簿<sup>\*52</sup>を適時更新し、災害時個別避難計画<sup>\*53</sup>の作成に努めるとともに福祉避難所の確保に取り組みます。
- 防犯や詐欺・悪徳商法などの被害未然防止のため消費生活相談との連携に努めます。
- 交通事故防止のため、啓発と対策に努めます。

(1) 防災対策の充実

No	具体的な取組	担当課
88	<p><b>■避難行動要支援者対策の推進</b></p> <p>災害対策基本法に基づき作成した避難行動要支援者名簿<sup>*48</sup>を適時更新し、災害時に円滑な支援ができるよう該当者の同意を得て避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。</p> <p>また、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織等の地域団体との連携により、避難行動要支援者を支援する災害時個別避難計画の作成を推進します。</p>	福祉政策課 障害者福祉課 こども支援課 健康長寿課 介護保険課 地域活動推進課 危機管理課

<sup>\*52</sup> 避難行動要支援者名簿  
 災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿です。

<sup>\*53</sup> 災害時個別避難計画  
 災害発生時避難支援を行う者や避難支援を行う上での留意する点、避難支援の方法や避難場所、避難経路などを記載します。

89	<p><b>■ 福祉避難所<sup>*54</sup>の確保・運営</b>          避難所での生活が難しい障害のある人のために、福祉事業所と災害時協定を締結して福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所開設訓練を実施します。</p>	福祉政策課 障害者福祉課 こども支援課 介護保険課 健康長寿課 危機管理課
90	<p><b>■ NET119緊急通報システム<sup>*55</sup>の周知</b>          音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防へ通報できるNET119緊急通報システムの一層の周知に努めます。</p>	障害者福祉課

## (2) 防犯対策の充実

No	具体的な取組	担当課
91	<p><b>■ 福祉相談窓口と消費生活相談の連携</b>          福祉相談窓口と消費生活相談の連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。</p>	障害者福祉課 産業振興課 健康長寿課

## (3) 交通安全対策の充実

No	具体的な取組	担当課
92	<p><b>■ 交通事故防止の啓発と対策の推進</b>          障害発生の一因の一つである交通事故の防止に関する啓発を推進するとともに、事故にあう危険性の高い障害のある人が安全に通行できるよう、交通環境の整備を推進します。</p>	生活環境課

\*54 福祉避難所  
 高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障を来すよう配慮者に対して、特別の配慮がされた避難所のことです。

\*55 NET119緊急通報システム  
 聴覚や言語機能等の障害によって音声による通報が困難な方が、スマートフォン等から通報場所の消防本部へ119番通報できるサービスです。

◆ 第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画 ◆

1 成年後見制度利用促進基本計画の目的

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を重視した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を保障し、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進することを目的とします。

2 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

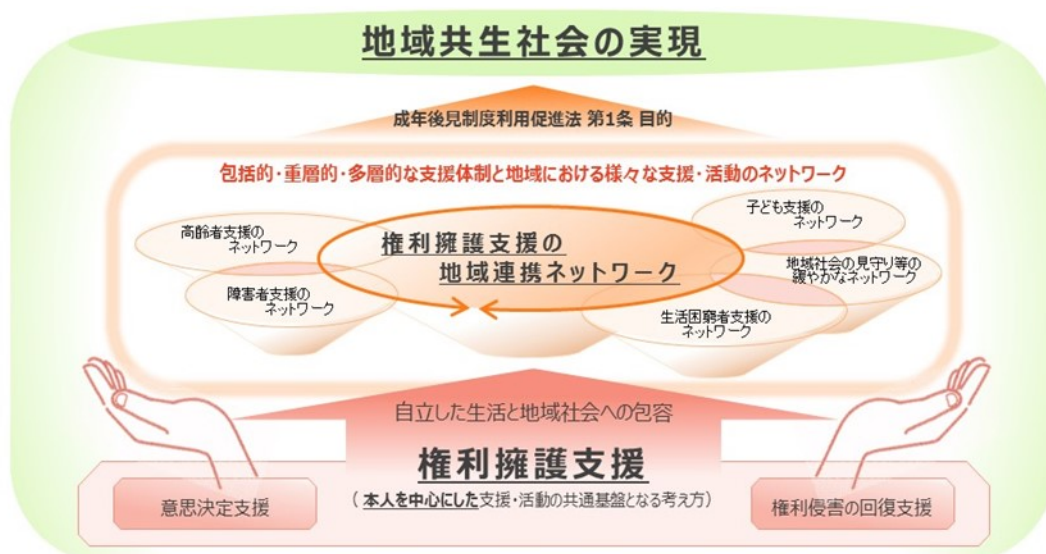
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

3 現状と課題

鶴ヶ島市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。この計画に基づき成年後見制度利用促進協議会及び中核機関を設置し、成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取り組みを行ってきました。取り組みを通じて相談件数の増加や地域の専門職などとの関係性の構築が進んだ一方、成年後見制度の認知度はまだ低く、制度を利用するメリットを理解していない方が多くいるものと推察されます。

国においては、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、利用促進の取り組みを更に進めることが示されました。

国の計画や市の取組の進捗状況等を踏まえ、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及啓発や地域連携ネットワークの更なる推進に取り組んでいく必要があります。



出典 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）

## 4 施策展開

### (1) 地域連携ネットワークづくり

#### ア 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要とする方を含めた全ての人が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組み（地域連携ネットワーク）を整備していく必要があります。

令和3年度から5年度までの間は、研修会や学習会、専門職との情報交換会を行いました。今後も権利擁護支援を行う支援者、中核機関、協議会が連携し、権利擁護支援を行います。

#### イ 意思決定支援の促進

意思決定支援は権利擁護支援における重要な要素です。後見人のみならず、日常的に本人に関わる様々な関係者がチームとなり、意思決定支援を理解し、実践することが重要です。研修などを通じ、幅広い関係者に対して継続的な普及啓発に取り組みます。

### (2) 中核機関の強化

#### ア 中核機関・協議会の運営

中核機関は、鶴ヶ島市から鶴ヶ島市社会福祉協議会へ業務委託し、令和3年10月1日に社会福祉協議会権利擁護支援センター内に設置しました。

成年後見制度利用促進協議会は、令和3年4月1日より専門職や学識経験者などで構成し、会議を行ってきました。中核機関・協議会が連携し、意見を出し合いながら鶴ヶ島市の権利擁護支援の更なる普及に努めます。

#### イ 広報機能

##### ・成年後見制度の普及啓発

市民アンケート調査（※）の結果により、成年後見制度の認知度が低下したことから、広報について更なる取り組みが必要です。パンフレットの活用や研修会等を開催し、積極的に普及啓発を行います。

##### ■数値目標

	区 分	現 状 値	目 標 値
成年後見制度の認知度	高齢者	(令和4年) 24.0%	(令和7年) 35.0%
	障害者	(令和5年) 32.9%	(令和8年) 35.0%

※高齢者…介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

障害者…障害者福祉についての市民意識調査

・任意後見制度の利用促進

高齢化の進展や少子化に伴い、単身世帯が増加しています。また、身寄りが無い、地域との関わりが薄いなど地域社会から孤立する人が増えていることから、あらかじめ自ら人生設計をし、本人の意思が反映できる任意後見制度の活用が必要となってきます。任意後見制度が多くの人に認知されるよう普及啓発に取り組みます。

ウ 相談機能

中核機関が設置され、相談窓口が明確となったことで、多くの相談が入っています。引き続き専門職を配置し、幅広く相談が受けられるよう取り組みます。

エ 利用促進機能

・受任者調整機能

令和5年度まで、受任者となる専門職との関係づくりなど、段階的に取り組みました。市長申立てのケースや中核機関に相談があったケース、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見から市民後見人等への移行などを想定し、受任者調整を行います。

・市民後見人の養成・活動

鶴ヶ島市では令和5年4月1日現在、39名の市民後見人養成講座の修了者が、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動しています。今後は、継続して養成を行いながら、家庭裁判所から市民後見人として選任され、活動できるよう取り組みます。また、養成講座修了者の活動の場が更に広がるよう検討します。

■数値目標

市民後見人の活動人数（累計）	現状値	目標値
	令和5年度	令和8年度
	0名	3名

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の利用者が、成年後見制度にスムーズに移行できるよう支援します。

オ 後見人支援機能

現在、中核機関において成年後見人等からの相談を受けています。今後、市民後見人の活動も見込まれることから、後見人が相談しやすい環境を作るなど、後見人を支援します。

### (3) 成年後見制度利用支援事業の推進

#### ア 市長申立ての実施

成年後見人等が必要な状況で、本人申立てする判断能力がない、申立て可能な親族がない、申立て可能な親族がいても関与を拒否する、その他市長が認めたものなど、申立てが困難と考えられる様々なケースに対し、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

#### イ 報酬助成の実施

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。助成対象者を市長申立て以外の利用者や後見監督人に拡大し、多くの方が成年後見制度を利用できるよう支援します。





## 第4章

第7期鶴ヶ島市障害福祉計画

第3期鶴ヶ島市障害児福祉計画



## 第1 基本的な考え方

本市では、国の基本指針<sup>\*1</sup>や県の方針を踏まえながら、これまでの前期計画の実績や市の現状と課題を勘案して、次の事項を決めます。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は関係が深いので、一体的に策定します。

障害福祉計画の項目	項目内容		目標値
提供体制 確保の目標	(1) 施設入所者の地域生活への移行		令和8年度を 目標年次とする 成果目標
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3) 地域生活支援の充実		
	(4) 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等		
	(5) 障害児支援の提供体制の整備		
	(6) 相談支援体制の充実・強化等		
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
支援の種類ごとの見込量・ 確保の方策	(1) 障害福祉サービス	訪問系サービス 日中活動系サービス 居住支援系サービス 就労訓練系サービス 相談支援	成果目標の達成に向けた、 令和6年度から8年度までの各年度ごとの活動指標
	(2) 障害児支援	障害児支援	
	(3) 地域生活支援事業	必須事業 任意事業	
	(4) その他の事業	発達障害者等への支援 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化 障害福祉サービスの質の向上の取組	

\*1 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）

## 第2 提供体制確保の目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者<sup>\*2</sup>のうち、今後、自立訓練事業<sup>\*3</sup>等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込みます。

福祉施設に入所している本人の意思が尊重された上で、地域生活への移行が図られることが重要です。

#### ■数値目標の設定

項目	令和4年度実績	令和8年度目標値	考え方
施設入所者数	34人	一人	障害者施設入所者の削減数の数値目標は、県と同様設定しない。(注1)
地域生活移行者数	1人	4人	令和4年度の施設入所者の6%以上を令和8年度末の目標値とします。

注1) 国の基本指針では施設入所者数の削減(令和8年度末で、令和4年度実績の5%以上の削減)の目標値を求めています。埼玉県内では強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な人が多数入所待ちの状況です。このため県では地域移行の促進と並行して、必要な施設整備を進め、目標値は設定していません。

### (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値について、県が設定します。

市では、退院する精神障害者が地域生活に円滑に移行できるよう、障害者支援協議会<sup>\*4</sup>に協議の場を設け、支援体制を整備していきます。

\*2 施設入所者

日中活動として「生活介護」や「自立訓練」等と、居住支援として「施設入所支援」とを組み合わせて入所する施設(「障害者支援施設」ともいう)に入所する障害者のことです。

\*3 自立訓練事業

障害福祉サービスで、機能訓練(身体障害者または難病患者等に対する理学療法や作業療法等のリハビリテーション、相談や助言)と生活訓練(精神・知的障害者に対する日常生活の訓練、相談や助言)があります。

\*4 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

### (3) 地域生活支援の充実

本市は地域生活支援拠点<sup>\*5</sup>について、地域にある複数の支援機関が分担して機能を担う面的整備<sup>\*6</sup>を進めてきました。

今後の実際の運用のなかで、機能の充実・強化に努めます。

#### ■ 数値目標の設定

項目	令和8年度 目標値	考え方
地域生活支援拠点の支援体制構築	1人	拠点機能を担うコーディネーターや障害福祉サービス事業所の担当者を配置し、効果的なネットワークづくりや緊急時の連絡体制を構築します。
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	年1回以上 実施	地域生活支援拠点に備わる5つの機能について、運用上の課題を、障害者支援協議会が検証し、成果を評価することで、その充実や機能強化に取り組みます。
強度行動障害を有する者への支援体制	有	強度行動障害を有する者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携して支援できる体制を整備します。

### (4) 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

#### ■ 数値目標の設定（1）

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標値	考え方
一般就労移行者数	7人	10人 (内訳次頁)	就労訓練系サービスを終了して一般就労した人数。令和3年度実績の1.28倍以上を目標とします。

<sup>\*5</sup> 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。

<sup>\*6</sup> 面的整備

地域生活支援拠点に備わる5つの機能を、1つの機関に集約させる「多機能拠点整備」に対し、地域の複数の機関に分散して整備するものです。

内訳

項目	令和3年度実績	令和8年度目標値	考え方
一般就労への移行者	7人	10人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援*7の利用者	6人	8人	〃 1.31
就労定着支援*8の利用者	0人	6人	上記の7割以上
就労継続支援A型*9の利用者	1人	2人	令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型*10の利用者	0人	1人	〃 1.28 〃

■数値目標の設定（2）

項目	目標値 令和8年度末	考え方
一般就労へ移行した者の割合が、五割以上を占める就労移行支援事業所の数	1ヶ所	有期限内で一般就労を叶えるには、事業所の支援機能向上、実績が求められます。
就労定着支援事業の利用者数	12人	令和3年度実績の1.41倍以上を目標値とします。
就労定着率が利用者の7割以上を占める就労定着支援事業所の数	1カ所	就労移行支援等の福祉サービスを利用して一般就労した障害者が、職場に定着し、就労を継続することが成果として事業所に求められます。

\*7 就労移行支援

一般就労への就労を希望する人に、一定時間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

\*8 就労定着支援

就労移行支援を経由して一般就労に至った障害者が、その職場に定着できるよう助言指導するはたらきかけ、個別給付サービスのことです。

\*9 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

\*10 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

**(5) 障害児支援の提供体制の整備**

障害のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。

このため、障害のある子どもとその家族に対し、障害の疑いがある段階から、身近な地域で療育支援が行われる必要があります。質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援<sup>\*11</sup>等の充実を図ります。

障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児<sup>\*12</sup>が、必要な支援を円滑に受けられるよう、関連分野（保健、医療、障害福祉、保育、教育等）が、共通理解の上で協働する包括的な支援体制を構築します。

■数値目標の設定

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値	考え方
児童発達支援センター <sup>*13</sup> の設置数	無	1か所	市内の公共施設・設備の整備に 合わせ設置します。
障害児の地域社会への参 加・包容を推進する体制 <sup>*</sup> <sup>14</sup>	—	有	保健・医療・保育・教育・就労 支援等、子どもの成長や発達に 関与する関係機関が、連携する 体制を整備します。
重症心身障害児 <sup>*15</sup> を支援 する児童発達支援 <sup>*16</sup> 事業 所の設置数	無	1か所	市内の障害児通所支援事業所間 の連携・協働体制を構築し各事 業のもつ機能の強化と分化を進 めます。

\*11 障害児通所支援

障害児の療育支援機関で、未就学児のための児童発達支援、就学中の児童・生徒のための放課後等デイサービスがあります。

\*12 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

\*13 児童発達支援センター

療育支援の中核となる施設。通所支援のほか、保育所等訪問や障害児相談の地域支援を行います。

\*14 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制

共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携のもと、障害児とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制

\*15 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どもです。

\*16 児童発達支援

未就学の障害児を対象に、日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標値	考え方
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス <sup>*17</sup> 事業所の設置数	1か所	2か所	市内の障害児通所支援事業所間の連携・協働体制を構築し各事業のもつ機能の強化と分化を進めます。
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置（開催回数）	年1回	年2回	協議の場の更なる充実・拡大を図ります。
医療的ケア児に関するコーディネーター <sup>*18</sup> の配置（人）	4人	6人	人材の確保・育成に努め、体制の充実を図ります。

## （6） 相談支援体制の充実・強化等

障害種別や各種ニーズに応じて対応できる総合的・専門的な相談支援の体制を整えます。

基幹相談支援センター<sup>\*19</sup>が地域の相談支援事業の中核となって、人材の育成や関係機関との連携・協働を進めます。

### ■ 目標の設定

項目	令和8年度目標値	考え方
専門的相談支援の実施、地域の相談支援体制の整備	有	基幹相談支援センターを社会福祉協議会に委託して設置しています。 総合的・専門的相談支援の機能強化・充実を、今後更に進めます。

<sup>\*17</sup> 放課後等デイサービス  
学校に就学する障害児を対象に、生活能力向上の訓練、社会との交流促進を通所により行います。

<sup>\*18</sup> 医療的ケア児に関するコーディネーター  
医療的ケア児が必要とする多分野にわたるサービス調整、地域課題の整理、地域資源の開発等を担う。相談支援専門員、保健師、訪問看護師をもって配置します。

<sup>\*19</sup> 基幹相談支援センター  
相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが真に必要とする障害のある人等に提供されているかどうかを、審査支払等システム<sup>\*20</sup>の審査結果や、県の指導監査<sup>\*21</sup>の結果を活用して検証することで、サービスの質の向上を図ります。

■ 目標の設定

項目	令和8年度 目標値	考え方
障害福祉サービス等の提供についての検証の実施	有	障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービスが提供できているかの検証を行います。
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	有	自立支援審査支払等システム等を活用して、事業所と関係自治体等との間で情報を共有することで、事業運営の適正化を図る体制を構築します。

<sup>\*20</sup> 審査支払等システム

障害福祉サービス事業者等からの報酬請求に対して、埼玉県国民健康保険団体連合会が支払に際するときに用いるシステム（障害者自立支援審査支払等システム）です。

<sup>\*21</sup> 指導監査

県内の指定障害福祉サービス事業者と指定障害児通所支援事業者等に対して、埼玉県がその適正な事業実施を、確保するために集団指導、実地指導を行うものです。

### 第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

市の障害福祉計画と障害児福祉計画では、障害福祉サービス等についての実績値や利用者ニーズを考慮して、見込量を定めます。

「障害福祉サービス」、「児童発達支援」、「地域生活支援事業」、「その他の事業」の各事業について、令和6年度から8年度までの各年度の見込量を設定します。

#### (1) 障害福祉サービス

##### 訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

障害福祉サービスは、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住支援系サービス」、「就労訓練系サービス」、「相談支援」に大別できます。訪問系サービスは、在宅生活を維持する上での基本となるサービスです。

#### ■各サービスの内容

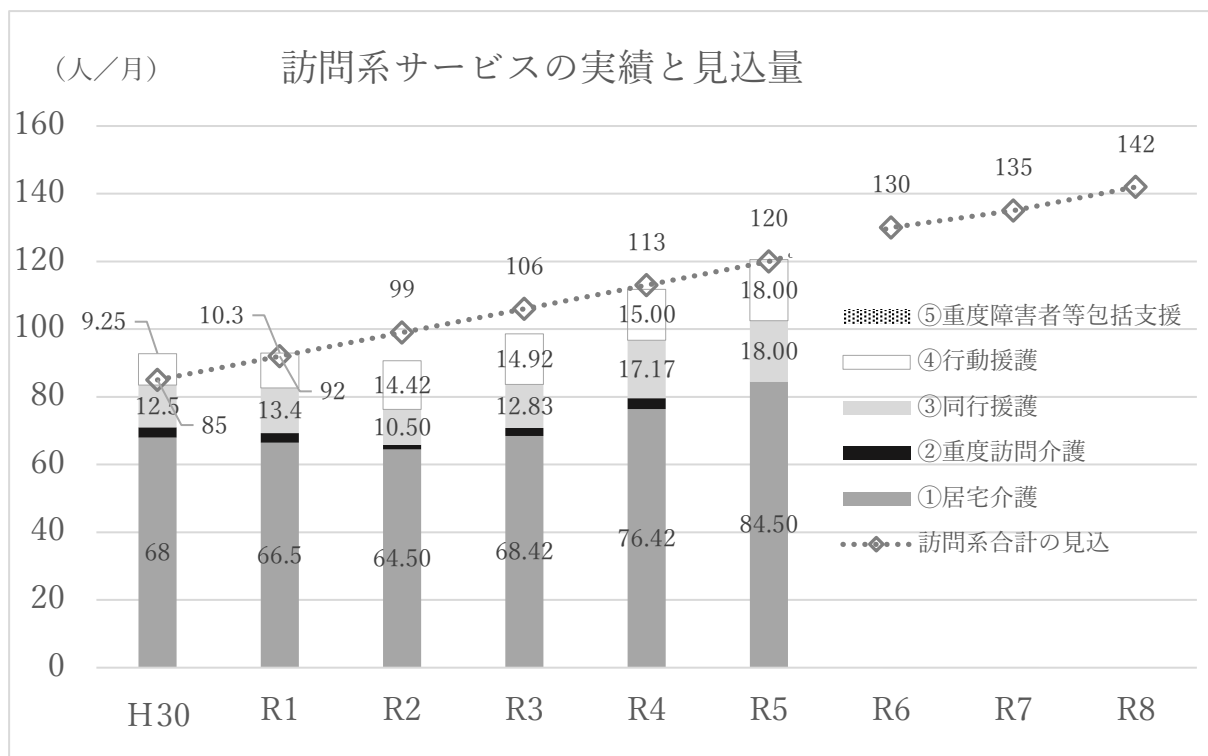
① 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

② 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上に著しい困難を有する者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。

③ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。

④ 自己判断能力が制限されている人が行動する時、危機回避に必要な支援や外出支援を行う。

⑤ 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。



### 現状と課題

- 訪問系サービスの1か月平均の利用人数は、全体的に増加しています。
- 訪問系サービスのうち、居宅介護が最も月平均利用人数が多く、伸び率も高くなっています。
- 障害者支援施設や精神科病院から地域への移行や、地域生活の定着を進めるにあたって、訪問系サービスは重要となる支援です。

### 見込量と確保の方策

- ◇ 令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用実績が一時的に落ち込みましたが、その後は概ね見込みどおりでした。実績を参考にして、見込み数を算出しました。
- ◇ 訪問系サービスの提供体制が、利用ニーズに応じられるよう、相談支援事業所との連携強化を図ります。
- ◇ 居宅介護の事業所間の意見・情報交換や相互連携の仕組みを整えます。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス

■訪問系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス (上段：人)	106	113	120	130	135	142
(下段：時間)	2,613	2,932	2,880	3,685	3,812	3,961
① 居宅介護 (上段：人)	68.40	76.40	84.5	85	86	87
(下段：時間)	1,573	1,757	1,944	1,955	1,978	2,001
② 重度訪問介護 (上段：人)	2.40	3.10	0	4	4	4
(下段：時間)	288.00	372.00	0	480	480	480
③ 同行援護 (上段：人)	12.80	17.10	18	21	23	27
(下段：時間)	140.80	188.10	198	231	253	297
④ 行動援護 (上段：人)	14.90	15.00	18	19	21	23
(下段：時間)	610.90	615.00	738	779	861	943
⑤ 重度障害者等 包括支援 (上段：人)	0.00	0.00	0	1	1	1
(下段：時間)	0.00	0.00	0	240	240	240

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「時間」：全利用者の月平均のサービス提供時間

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※「第7期見込量」の算出方法は次のとおり

・「人」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

・「時間」：見込人数に1人1月あたりの平均利用時間を掛ける（「居宅介護」23時間・「重度訪問介護」120時間・「同行援護」11時間・「行動援護」41時間）

(1) 障害福祉サービス

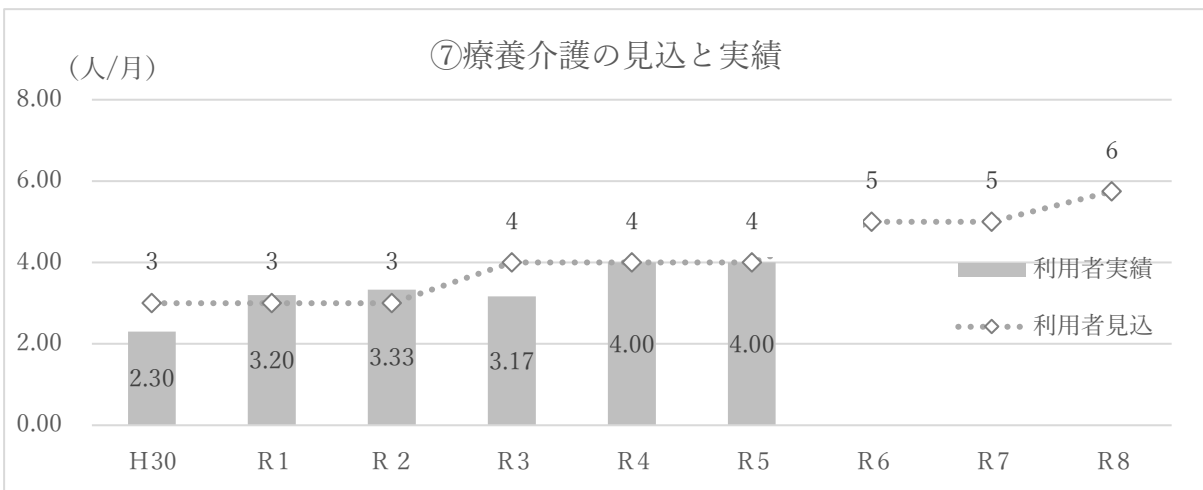
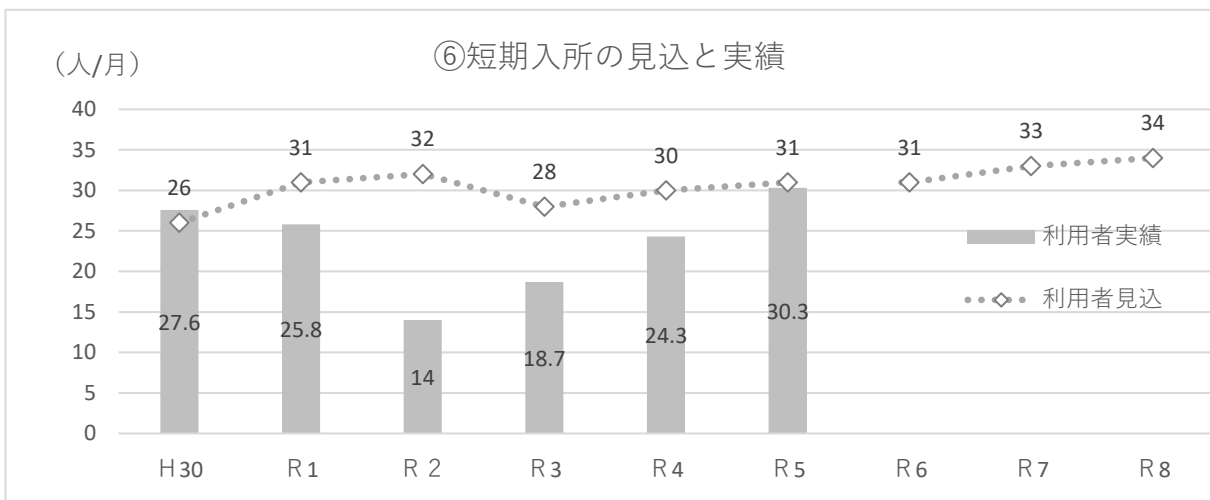
日中活動系サービス

- ⑥ 短期入所（ショートステイ）
- ⑦ 療養介護
- ⑧ 生活介護

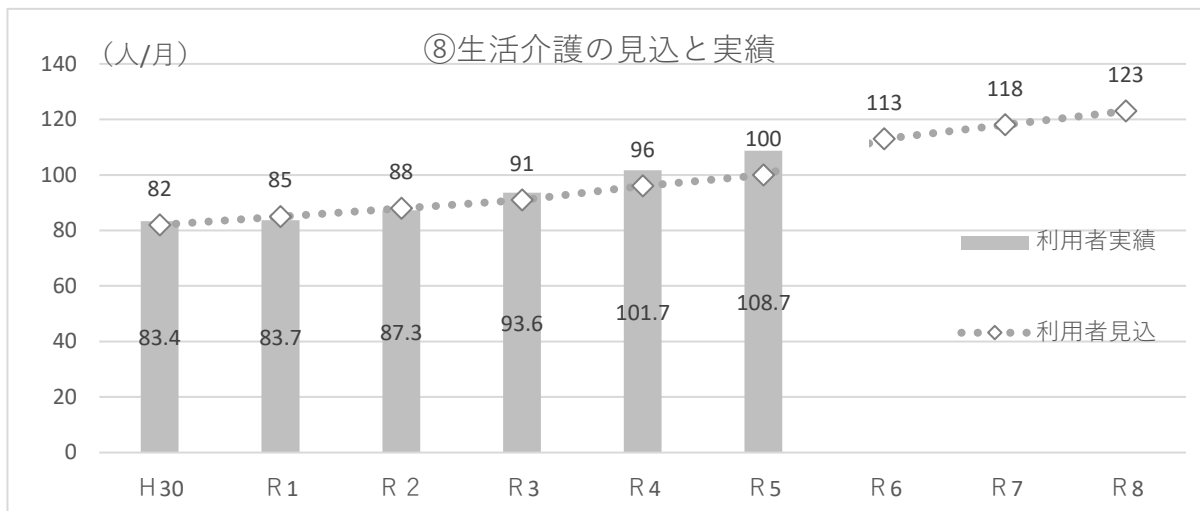
日中活動系サービスは、施設入所か在宅かにかかわらず、日中に提供される介護や生活支援等のサービスのことです。

■各サービスの内容

⑥	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。（福祉型：障害者支援施設等で実施、医療型：病院、診療所、介護老人保健施設で実施）
⑦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
⑧	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。



(1) 障害福祉サービス



現状と課題

- 短期入所は、受入れ先が市内になく、市外の施設に頼っているのが現状です。
- 療養介護は、本市で利用している重度の心身障害者は、数名です。
- 生活介護の事業所は市内に複数あり、利用者は増加しています。特別支援学校を卒業する生徒の進路の一つになっています。

見込量と確保の方策

- ◇ 短期入所と生活介護は、日中活動系サービスのなかでも、利用ニーズが今後も見込まれるため、これまでの実績をもとに漸増する見込量とします。
- ◇ 短期入所の受入れ先を、身近な地域のなかで整備する必要があるため、既存のグループホーム等の空床利用や、多様な設置運営主体の新規参入を促します。
- ◇ 市内に複数ある生活介護の事業所が、相談支援事業所と連携・協働することで、地域生活支援拠点<sup>\*22</sup>の面的整備の一層の充実を図ります。

\*22 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(1) 障害福祉サービス

■日中活動系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥短期入所・福祉型 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)	18.7	24.3	30.3	31 (3)	33 (3)	35 (3)
	112.2	145.8	181.8	193	200	207
⑥短期入所・医療型 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)				3 (1)	4 (2)	5 (3)
	—	—	—	12	16	20
	—	—	—			
⑦療養介護 (人)	3.2	4.0	4.0	5	5	6
⑧生活介護 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)	93.6	101.7	108.7	113 (40)	118 (40)	123 (40)
	2,059	2,237	2,391	2,486	2,596	2,706

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※第6期実績値の「人日分」：利用者が実際に利用した日数の平均

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※第7期見込量の「人」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

※第7期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（「1人1月当たりの平均利用日数」は、「短期入所・福祉型」6日、「短期入所・医療型」4日、「生活介護」22日）

※（中段：(重度障害者)）とは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを要する者のこと。

(1) 障害福祉サービス

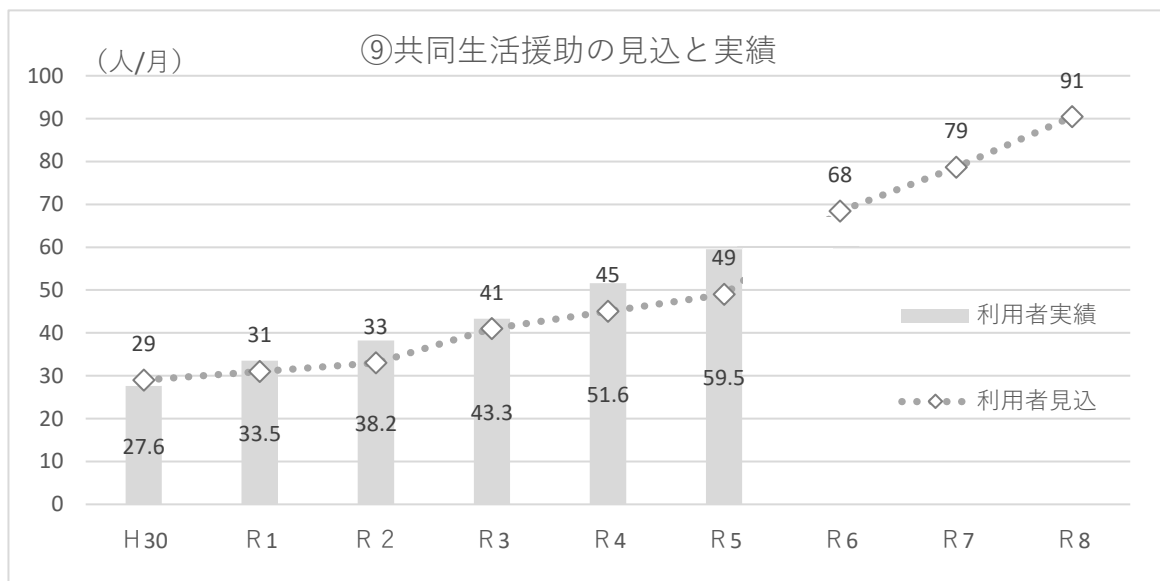
居住支援系サービス

- ⑨ 共同生活援助（グループホーム）
- ⑩ 自立生活援助
- ⑪ 施設入所

居住支援の場合は、障害のある人が地域のなかで普通に暮らすためのサービスとして欠かせないものです。

■各サービスの内容

⑨	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
⑩	一人暮らしに必要な理解力・生活能力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
⑪	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。



現状と課題

- グループホームは、令和5年12月日時点で市内に12か所ありますが、いずれも小規模で満床のため、新たな利用希望に応じることが難しくなっています。



第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(1) 障害福祉サービス

- 民間企業の参入により、日中サービス支援型グループホーム<sup>\*23</sup>の設置が増えています。
- グループホームの利用は増加しており、施設・病院からの地域移行や親亡き後の課題に対応するためには、地域における居住の場を適切に確保する必要があります。

見込量と確保の方策

- ◇ 障害福祉の団体や法人が共同してグループホームの設置運営を担うことや、共生型サービスを踏まえた高齢者と障害のある人とが相互に利用できるグループホームの導入を目指します。
- ◇ 市内グループホームの適切な受け入れ及び質の向上について、グループホーム連絡会により働きかけていきます。
- ◇ 自立生活援助の個別給付を進めることで、地域での一人暮らしが定着・拡充するよう支援します。

■ 居住支援系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨ 共同生活援助 (上段：人) (下段：(重度障害者))	43.3	51.6	59.5	68	79	91
				16	18	21
⑩ 自立生活援助 (人)	1	1	1	2	3	4
⑪ 施設入所支援 (人)	35	35	34	34	33	32

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※「第7期見込量」は次のとおり算出

（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて状況を勘案する。

※（下段：(重度障害者)）とは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを要する者のこと。

<sup>\*23</sup> 日中サービス支援型グループホーム

重度の障害で常時介護を要する状態にある人が入居して、日常生活や日中活動の支援を受けるグループホームであり、加えて短期入所を併設して緊急一時的な宿泊の場を提供するものです。

### 就労訓練系サービス

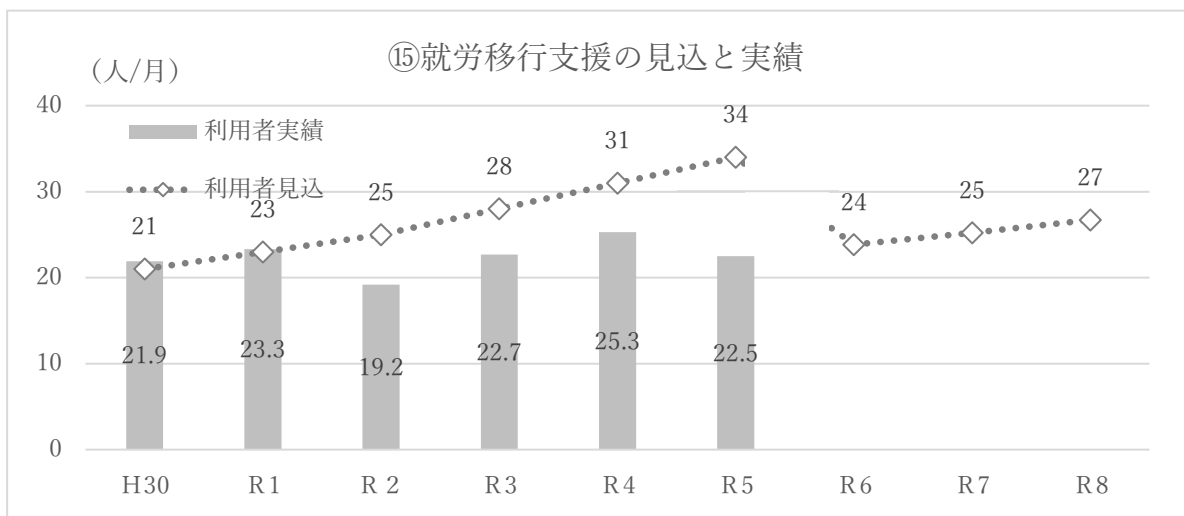
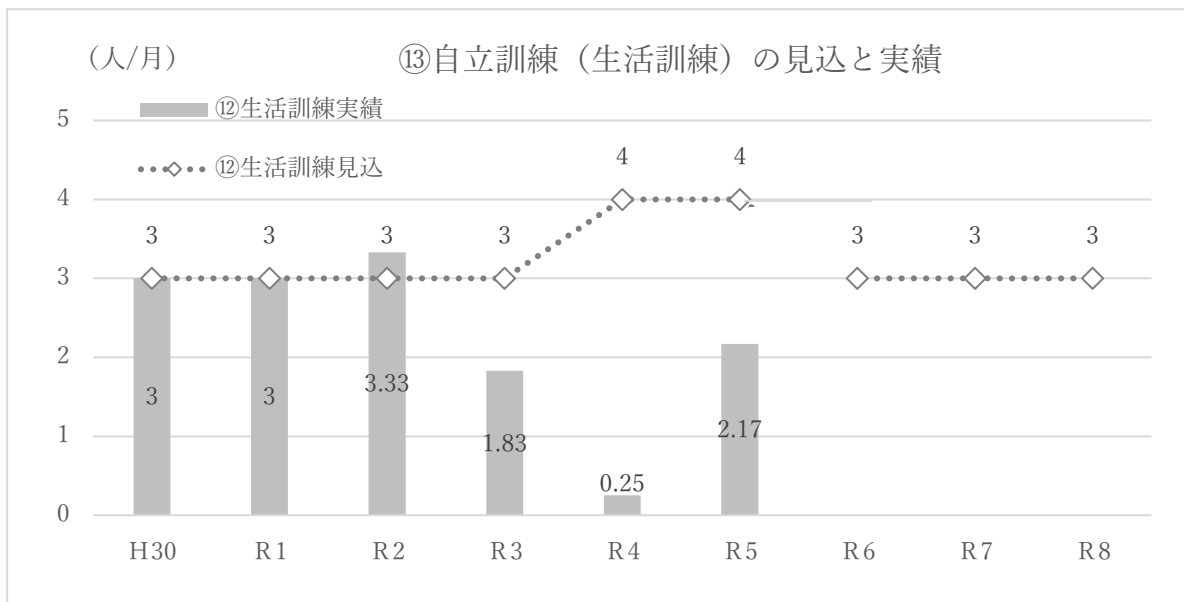
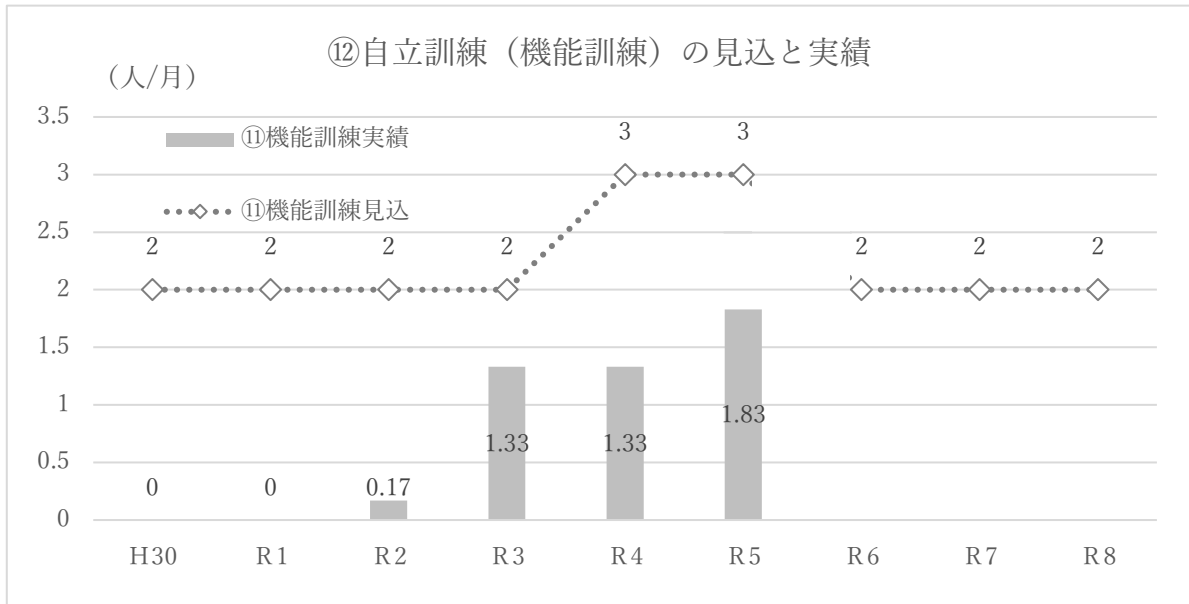
- ⑫ 自立訓練（機能訓練）
- ⑬ 自立訓練（生活訓練）
- ⑭ 宿泊型自立訓練
- ⑮ 就労移行支援
- ⑯ 就労継続支援 A 型
- ⑰ 就労継続支援 B 型
- ⑱ 就労定着支援
- ⑲ 就労選択支援

就労訓練系は、自立した生活を目指し、生活能力の維持・向上や就労への支援を行うサービスです。

#### ■各サービスの内容

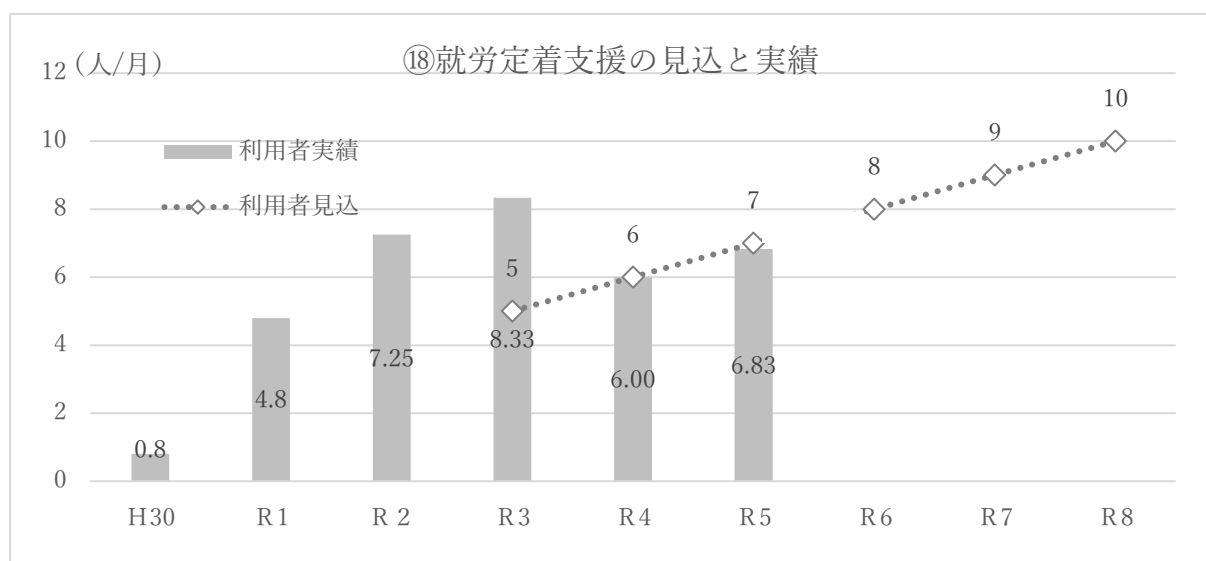
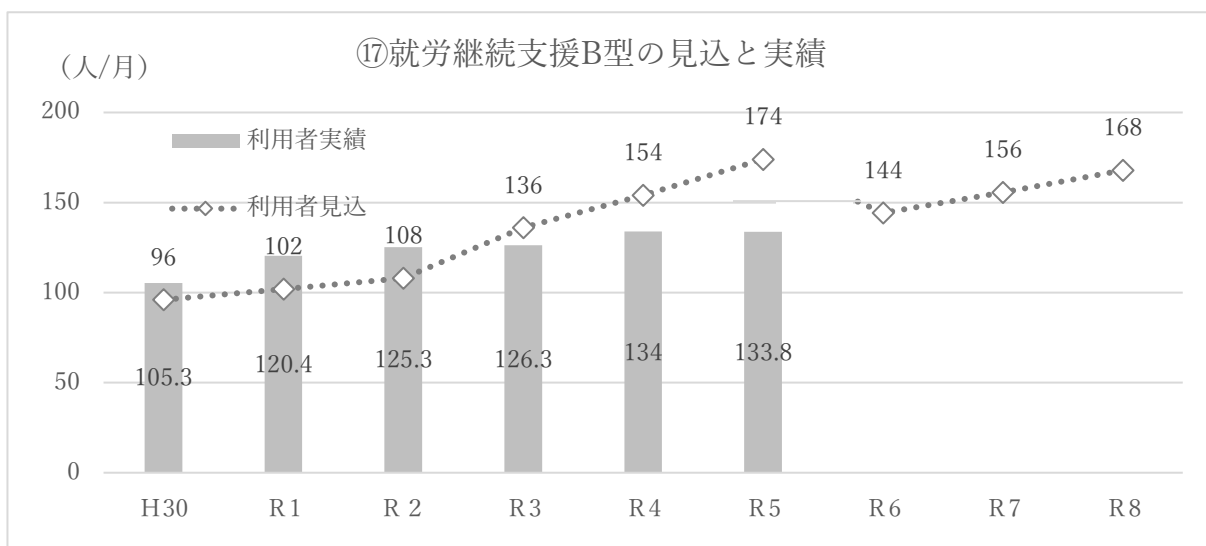
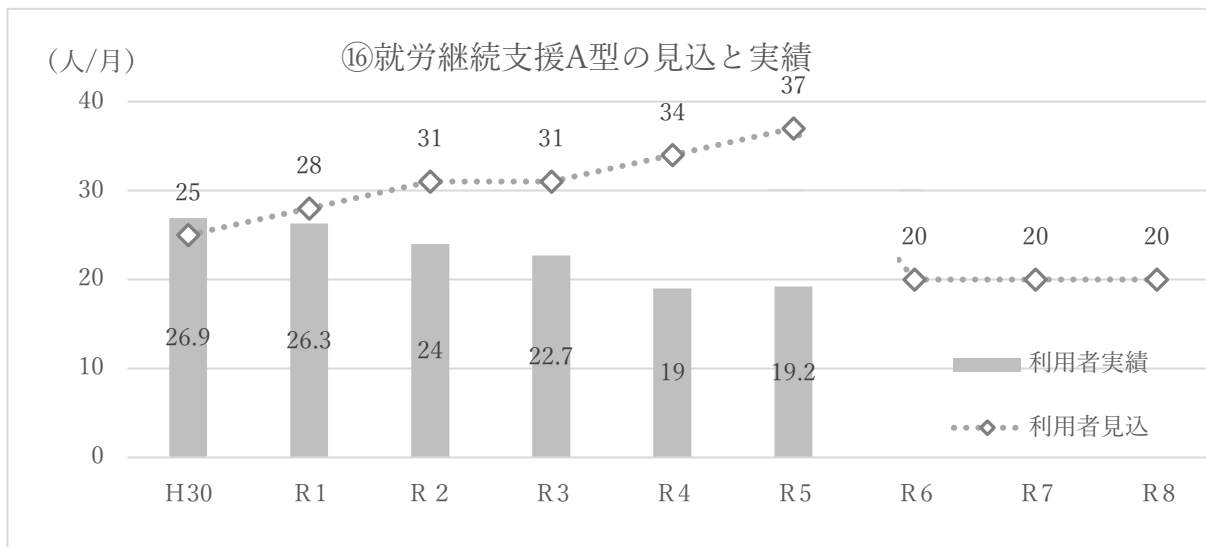
⑫	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定時間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
⑬	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定時間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
⑭	居室を利用して昼夜を通じ、家事等の日常生活の訓練や生活の相談や助言、必要な支援を行う。
⑮	一般企業への就労を希望する人に、一定時間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
⑯	一般企業での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
⑰	一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
⑱	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
⑲	本人のスキル・特性・意向をアセスメントし、就労や障害福祉サービスの選択に関わる支援

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(1) 障害福祉サービス



第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス



### 現状と課題

- 就労継続支援B型の利用実績は、微増となっており、市内8事業所が、その受け皿となっています。
- アンケート調査（「仕事をしている人の勤務形態」「就労意向」）では、障害のある人が仕事に就いていても、その約5割がパート・アルバイト・派遣といった就労形態でした。また、仕事に就いていない人の約5割が、就労を希望しています。

### 見込量と確保の方策

- ◇ 就労継続支援B型の市内8事業所同士の連携を通じて、相互補完を図り、今後も利用希望者のニーズに応じていきます。
- ◇ 障害のある人の就労ニーズは高く、就労移行支援・就労定着支援は、今後とも増えることが見込まれます。適切な支援がされるよう就労支援の事業所の報告等を適宜確認していきます。
- ◇ 就労継続支援A型は、雇用関係での就労と訓練の場ですが、利用者の増とともにそのなかから一般事業所への就労者数を見込みます。

#### ■ 就労訓練系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑫ 自立訓練（機能訓練） （上段：人） （下段：人日分）	1.33	1.33	1.83	2	2	2
	29.3	29.3	40.3	44	44	44
⑬ 自立訓練（生活訓練） （上段：人） （下段：人日分）	1.8	0.3	2.2	3	3	3
	40.3	5.5	47.7	66	66	66
⑭ 宿泊型自立訓（人）	1.2	0.3	1.0	3	3	4
⑮ 就労移行支援 （上段：人） （下段：人日分）	22.7	25.3	22.5	24	25	27
	499.4	556.6	495	524	554	587
⑯ 就労継続支援A型 （上段：人） （下段：人日分）	22.7	19	19.2	20	20	20
	499.4	418	422.4	440	440	440
⑰ 就労継続支援B型 （上段：人） （下段：人日分）	126.3	134	133.8	144	156	168
	2,779	2,948	2,944	3,175	3,425	3,694

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑱ 就労定着支援(人)	8.33	6.00	6.83	8	9	10
⑲ 就労選択支援(人)	-	-	-	0	0	1

※ 「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※ 第6期実績値の「人日分」：利用者が実際に利用した日数の月平均

※ 第7期見込量の「人」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

※ 第7期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（就労訓練系サービスの「1人1月当たりの平均利用日数」は、22日）

■ 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等の見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般就労移行者(人)	7	14	16	10	11	12
就労移行支援	6	13	13	7	8	9
就労継続支援・A型	1	1	2	2	2	2
就労継続支援・B型	0	0	1	1	1	1

※ 「一般就労移行者」：福祉施設（就労移行、就労継続A・B型）を利用して一般就労した人

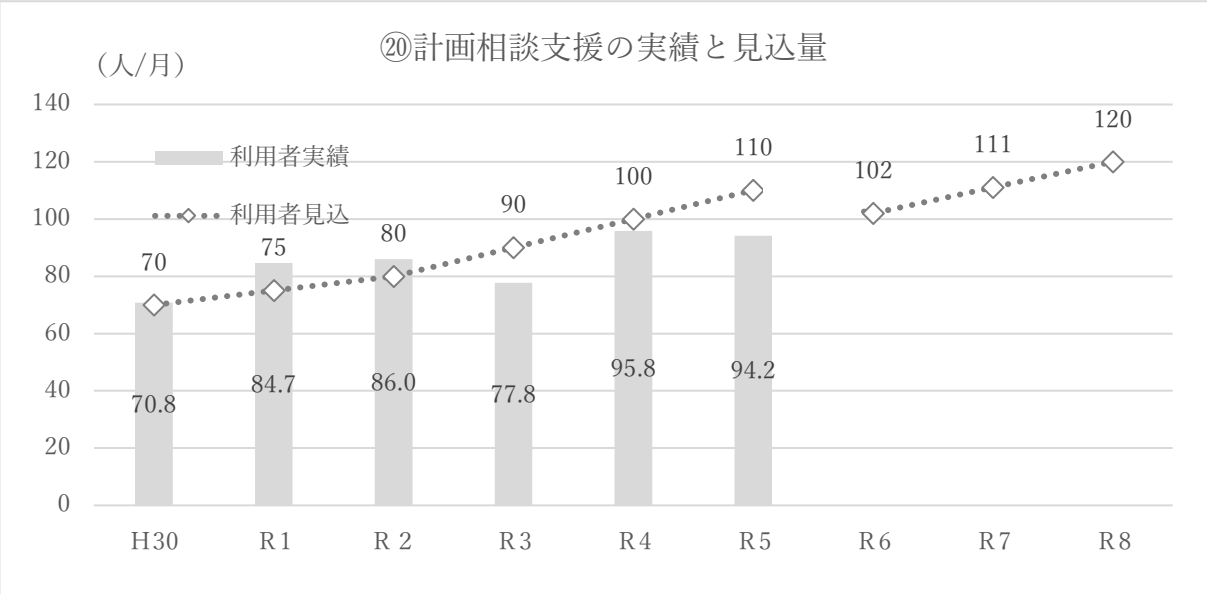
**相談支援**

- ⑳ 計画相談支援
- ㉑ 地域移行支援
- ㉒ 地域定着支援

相談支援は、障害のある人のニーズをくみとり、サービス提供事業者との間で、仲介・調整する伴走型のはたらきかけのことです。

■各サービスの内容

㉑	障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行い、またモニタリングでそれを見直す。
㉑	障害者施設からの退所、精神科病院からの退院に際し、住居の確保や日中活動などの地域生活に移行するための準備を支援する。
㉒	施設や病院から出て、また家族と離れ一人暮らしする人や、地域生活が不安定な人に対して、生活を維持するため支援する。



現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者数が年々増加していますが、すべての利用者には相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することができず、約 2 割程度がセルフプランになっています。
- サービス等利用計画を作成する相談支援専門員は、限られた人数しかいません。今後、障害福祉サービス利用者が増加することが見込まれるため、相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成できなくなる利用者がさらに増える懸念があります。

## 第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

### (1) 障害福祉サービス

#### 見込量と確保の方策

- ◇ 市内の相談支援事業所への補助を継続し、その運営体制の強化をはかります。
- ◇ 介護保険の居宅介護支援者や障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉の相談支援事業への参入を促します。
- ◇ 基幹相談支援センター\*<sup>24</sup>による相談支援事業所への後方支援、人材の養成、業務連携体制の整備を進めます。

#### ■ 相談支援の見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑳ 計画相談支援 (人)	77.8	95.8	94.2	102	111	120
㉑ 地域移行支援 (人)	0	0	0	1	1	1
㉒ 地域定着支援 (人)	0	0	0	1	1	1

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「第7期見込量」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

\*<sup>24</sup> 基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。



(2) 障害児支援

障害児支援

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 医療的ケア児のコーディネーター

障害児にとって身近な地域で療育支援を受けることができる体制は、健やかな育ちに不可欠です。

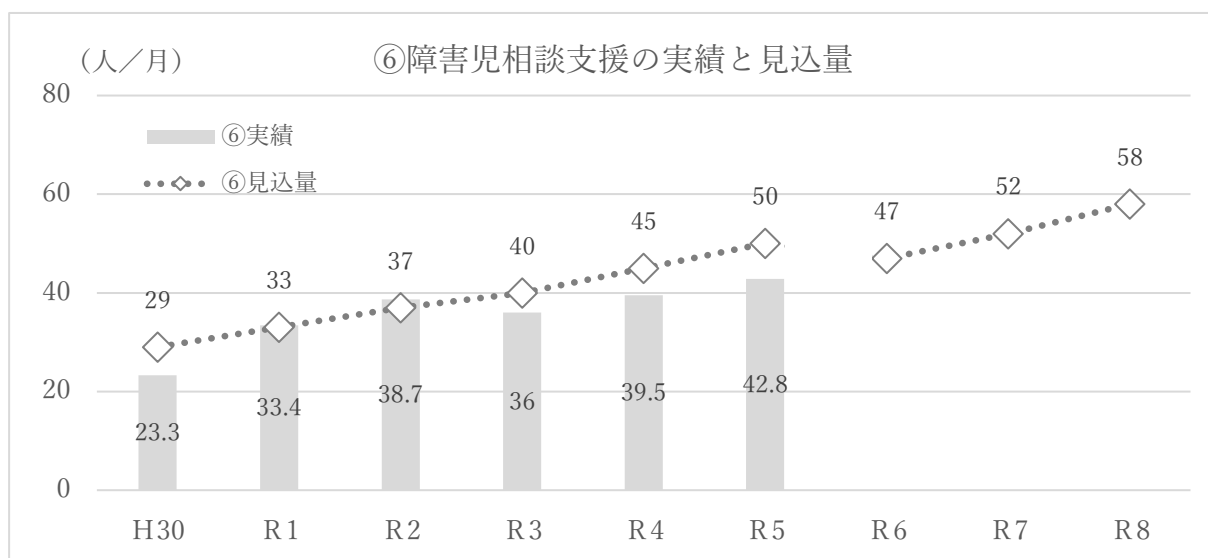
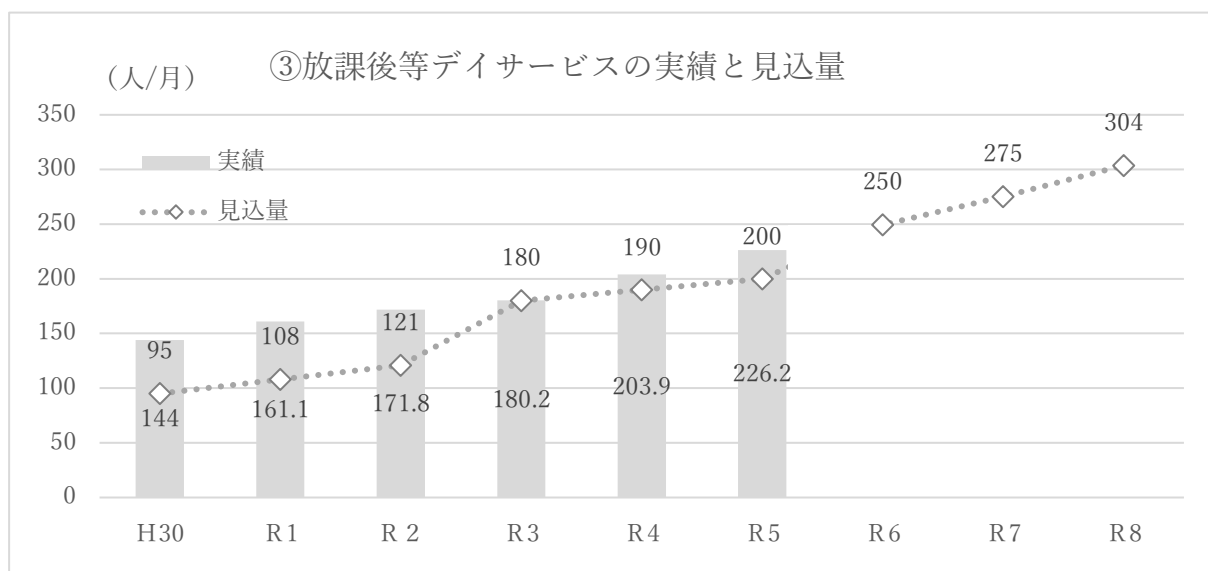
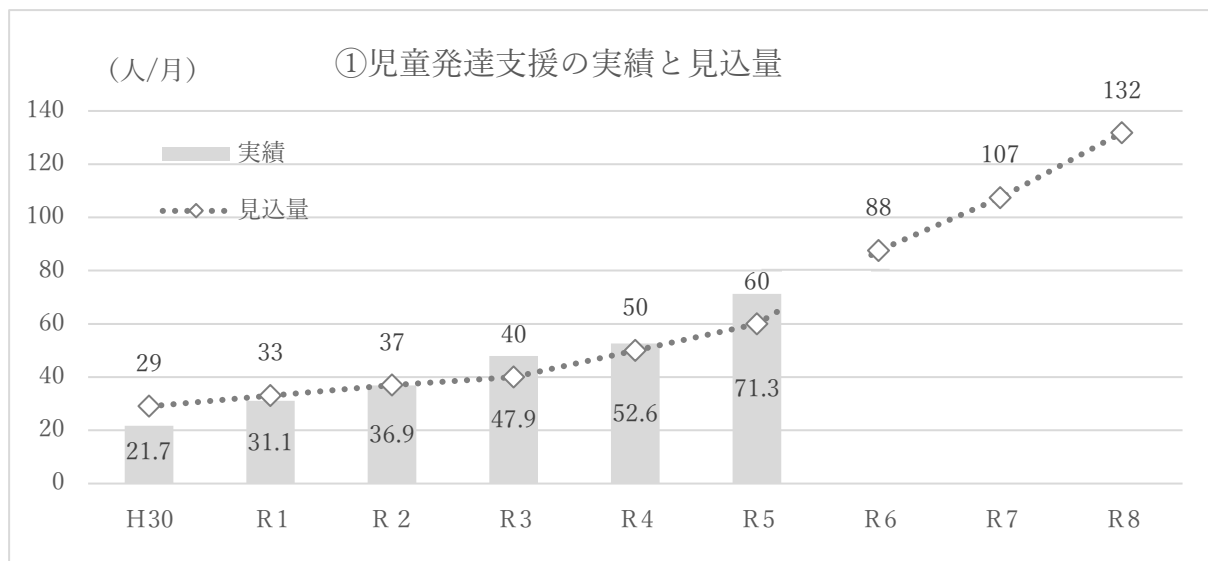
■各サービスの内容

①	未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を通所で行う。
②	肢体不自由のある未就学児に対し、医療型児童発達支援センターや医療機関において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練と治療を通所で行う。
③	学齢期の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を通所により提供する。
④	保育所等に通う障害児等に対し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、安定した利用を促進する。
⑤	重度の障害のため、児童発達支援を受けるための外出が困難な未就学児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導を行う。
⑥	障害児通所支援を利用しようとする障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、サービス提供事業者との連絡調整、利用状況の見直しをする。
⑦	医療的ケア児 <sup>*25</sup> に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置して、医療的ケア児を支援する。

\*25 医療的ケア児  
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(2) 児童発達支援



現状と課題

- 放課後等デイサービスの利用実績が、見込量を上回り増加しています。
- 保護者の意識が、早期発見・早期療育を望むものに変化しており、今後も、利用の増加が見込まれます。
- 障害児支援の利用が増加する一方で、障害児支援利用計画を担う相談支援専門員に限られているため、地域療育のコーディネートが不十分です。
- 母子保健サービスの中で、把握された発達発育課題が、学齢期になると学校担当者に十分に引き継がれるか懸念があります。

見込量と確保の方策

- ◇ 障害児通所支援の利用増加に対応できるよう、相談支援専門員の機能強化のために、その確保と人材育成を図ります。
- ◇ 母子保健、学校教育、障害福祉を包括し、成長発達に沿って一貫して、地域のなかで支援できる地域療育の体制を整えます。
- ◇ 医療的ケア児<sup>\*1</sup> (P.95) にとっての地域の包括的支援体制を構築するため、コーディネーターの配置を進めます。

■ 障害児支援の見込量

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	47.9 431.1	52.6 473.4	71.3 641.7	88 788	107 967	132 1186
② 医療型児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	0 0	0 0	0 0	1 5	1 5	1 5
③ 放課後等デイサービス (上段：人) (下段：人日分)	180.2 2,343	203.9 2,651	226.2 2,941	250 3244	275 3579	304 3947
④ 保育所等訪問支援 (上段：人) (下段：人日分)	3.0 3.0	4.2 4.2	6.5 6.5	7 7	8 8	9 9
⑤ 居宅訪問型児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	0 0	0 0	0 0	1 5	1 5	1 5
⑥ 障害児相談支援 (人)	23.3	33.4	42.8	55	61	68

## 第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

### (2) 児童発達支援

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 医療的ケア児コーディネーター配置人数(人)	4	4	5	6	7	8

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※第2期実績値の「人日分」：月平均の実利用者が利用した時間数

※第3期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（「1人1月当たりの平均利用日数」は、「児童発達支援」9日、「医療型児童発達支援」5日、「放課後等デイサービス」13日、「保育所等訪問支援」1日、「居宅訪問型児童発達支援」5日）

#### ■ 障害児の保育所等の利用希望及び受入人数の見込量

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)						
（上段：希望人数）				5	5	5
（下段：受入可能人数）	8	5	4	5	5	5
認定こども園 <sup>*26</sup>						
（上段：希望人数）				1	1	1
（下段：受入可能人数）	0	0	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 <sup>*27</sup>						
（上段：希望人数）				31	31	31
（下段：受入可能人数）	7	7	8	31	31	31
幼稚園						
（上段：希望人数）				2	2	2
（下段：受入可能人数）	3	1	2	2	2	2

\*26 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

\*27 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事情で家庭にいない小学生の児童に対し、授業終了後や夏休み等の長期休業中、小学校敷地内外の専用施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(2) 児童発達支援

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定地域型保育事業* <sup>28</sup> (上段：希望人数)				1	1	1
(下段：受入可能人数)	0	0	0	1	1	1
認可外保育施設* <sup>29</sup> (地方単独事業)				0	0	1
(上段：希望人数)						
(下段：受入可能人数)	0	0	0	0	0	1

※ 障害児：障害者手帳の交付を受けている子ども

\*<sup>28</sup> 特定地域型保育事業

0歳から2歳児を対象に、少人数で居宅や事業所を活用して行う保育事業のことです。

\*<sup>29</sup> 認可外保育施設

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことです。「企業主導型保育施設」や「ベビーホテル」などがあります。

(2) 児童発達支援

**(3) 地域生活支援事業**

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態により、市町村が実施するもので、必須事業と任意事業とがあります。

**必須事業 1**

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業

■各サービスの内容

- ① 障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修や啓発を行うもの。
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、障害に係るピアサポート、ボランティア、災害支援などを内容とするもの。

現状と課題

- 毎年12月の障害者週間に合わせて、市役所1階ロビーで障害者団体・障害福祉事業所等の活動発表、パネル展示等を行うとともに、障害者交流フェスティバルを開催しています。
- 障害者支援ネットワーク協議会<sup>\*30</sup>では、スポーツ文化教室、講演会やイベントを主催しています。
- 市では、市内の障害者団体や障害者支援団体に対して障害者団体等自発的活動費補助金を交付しています。

見込量と確保の方策

- ◇ 市内外の事業所や団体による展示や活動報告の機会を確保します。
- ◇ 障害者支援ネットワーク協議会<sup>\*1</sup>による広報啓発活動が充実・深化するよう支援します。

■地域生活支援事業（必須事業1）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進 研修・啓発	講演会、市役所ロビー展示、障害者交流フェスティバル実施			実施		

<sup>\*30</sup> 障害者支援ネットワーク協議会  
障害者団体、障害者を支援する団体、福祉施設などが連携を図り障害のある人もない人も誰もが、地域で安心して暮らしていける社会を目指していく協議会です。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②自発的活動支援 (団体数)	9	6	5	9	9	9

※ 「②自発的活動支援」の「団体数」: 自発的活動費補助金の交付を受けている市内の福祉団体数

必須事業 2

- ③ 障害者相談支援事業（地域相談支援センター）
- ④ 機能強化事業（基幹相談支援センター）
- ⑤ 住宅入居等支援事業

■各サービスの内容

③	障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、福祉サービス利用の支援、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護の援助するもの。
④	基幹相談支援センター <sup>*31</sup> に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化する取り組みのこと。
⑤	賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居に要する調整や家主等への相談や助言を行う。

現状と課題

- 身近な相談窓口として障害者地域相談支援センター<sup>\*32</sup>を2法人に、相談支援の中核機能をもつ基幹相談支援センター<sup>\*31</sup>を1法人に、委託しています。
- 委託先の法人と委託元の行政との役割分担や、有効な連携や協働のあり方が今後の課題となっています。

見込量と確保の方策

- ◇ 相談支援事業の委託を拡充するとともに、市民に身近で有効な相談窓口となるよう事業実施方法を見直していきます。
- ◇ 居住支援について、障害者支援協議会<sup>\*33</sup>での議論をふまえ、関係者によるネットワークや協議の場を設けて、その支援の仕組みづくりを進めます。

\*31 基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

\*32 障害者地域相談支援センター

市が相談支援事業所に基本相談を委託して、障害福祉についての身近な相談窓口としたもの。

\*33 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。



第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業2）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度 (見込値)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
③障害者相談支援 (実人員)	1,044	809	780	780	790	800
④機能強化 (実人員)	123	108	110	125	130	135
⑤住宅入居等支援	未実施			検討	実施	

※「⑤住宅入居」:第6期では、相談支援事業所と行政とが連携・協力して取り組んでいますが、地域生活支援事業としての実施はしていません。今後、障害者支援協議会で、居住支援ネットワークの仕組みを整備し、実施体制を整えます。

必須事業 3

- ⑥ 成年後見制度利用支援事業
- ⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

■各サービスの内容

⑥	成年後見制度 <sup>*34</sup> 利用が有用な障害者で、必要な費用の補助がなければこの制度の利用が困難となる人を支援するもの。
⑥	成年後見制度 <sup>*34</sup> の後見業務を適正に行える法人を確保し、法人後見の活動を支援するもの。

現状と課題

- 介護する家族の高齢化等により、ニーズが徐々に高まることが予想されます。
- 障害者家族の中には、成年後見制度を知っていても、利用のしづらさなどから利用を控えてしまう人もいます。
- 成年後見制度<sup>\*5</sup>を担う第三者の専門職は、需要に対して少数です。市社会福祉協議会も法人として成年後見受任をしています。
- 市が市社会福祉協議会に委託した権利擁護支援センター<sup>\*35</sup>では、市民後見人の養成を進めていますが、市民後見人の受任には至っていません。

見込量と確保の方策

- ◇ 権利擁護支援センター<sup>\*35</sup>の機能の充実と、障害のある人の財産管理と権利の擁護の一層の充実を図ります。
- ◇ 相談支援業務のなかで、権利擁護が必要な案件を把握した場合、成年後見制度を円滑かつ有効に活用できるよう、事務作業の効率化を図ります。

\*34 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合、財産管理や介護サービスの契約、遺産分割の協議などが難しい、或いは悪徳商法の被害にあう恐れがあります。判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

\*35 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

■ 地域生活支援事業（必須事業3）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥成年後見制度 利用支援（受 任件数（人）	5	6	7	9	10	11

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦法人後見の受 任件数（人）	7	9	8	9	10	12

※ 「⑥成年後見制度利用支援（受任件数）」：市長申立により第三者の専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が後見（保佐・補助）業務を担っている障害のある対象者の実人数です。

※ 「⑦法人後見の受任件数」：法人格を持つ団体・組織が、第三者として後見（保佐・補助）を担うものです。本市では社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会が、市内の高齢者や障害者の後見を受任しています。

(3) 地域生活支援事業

必須事業 4

⑧ 意思疎通支援事業

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

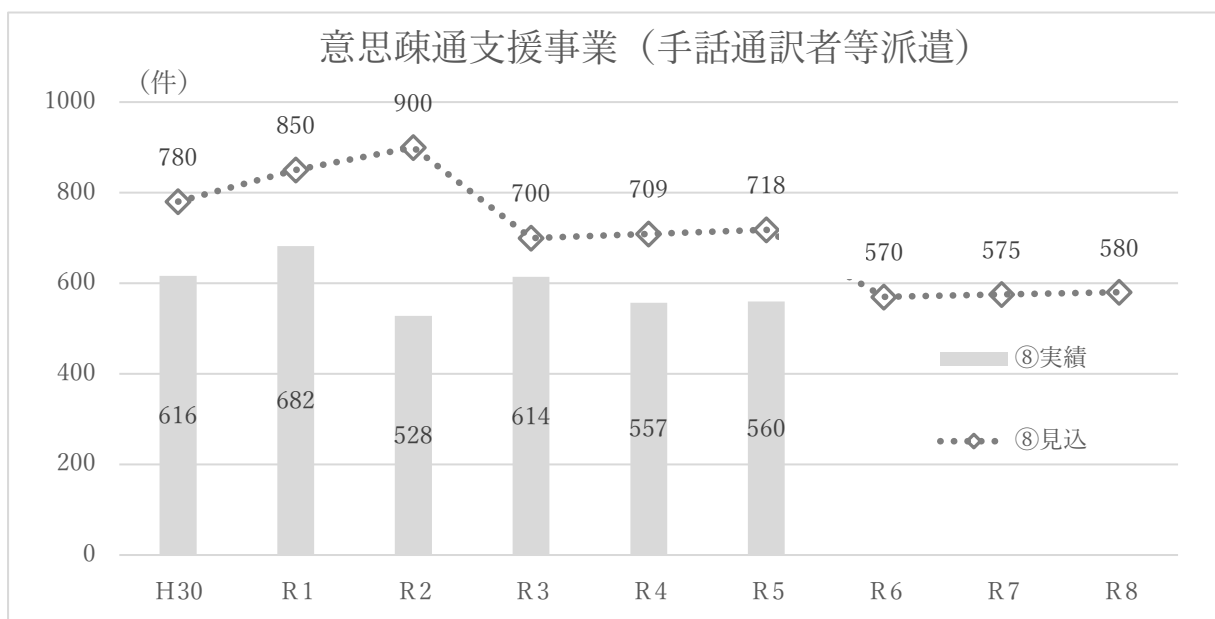
■各サービスの内容

⑧

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通を円滑化するもの。

⑨

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修。



現状と課題

- 利用者の高齢化により、介護保険に係る手続きなど手話通訳の時間が長くなる傾向にあります。
- 市民のための手話奉仕員の養成講座を主催し、手話通訳の担い手の養成をしていますが、就労している人が多い為、登録手話通訳者の増に繋がっていません。

見込量と確保の方策

- ◇ 利用している高齢のろう者は、手話以外の意思疎通が難しい為、今後も手話通訳が必要であり、利用時間は長くなると考えられます。
- ◇ 手話通訳派遣事務所の利便性を高めるため、タブレット端末による遠隔手話を検討していきます。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業4）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧意思疎通支援						
手話通訳者・要約筆記 <sup>*36</sup> 者派遣 (件)	616	682	379	700	709	718
手話通訳者設置 (所)	1	1	1	1	1	1
⑨手話奉仕員養成研修 (人)	6	7	5	10	10	10

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

※手話通訳派遣は、社会福祉協議会に委託し、手話通訳派遣事務所を設置して実施しています。

※要約筆記派遣は、埼玉県聴覚障害者福祉会に委託して実施しています。

<sup>\*36</sup> 要約筆記

聴覚に障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とします。

必須事業 5

⑩ 日常生活用具給付事業

⑪ 移動支援事業

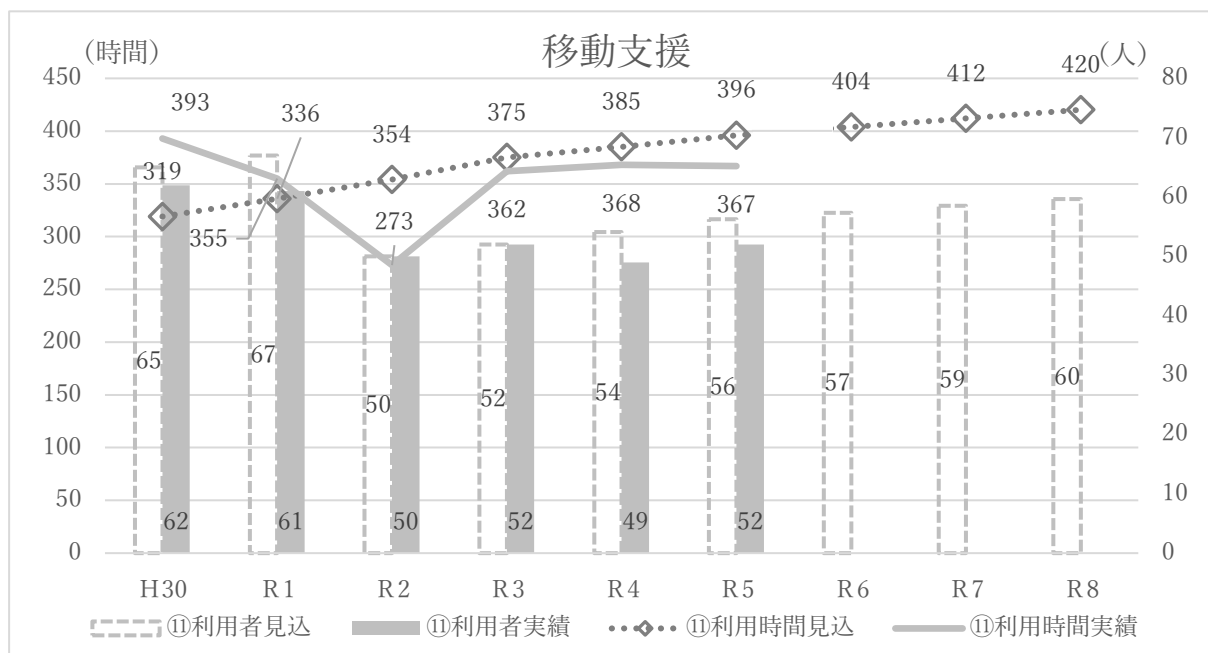
■各サービスの内容

⑩

重度の障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜をはかるもの。

⑪

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出の支援をし、地域での自立した生活や余暇活動などの社会参加を促進するもの。



現状と課題

- 日常生活用具給付の大半はストマ用装具・紙おむつといった排泄支援用具です。障害のある子どもの成長発達に伴い、同一品目のサイズや枚数などの見直しをしています。
- ここ数年、移動支援事業は、利用者数と利用時間は横ばいです。

見込量と確保の方策

- ◇ 情報通信機器の進展に伴う福祉用具の開発・普及に合わせて、指定品目の見直しを進めます。
- ◇ 移動支援は、日中の外出や余暇以外にも、急用に即応できるよう指定事業所を増やします。複数の事業所を利用者が併用でき、ニーズに即応できるようにします。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業5）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩日常生活用具給付 (各種支援用具) (件)	1,543	1,308	1,372	1,398	1,425	1,453
介護・訓練支援 <sup>*37</sup>	0	6	7	8	8	9
自立生活支援 <sup>*38</sup>	5	1	2	3	5	7
在宅療養等支援 <sup>*39</sup>	3	3	3	3	5	3
情報・意思疎通 <sup>*40</sup>	14	22	25	25	25	25
排泄管理 <sup>*41</sup>	1,517	1,308	1,332	1,356	1,381	1,406
居宅生活動作 <sup>*42</sup>	4	0	3	3	3	3
⑪移動支援 (上段：人)	52	49	52	57	59	60
(下段：時間)	362	368	367	404	412	420

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

\*37 介護・訓練（支援用具）  
特殊寝台、入浴担架、体位変換器、移動用リフトなど

\*38 自立生活（支援用具）  
入浴補助用具、頭部保護帽、T字状・棒状の杖、車椅子段差異降機、聴覚障害者用屋内信号装置など

\*39 在宅療養等（支援用具）  
ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計・体重計、人工呼吸器用自家発電機（又は外部バッテリー又はポータブル電源）など

\*40 情報・意思疎通（支援用具）  
視覚障害者用のポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、拡大読書器など

\*41 排泄管理（支援用具）  
ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

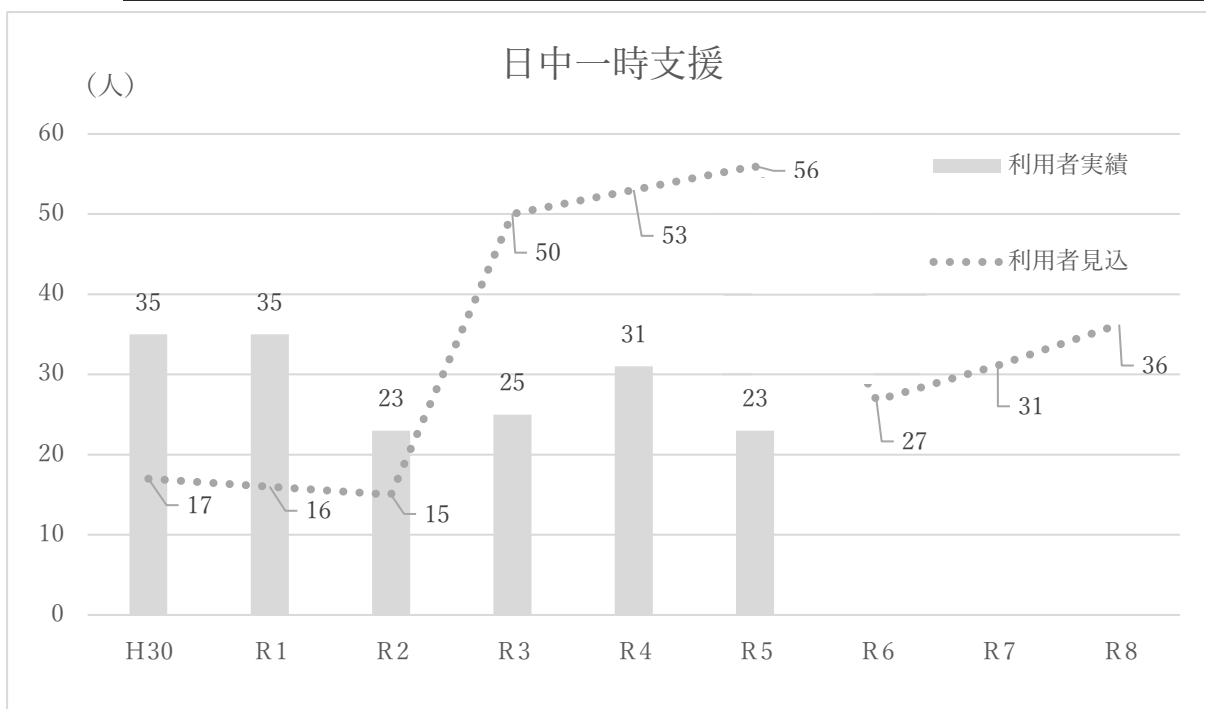
\*42 居宅生活動作（支援用具）  
手すりの取り付け、スロープによる段差解消などの小規模な住宅改修

必須事業 6

- ⑫ 日中一時支援
- ⑬ 訪問入浴サービス

■各サービスの内容

⑫	障害者等の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的として実施するもの。
⑬	身体障害者の地域生活の支援のため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するもの



現状と課題

- 日中一時支援は、生活介護や就労継続支援 B 型事業を利用した後、仕事を持つ保護者が帰宅するまでの時間帯に利用ニーズがあります。市内では 2 事業者（令和 5 年 1 2 月現在）によるサービス提供のため、希望どおりに利用ができない現状にあります。
- 訪問入浴サービスの利用者は少ない現状にあります。

見込量と確保の方策

- ◇ 日中一時支援事業の指定事業所が増えるよう、事業所の参入を促します。
- ◇ 重度の障害児の成長に伴い、家庭での入浴介助が困難となります。居宅介護（身体介助）のと組み合わせた効果的なサービスの在り方を検討します。



第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業6）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度 (見込値)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
⑫日中一時支援 (上段：利用事業所数)	4	5	5	6	7	7
(下段：利用人数)	25	31	23	27	31	36
⑬訪問入浴サービス (上段：委託先事業所数)	1	1	1	1	1	1
(下段：利用人数)	2	2	1	2	2	3

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

(4) その他事業

■発達障害者等への支援

種 類	第6期 実績			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
ペアレントトレーニング* <sup>43</sup> やペアレントプログラム* <sup>44</sup> 等の受講者数<上段>・実施者数<下段>(人)	10	10	10	12	12	14
	—	—	—	3	3	4
ペアレントメンター* <sup>45</sup> の人数(人)	0	0	0	2	2	3
ピアサポート* <sup>46</sup> 活動への参加人数(人)	5	10	15	15	15	16

※本市では、自発的活動費補助金を活用した委託事業として、ペアレントトレーニングを令和2年度から実施している。

\*<sup>43</sup> ペアレントトレーニング  
子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルの獲得を目指すものです。

\*<sup>44</sup> ペアレントプログラム  
ペアレントトレーニングの内容にあたり、講義・演習・ロールプレイ・宿題に参加者は取り組みます。

\*<sup>45</sup> ペアレントメンター  
障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のことです。

\*<sup>46</sup> ピアサポート  
障害のある子どもを育てる親という共通の立場・役割にある者同士が、親睦・交流・学習・社会活動等の自助活動の活動のことです。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策  
(4) その他事業

■精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種 類	第6期 実績			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
協議の場（注1）の開催回数（回）	0	0	0	1	1	1
関係者の参加者数（人）	0	0	0	10	10	10
目標設定・評価の実施回数（回）	0	0	0	1	1	1
精神障害者への個別給付						
地域移行支援（人）	0	0	0	1	1	1
地域定着支援（人）	0	0	0	1	1	1
共同生活援助（人）	3	3	3	4	4	4
自立生活援助（人）	2	2	2	3	3	3
自立訓練（生活訓練）（人）	3	2	4	4	4	4

注1) 地域の助け合い、教育、住まい、就労、保健・予防、医療、障害福祉・介護の多領域多機関が連携し、支援の仕組みづくりを協議する会議。

■相談支援体制の充実・強化

種 類	第6期 実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有			有		
相談支援事業者に対する指導助言の件（注2）（件）	13	18	11	20	20	20
人材育成の支援件数（注3）（件）	9	7	4	10	10	10
連携強化の取組の実回数（回）	7	10	4	10	10	10
基幹相談支援センターによる個別事例の検証の実施回数（回）	—	—	—	5	5	5
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置数（人）	—	—	—	1	1	1
協議会での個別事例検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 上段：者数（人）/中段：協議会数 /下段：実施回数（回）	—	—	—	10 1 2	10 1 2	10 1 2

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(4) その他事業

注2) 市内の相談支援専門員に対し、基幹相談支援センター職員による基本相談や計画相談についての知識・技術の情報提供や実務上の助言や提案のこと。

注3) 市内の相談支援事業者に対し、基幹相談支援センターが提供する研修機会のこと。

注4) 障害者支援の体制整備やまちづくりにつながる社会資源創出・開拓に関する取組みのこと。

■ 障害福祉サービスの質の向上の取組

種 類	第6期実績			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修(注5)への参加人数(人)	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム(注6)の審査結果を共有する体制の有無	有			有		
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果共有の実施回数(回)	1	1	1	1	1	1

注5) 県が実施する障害福祉サービス等に係る市町村職員を対象とする研修のこと。

注6) 障害福祉サービス事業者等からの報酬請求に対して、国民健康保険連合会が支払いに際するときに用いるシステム(障害者自立支援審査支払等システム)のこと。

## 第5章 計画の推進

## 第1 市民・関係機関との連携

---

第5期障害者支援計画の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関の協議が欠かせないことから、障害のある人をはじめ、その家族、各種障害者施設、その他関係機関及び鶴ヶ島市障害者支援協議会と連携を密にし、計画の推進を図っていきます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のサービス見込量や事業所の指定などについて、埼玉県障害福祉計画と必要な調整を図り、この計画が円滑に進むようにしていきます。

鶴ヶ島市障害者支援協議会とは

鶴ヶ島市における障害者等への支援体制に関する課題を共有し、市の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議です。

《協議事項》

地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること

困難な事例への対応のあり方に関すること

地域の社会資源の開発、改善等に関すること

委託相談支援事業者等の運営評価等に関すること

相談支援の体制整備に関すること

鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること

《組織》

保健・医療関係者

教育・雇用関係機関

民生委員・児童委員

社会福祉協議会職員

障害者関係団体

障害者等、障害児の保護者又は介護者

障害福祉サービス事業者

学識経験者

## 第2 情報の提供・広報

---

第5期障害者支援計画の基本理念である「ともに生きるやさしさのあるまち」を実現するためには、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのために、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨や第5期障害者支援計画の内容の普及啓発に努めます。

また、この計画を推進するために、関係機関への第5期障害者支援計画の配付、市民センター・図書館などでの計画書の閲覧、インターネットホームページへの掲載などを通して、広く周知します。

### 第3 計画の達成状況の点検及び評価

---

計画期間（令和6年度から令和8年度）の各年度において、達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づき見直しを行うなど、計画に掲げる目標の達成に向けて必要な対策を講じます。

また、点検・評価の際は、鶴ヶ島市障害者支援協議会などに意見を聴くとともに、その結果を公表します。

### 第4 財源の確保

---

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠です。

これらの計画に設定した各種サービスごとの見込量を確保するために、行財政改革の実効性を高め、財政健全化を図ることはもとより、障害者福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、国や県の負担金・補助金など必要な財源の確保に努めます。





## 資料編

## 1 鶴ヶ島市障害者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、鶴ヶ島市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立した日常生活及び社会生活の促進を図り、障害児の保護者又は介護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 困難な事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (5) 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用等、相談支援の体制整備に関すること
- (6) 鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・雇用関係機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 障害者関係団体
- (6) 障害者等、障害児の保護者又は介護者
- (7) 障害福祉サービス事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、専門的知識を有する者及び関係機関等のうちから市長が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(守秘義務)

第9条 協議会及び専門部会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らし  
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 【委員名簿】

会長 本名 靖

副会長 菊本 圭一

No.	区分	委員構成	氏名	所属
1	1号	保健・医療関係者	大竹 智英	坂戸保健所
2	1号	保健・医療関係者	大谷 博美	鶴ヶ島在宅医療診療所
3	1号	保健・医療関係者	石田 直美	市保健センター
4	2号	教育・雇用関係機関	金野 一真	市こども支援課
5	2号	教育・雇用関係機関	田中 仁也	市教育委員会教育センター
6	2号	教育・雇用関係機関	金子 周平	毛呂山特別支援学校
7	2号	教育・雇用関係機関	平田 佳子	市立発育支援センター
8	3号	民生委員・児童委員	宮部 文子	民生委員・児童委員連合協議会
9	5号	障害者関係団体	菊本 圭一	社会福祉法人けやきの郷
10	5号	障害者関係団体	高橋 智子	特定非営利活動法人 こっこの会
11	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	町田 弘之	公募
12	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	松本 曜	公募
13	6号	障害者等、障害児の保護者又は介護者	渡邊 朗子	公募
14	7号	障害福祉サービス事業者	若山 孝之	特定非営利活動法人 埼玉障害者センター
15	7号	障害福祉サービス事業者	山下 信一	株式会社てくてく
16	7号	障害福祉サービス事業者	筋野 裕右	トータルファミリーサポートあゆみ
17	7号	障害福祉サービス事業者	細貝 ひな子	NPO法人カローレ
18	7号	障害福祉サービス事業者	松本 貴至	特定非営利活動法人 あゆみ福祉会
19	8号	学識経験者	本名 靖	社会福祉法人ひまわり福祉会 元東洋大学ライフデザイン学部

## 2 鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を統合し、鶴ヶ島市障害者支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 支援計画の策定に関して必要な事項を審議するとともに、策定案の作成に関すること。
- (2) その他支援計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部参事の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、障害者福祉課が担当するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 【委員名簿】

	所 属	氏 名	備 考
1	総合政策部長	袴 田 健	
2	総務部長	高 澤 嘉 晴	
3	市民生活部長	白 井 克 英	
4	福祉部長	円城寺 菜穂子	委員長
5	健康部長	田 村 潤一郎	副委員長
6	都市整備部長	田 村 智	
7	都市整備部参事	後 口 秀 樹	
8	教育部長	伊 東 栄 治	
9	教育部参事	深 谷 朋 代	

### 3 計画策定の経過

日付	内容	備考
令和5年 6月2日	第1回障害者支援協議会 ・第5期障害者支援計画について ・障害者市民意識調査について	
6月20日	第1回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・障害者市民意識調査について	
6月29日～ 7月31日	障害者市民意識調査実施	
7月20日～ 7月24日	障害者団体等ヒアリング実施	
10月19日	第2回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・計画の位置づけについて ・現状と課題について ・基本理念・施策体系について	
12月18日	第3回障害者支援協議会障害者支援計画策定に係る作業部会 ・障害者プラン（案）について ・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について	
12月21日	第1回障害者支援計画策定委員会 ・第5期障害者支援計画（素案）について	
令和6年 1月25日	市議会全員協議会	
1月26日	障害者支援協議会 意見聴取（書面） ・第5期障害者支援計画（素案）について	
1月26日～ 2月24日	市民コメント実施	
3月5日	第2回障害者支援計画策定委員会（書面） ・市民コメントの結果について ・第5期障害者支援計画（案）について	

## 4 市民コメント制度の実施

計画策定にあたって広く市民の意見を求めるため、市民コメントを実施しました。

### ■市民コメントの概要

項目	内容
実施期間	令和6年1月26日～令和6年2月24日
公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページに掲載</li><li>・情報公開コーナーにおける閲覧</li><li>・各市民センター、若葉駅前派出所、保健センター、女性センター、中央図書館、障害者福祉課における閲覧</li></ul>
応募件数	28件



第 5 期鶴ヶ島市障害者支援計画

第 7 期鶴ヶ島市障害者プラン

第 7 期鶴ヶ島市障害福祉計画

第 3 期鶴ヶ島市障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 鶴ヶ島市

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 1 6 - 1

電話 049-271-1111

編集 鶴ヶ島福祉部障害者福祉課